

令和3年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

令和3年3月24日

京都府相楽郡笠置町議会

令和3年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和3年3月24日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和3年3月24日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和3年3月24日 20時32分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向 上担当参 事兼税住 民課長事 務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	西 昭 夫		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和3年第1回笠置町議会会議録

令和3年3月11日～令和3年3月24日 会期14日間

議 事 日 程 (第3号)

令和3年3月24日 午前9時30分開議

- 第1 決議第1号 議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議
- 第2 決議第2号 中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議
- 第3 議案第22号 特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件
- 第4 議案第23号 令和3年度笠置町一般会計補正予算(第1号)の件
- 第5 発委第1号 笠置町議会会議規則一部改正の件
- 第6 一般質問
- 第7 諸般の報告
- 第8 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（大倉 博君） 日程第1、決議第1号、議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算に関する付帯決議の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議会運営委員会、西委員長。

議会運営委員長（西 昭夫君） 決議第1号、令和3年3月24日、提出者、笠置町議会運営委員会委員長、西昭夫。

議案第17号、令和3年度笠置町一般会計予算に関する付帯決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議。

議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」については、総合常任委員会において2度に渡り行政側からその予算等説明を受けたものであるが、議員からの質疑に対し、行政側は議会が求める十分な説明には及びきらず、委員会を終えた。

国や府からの交付金を活用し事業を実施していくことは、財源不足に喘いでいるわが笠置町にとって重要かつ不可欠なことであり、行政側は日々業務研鑽に尽力されていることは承知している。しかしながら編成を含む本予算の説明では、その交付金事業等の一部が町にとって真に必要で、かつ継続的・有効的に活かされているとは理解できず、当該事業によって町の将来像にどのように繋がるものかが不明瞭であると判断せざるを得ない。

本議会としては、笠置町第4次総合計画策定が大幅に遅れており、令和3年度予算にその方針を明確にし、反映できない状況下にあることは承知している。また、本予算には新規事業を含む住民の福祉事業なども多く含まれていることから、予算の否決によって事業の執行停止を余儀なくされ、一定期間、住民生活の低下を招く恐れがあるとも判断できる。どこまでも行政側の説明不足からくる不信感は払拭されないが、本来の議会の役割の1つである住民の立場に立った住民福祉の追及を鑑み、可決したものである。

行政側はこのような議会の思いを十分に理解の上、今まで実施されてきた事業を評価・検

証し、後年に活かすことのできる計画的かつ適正で適格な事業展開とすることとして、下記事項に十分留意され、住民生活に寄り添った予算措置に取り組みられるよう強く求める。

記。

1、予算の編成にあつては予算の必要性を鑑み、事業実施の目的や有効性、町の将来像を十分に検討した上で策定すること。

2、事業を計画するに際し、各事業が単なる点に留まることなく、それぞれが相乗効果を生むよう工夫され、かつ将来にわたって住民生活にどのような繋がりとなるかを説明し、住民の理解を得ることができるよう尽力すること。

3、本定例会において、議員の質疑に対し答弁ができなかった問題について、早急に原因を究明し、直ちに改善を図られること。

4、職員への業務の指示は確実にいき、町として責任を持って業務の遂行に当たらせること。

以上、決議する。

令和3年3月24日。

京都府相楽郡笠置町議会。

議長（大倉 博君） 質疑を省略してよろしいか、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、質疑を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議について反対討論いたします。

まず初めに、全面的に内容を否定するという立場にないことを申し上げたいと思います。

この間の当初予算の説明の中で、町側から十分に説明が尽くされていないという事実は確かにありました。そして、ここでも触れられているように、その問題については直ちに究明すべきであるなどの指摘は当然のことであると考えています。

ただその一方、この議案、初めて検討に付されましたのが3月22日の議会運営委員会でのことでした。その中には、「交付金事業などの一部が町にとって真に必要でかつ継続的・有効的に活かされているとは理解できず」との文言が入っています。議会の意思を示す際に、

議員は当然その文書の内容については、範囲、また何を指しているのかしっかりと議論して一致させる必要があると考えています。この一部の事業など、この間の説明の中でできなかった部分というふうに推測はされますけれども、十分に確認されていませんので、一部が何を指しているのか、どこまでの範囲かというところにもう少し議論の必要性があったのではないかと考えています。

また、「理解できず」と表現がありますけれども、例えば説明は不十分であるけれども、進める、この事業については進めることはあり得るだろうという問題もあるのではないかと考えています。一例として、石の国のサイトについて更新がされていなかったり、不十分な古い情報が載せられているなどの指摘がありました。これについては当然改善が必要と考えます。ところが、来年度からの地域活性化起業人事業の中には、映像会社からの派遣ということで、お一人の方にメディア活用による観光情報発信という項目が主要事業調書には書かれています。笠置町として、この情報発信をするということ自体は理解できないわけではなくて、進めることもあり得るだろうという判断も私自身はあります。そういうところで、やはり十分な検討の時間、調整する時間が私一個人、一議員としては、ちょっとなかったという判断をしています。

それから、もう一つですが、「本来の議会の役割の1つである住民の立場に立った住民福祉の追及を鑑み、可決したものである」という表現がありますけれども、これもですね、追及の字が「及ぶ」になっているわけですが、私は「求める」が正しいのではないかと、この後の検討のほうで考えが及びました。何が言いたいかといいますと、やはり十分な検討、議論の時間がないままに議会運営委員会の中で採決されたという状況の中で、私自身が一議員として十分に責任を持ってこの検討をして採決するということが不可能であるという判断に至りました。なので、そういう点で賛成しかねる。ただし、全面的に反対ではないということを重ねて申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから決議第1号、議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議の採決を行います。この採決は起立によって行います。決議第1号、議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、決議第1号、議案第17号「令和3年度笠置町一般会計予算」に関する付帯決議は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第2、決議第2号、中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会、西委員長。

議会運営委員長（西 昭夫君） 決議第2号、令和3年3月24日、提出者、笠置町議会運営委員会委員長、西昭夫。

中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

中町長に対して議会の権限を侵害し町政運営に対し注意を喚起する決議。

先般、笠置町、和東町、南山城村の3町村が合同で発行されている広報紙において、来年度に予算を伴う事業を実施する広報がなされた。

議会は、町村長等の執行機関に対して、その町村等の議事機関、意思決定機関として存在している。そして、現行の地方自治法では条例、予算は議会が決定し、また重要な行政執行についても、あらかじめ議会の議決を経ることとしている。

これらは地方自治法第96条において、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」と規定し、当然のことながら予算を定めることが第1項第2号で記されている。

この地方自治法第96条による議会の議決権は、議会の権限中の基本的であり、かつ本質的なものであって、議決を要する事件については、議会の議決によって普通地方公共団体としての意思が初めて決定する重要なものである。仮に議決を欠いた執行行為は原則として無効となるなど、議会が持つ議決権とは、議会の最も重要な使命であり、職責である。

我々議会議員は、笠置町の発展と住民の安心安全な生活を守るため、その職責を日々、遂行しているところである。

また、同法第109条第6項及び第112条第1項但し書きにおいて議会には予算の提出権がないことが明記されており、かつ同法第149条第2号においては予算の提出権は普通

公共団体の長に属するとされ、同法第211条第1項では「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。」とされている。さらに同法第222条第1項及び第2項では必要な予算の措置が適確に講じられる見込みが得られるまで条例等の議会提出ができないとする、予算を伴う条例、規則等について制限されている。

しかしながら広報紙に掲載された事業においては、来年度当初予算の議決を経る前に事業を実施する旨を広く示された。これは地方自治法に対する違法行為であり、当然、議会に対する議決権の侵害となる。このことは議会軽視と判断せざるを得ない。

また、議会はもとより、住民への信頼、ひいては広報紙を同じくしている近隣の自治体に対しても信頼を損ねかねない、重大な過失であるといえる。

よって、笠置町議会は中町長に対し、議会を軽視する議会の議決権を無視した町政運営と、住民及び近隣町村への信頼失墜に猛省を促し、笠置町政の正常化を要請し、併せて今後このようなことがなきよう注意する。

以上、決議する。

令和3年3月24日。

笠置町議会。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略します。

これから決議第2号、中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議の採決を行います。この採決は起立によって行います。決議第2号、中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、決議第2号、中町長に対して議会の権限を侵害した町政運営に対し注意を喚起する決議は、原案のとおり可決されました。

ただいま決議第1号及び決議第2号が可決されました。特に発言があれば許可します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいま議会のほうから決議第1号及び第2号の2本の決議が承認されました。このことに関しまして、早急に原因を究明した上で、所要の手續、

それから職員教育の徹底を指示しているところがございますが、二度とこのようなことが生じないように我々もきちんとチェックをしていくということで、御了承いただきたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） 日程第3、議案第22号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。議案第22号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

広報れんけい3月号でお知らせした内容について、議会の令和3年度当初予算の議決を経ないまま掲載し、議会議員の皆様や町民の皆様に混乱を招いたことによる管理監督責任並びに地方自治法違反の要綱を公布してしまった件について、その責任があることから、この案を提出するものでございます。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。

総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第22号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件について、説明をさせていただきます。

先ほど町長からの説明にもありまして、このたびの件につきまして、町長からの申出により、町長の給与の額を4月分について1割削減するものでございます。それに関連して、条例の一部改正をさせていただいておるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、説明があったんですけども、もう少し詳しく説明してもらえませんか。といいますのは、前回、議案第2号でも一応お聞きしたんですが、この笠置町特別職報酬等審議会条例について、この特例ということについて、第2条に審議会の意見を聴くものとするとうたっているんですが、一応、これについて聞かれたんですか、お聞きします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の件については、報酬審議会のほうには聴いておりません。今回の件については、先ほども説明させていただいたとおり、町長からの申出によって、一定期間特例でということでの給与の減額ということですので、報酬審議会のほうには聴いてはおりません。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

聴いていないということですね。そうすると、何ていうんですか、これについてですね、第2条、先ほども言いましたように、委員会の意見を聴くものとするとうたってあるんですが、特例の場合は、それは関係ないということは、例規集にはうたってあるんですか。どうなんです。そういう点を詳しく説明してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

報酬審議会のほうに話を聴く内容については、町長の給与であったり、特別職の給与そのものの給与の額を変更する場合には報酬審議会の御意見を伺うということでございますので、今回のように元の給与の金額については変更はございません。今回の場合でしたら、4月分については100分の10を町長の申出により減額をするということですので、報酬審議会の意見は聴いていないということでございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 聴いていないということですね。町長の意見で、それ、前回もお聞きしたんですよ。下げる場合はそれで結構ですけれども、もしこの金額を上げるときでも、町長の件で審議会を開かないということですか。そういう点ですね、はっきりして、やはり規約でうたってある以上は、そういう対応を取れなかったということに対してどういうふうに総務のほうで考えておられるのか。そういう点、発言をお願いします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問ですけれども、先ほど質問の中で、町長の給与を上げる場合どうするんだというようなこともありました。町長であったりとか特別職の、議員特別職に係る者の報酬の金額のをもとを上げるであったり、下げるであったりする場合は、報酬審議会の意見をお伺いすると。今回については、特例ということと、あと町長からの申出があったということですので、報酬審議会のほうの意見はお伺いしていないということですので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この間もそうでしたけれども、答弁はできれば明示的にお願いしたいと思うんです。先ほどの回答で包括しているとは思いますが、町長の申出があり、特例であれば、上げる場合についても、報酬を引き上げる場合についても報酬審議会にかけないのかということが直接聞かれていることと思いますので、そういう場合もあるのか、ないのか、基本的にはかけないのか、そのあたり、しっかり回答いただきたいと思います。明示的な回答、答弁をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問ですが、町長の給与等を特例で上げるということはありません。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。由本議員。

3 番（由本好史君） 3 番、由本です。

今回、4 月分だけ 100 分の 10 をカットするということなんですけれども、その根拠、基準というものがあつたらお示し願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

給料の 100 分の 10、1 か月カットというのは何を根拠としているのか、これは明確にこれをしたからこういうふうに給料の 1 割をカットしますという基準はございません。同種のこのような事案に対して、他の自治体の運用はどうであるか、そういったところの均衡と申しますか、標準的なものをこちらのほうで活用させていただくというか、導入させていただいて、決定をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 22 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 22 号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立多数です。したがって、議案第22号、特別職の職員で常勤の者の給与の額の特例に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ723万8,000円を追加し、総額を14億3,170万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、笠置町参与の設置に関する条例に基づき、4月より特別職の職員の参与を置くためです。

なお、参与につきましては、行財政改革の一層の推進という業務を担当していただくと考えております。

歳入は、財政調整基金繰入金を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、723万8,000円を追加し、総額を14億3,170万5,000円とするものです。

それでは、議案書の8ページをお願いいたします。

歳出のほうですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で職員人件費、特別職として723万8,000円を計上させていただいております。町長の説明にもありましたとおり、4月より参与職の職員を置くことに伴う人件費を計上させていただいております。

なお、歳入につきましては、財政調整基金繰入金を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

今、町長、行財政の改革の一層の推進とおっしゃいましたが、前回の議案の説明のところではね、劇的に好転することはないということをおっしゃられているんです。その後、自主財源の確保につなげるとはおっしゃられたんですが、これ課長会議とかにも諮っていない、ただ、一部の財政担当者には話をしている、そのぐらいで町長が人事を決められるのかというのは、ちょっと浅いような気がするんですが、そもそもね、今の笠置町にそういう目的で参加が必要かどうかを聞きたいんですがね。委員会では、参加を入れて、町長、副町長、参加の3人体制でいく旨の発言があったと思いますが、そもそも行財政の改革立て直し、健全化ですよ、現在の職員の体制ではできないんですかね。僕の記憶では、たしか副町長、企業会計や複式簿記にも精通されているって言うてはったような記憶があるんですが、過去の職場では業務、財務に携わっていたとも聞いていたんでね。さらに現在、笠置町には企業人として、京都信用金庫からも人材が派遣されていますよね。これは、金融関係というのはお金を貸すだけじゃなくて、いろんな会社をよくするため、財務の見直しとか立て直しの提案とかをするプロの集団ですよ。そこから人が派遣されているんですよ。

それを踏まえると、現在の職員でできると思います。町長はできないと思っているのは、できないと思っておられるなら、その理由をお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問にお答えいたします。

まず、企業人というのは、実際の行政事務を担当していただいている運営の上で、それぞれの地域にある特色であるとか特質であるとかということと、それから、各企業人さんのスキルでありますとか、経験、人脈でありますとかを行政に反映させていくための提案をしていただくと。一部、直接事務を担当していただいておりますが、基本的には、企業の持つスキルでありますとか、力をお貸しいただくというのが本来の趣旨でございます。

いわゆる外部の目から見た笠置町行財政の改革についての的確な指摘をいただきたい。長年、笠置町の中で定例化しているいろんな事象がございますが、外部の人間の、それも実務に精通した方を入れることによって、全案件についての見直しを進めていきたいということでございます。そのための提案でございます。以上です。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） 私語はやめてください。あるんやったら手を挙げて言ってください。

（「いやいや、議長、おかしいって。答えになっていない」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長、どうですか、答えがなっていないという話ですけども。

（「どうですかって議長が聞いてどう思うんですか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 町長、どうですか。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。追加の説明をさせていただきます。

なぜ外部からの人員が必要なのか、内部での改革というのができないのかということですが、確かに京都府などにも職員派遣をしていただいて、職員の交換をしているわけですが、いわゆるいろんなところでの改革であるなり、財政の削減であるなり、補助金の取り方などについて、私自身も分からない点多々ございます。これは、財政のまず専門家といいますか、財政にたけた方の御助力をいただきたいということが1点ございます。

それから、行政全般についてですが、先ほども議会のほうから御指摘ございました、いろんなミスでありましたり、いろんな失敗であったりということが非常に目立つわけでございます。そのことについて、一応、4月以降、行財政改革についての課長補佐レベルでの何らかの形のチームもつくりたいとは考えておりますが、そこに、その場所において、それを主管していただいて、リードしていただくという核になっていただけるような人が必要なんじゃないかというふうに感じております。

会計が劇的に好転するのということになりますと、それは一朝一夕に、こうすれば財政が劇的に改善するというのはなかなか難しいと思います。これは全国の市町村どこでも同じことだと思えますが、少しでも財政の改善のためにできることをやっというふうにして決意しておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、外部の目って、目線ですよ。目線と言わはりますけれども、さっき言うたみたいに副町長も精通しているわけですよ。副町長、外部というか、笠置町内の人間ではないですよ。信用金庫から来ている人も外部の人間ですよ。いろんな事業をやってもらっている。それならこれ入れてもろうたらいいですよんか、協力してもらったらいいですよんか。ほなら経費をかけずにできるわけですよん。それこそ町長が言われる財政の立て直しとかにつながらん違いますか。こんだけ700万円かけてね、好転するかどうか分からない。それやったら、今ある職員で努力をして、僕は十分能力を持ってはると思えますよ。町長が命令したら、そうやって動くわけでしょう。やってもらったらいいんちゃいますか。それでできへんかったら、そこで改めて問題を洗い出したらいいんちゃいますか、と思えますけれどもね。

できませんか。副町長とかどう思うてはりますか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問でございますが、内部の人間で行財政改革ができないか。私がそういったことの統括的な外の目線から見て、あるいは企業人の応援を得てそういうことができないかという御質問でございます。

実際、笠置町の職員のみんながですね、大変財政厳しい、そういった中で予算を編成したという実感を持っております。どうすれば歳入を増やし、どうすれば歳出を削減し、最大のパフォーマンスを発揮できるのか、いろいろと工夫をしてやってきました。その経験値というのは大変高いと私は評価をしております。笠置町職員でやってやれないことは、恐らくないでしょう。町長が言われたように、そういった町内の職員を集めてプロジェクトチームを組み、町長が指示をされて、それでやろうじゃないかというような号令をかけていただければ、一定の成果が出てくるだろうというふうに思います。

それにプラスアルファ何かが必要であれば、そこはまた新たな外部の視点で応援を求めるといことはあろうかと思うんですけれども、今回の参与の必要性、その他外部人材の協力によるというところは、あってもよい、あるいはそういったものの必要性というのは一定あるが、西議員の御質問にストレートにお答えするのであれば、内部の人間でその分の相当な部分というのはやはりやりきれぬ。それだけの笠置町職員は私はモチベーションをしっかりと持ってこられてきている、これまでの2か年にわたる研修の中でも、危機管理といったようなところで笠置の危機管理、お金がないというところを職員がきっちり上げてくれました。それをどうすればよいかということも研修の中で悩みながらも、こうしたらどうだ、ああしたらどうだというようなアイデアも出してくれています。私は職員を全面的に信頼をし、一定のレベルはやりきれぬ。そして、それをリードするのは誰かというようなところで、参与がよいのか、またほかの方がよいのかというのは議論してあろうかと思っておりますので、内部の人間でやりきれぬかどうかということに関するお答えとしては、以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長、全然話し合われていないような、何かこう分かるような答弁やったんですけれども、それは町長が思っていることを具現化するためにいろいろやらはったらいとは思いますが、ただ、今回のこれの案って、勝手に人を引っ張ってきてお金つけろみたいな言うようなふうにはしか聞こえないですけれどもね。実際に委員会のときの説明でも、一部

の財政担当者とは話をしたというだけで、全体としてはこれについて話はしておられないんですよ。せやから副町長と町長が若干話が違うんでしょうけれども。その辺どう説明されますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問です。

確かに副町長の答弁にはございました、職員の力である程度のことは可能と。それは主に歳出削減についてはある程度は行っていくことは可能だというふうに私は思っています。ただし、それぞれの財源の確保について、笠置町の現在のスキルで十分な財源が確保できるかどうか、そのことについて、私は若干不安に思っております。どのような形で財源を獲得できるのかについては、そのほうの実務に精通した方が必要なんじゃないかということで私は判断させていただきました。そういうことで、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

僕ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、財政調整基金の性質、財政調整基金とはをちょっとお聞かせいただきたい。今回の財源ですよ。財調から繰り入れるということの説明されたと思うんですけども、その性質。これ多分、住民の人もびんと来ないと思うんですよ。それをお聞かせいただきたいというのが1つ。

それで、なぜこの時期に補正予算なのか。先日、当初予算が通ったところですよ。4月待たずしてこれ要るっていう、忘れていたんですか。何でこんなタイミングで補正予算を組む、何で6月やったらあかんかったの。その2点、取りあえずお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財政調整基金でございますが、事業を実施する中で財源不足等が発生したのに備えて財政調整基金を積み立てておるわけでございますが、今回については、今回の人件費に財源を充当するものがないということで、財政調整基金を取り崩して、その財源に充てているということでございます。災害復旧とか、その他財源の不足を生じたときの財源に充てるために財政調整基金ということで積立てをさせていただいて、それを今回充てさせていただいておるところでございます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの坂本議員の御質問です。

なぜこの時期になったかということですが、やはり人事案件でございまして、その方の処遇、それから関係機関への調整ということで、それに日程がかなりかかってしまって、当初予算の算定期間に間に合わなかったということで、追加議案を提出させていただきました。よろしくお願いたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 調整が間に合わなかったと。この時期になりましたということだとは思いますが、そもそもこの人要るのか要らんのかという話の中で、この間、町長が説明に来ていただきましたけれども、水道系のほうでこういう人材を望んでいるという話の中で出てきたんですよ。担当課長はどう考えておられるのか。そういう話があったのかというのが1つ。

総務課長、職員力向上担当参事、副町長、仕事できていないですか。この3人が仕事できてへんから、この人が必要やというような議案に思えて、僕は仕方がない。これほんまにチームワーク取ってやっていけるの。どういう組織をつくりたいの。総務課長、職員力向上担当参事。ほんまにこの時期にその議論の中で、全然議論していない中で、何で6月やったらあかんの。何で今なん。ちゃんと組織として話できてますの。そんな陰が見えへんのに、何で予算ができんのって。さっき決議受けられましたよね。こういう表れなんですよ。出たところ勝負みたいなね、これで年間、町長がこの間、僕に説明してくれたときは2, 100万円、3年間でかかりますと。財政切り崩して。財源に充てるのが災害復旧のときと違って。これ今、じゃうちは財政の災害を受けていると、それぐらいのことがあるから、この財源から引っ張ってくるんやと。でも、この2, 100万円、どうやって返ってくるの。歳入はどう考えていらっしゃいますか。出ることばかりや。入り、何も考えていないでしょうって。それで財源の確保とおっしゃるが、それ3年でできるようになるんですか。どういう財源が確保したいんですか。副町長に至っては、一切機能していないと言われているのと一緒ですからね、これ。

普通、こういう内助の功は副町長の仕事やと僕は認識しています、行政側の組織図として。それ仕事できてへんから、1人参与を呼ばなしゃあないねんという話ですね。いや、もう首かしげておらっしゃりますけど、普通に考えて、木津川市から持ってくると。僕らの自治体で木津川市から人を呼んでくる、このメリットって僕にはあまり感じられないんですよ。普通は京都府から出向していただいたりとか、いろんなサポート、協力体制を築いていくというのがこういう町のベターやと思うんですよ。それで、京都府からどのような情報

があつてとか、これほかの自治体、みんなやってはることですわ。何でうちは木津川市から呼ぶのって。木津川市とどんな関係性を築いていきたいんですか。これね、どこから切ってもね、この予算分らないんですよ、僕。どういうパイプをつくりたいんですか。何を夢見てはるんですか、3年で。

こういういろいろ質問しましたけれども、建設産業課長、水道係を望んでいるかどうか。総務課長、参事、副町長、仕事できていないんですかということ。町長はこの町をどうやってリノベーション、イノベーション、改革していこうと思っていらっしゃるのか。なぜ木津川市なんですか。お答えください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問に建設産業課のほうからお答えしたいと思います。

今現在、水道事業におきましては、公営企業会計化に向けまして、職員が今の3町村合同でいろいろ研修を積んでおります。また、この前は企業人さんの方にいろいろと企業会計のことを教えていただき、企業会計切替えが迫っておりますので、そういったことで自分たちなりに勉強を重ねておるところでございます。

町長といいますか、身近な中でそういったアドバイスを受けられる方がおれば心強い部分はあるかと思うんですが、水道事業課、また担当者として、その必要かどうかということにつきましては、特にまだ意見を持っていないところではございます。以上です。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員からいただきました御質問ですけれども、職員のほうは少ない予算の中でやっております。何とか住民サービスを低下させないようにという形で取り組んでおりますし、数年前から実施いたしております階層別研修など、職員力向上プロジェクトによりまして、全職員に研修を受けてもらいながら、事務の改善、それから取組方、姿勢、仕事の取組の姿勢というところまで副町長のほうから勉強させていただいております。

スキルが低いと思われているのであれば、もっとしなければいけないのかもしれませんが、今この体制の中ででき得ることを取り組んでやっているというふうに思っております。

回答になったかどうかちょっと不安ではありますが、以上です。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問です。

総務財政課長として、職務を遂行しているわけですがけれども、私自身いろいろと至らない点があることは承知しております。町長が思われている施策であったりとか思いに、何ていいますか、十分お応えできていないので、自分なりにはやっているつもりであっても、なかなか応えられていないのかなというところで、その部分以上のもので今回の人事であったりとかいうことで、私もどのようにちょっと回答するのがいいのかっていう、誠に申し訳ないんですけれども、なかなかどうだと言われると、すぐに言うことはできませんけれども、これからも総務財政課長として職務を全うしていきたいというふうに考えております。

回答になっていないと思いますけれども、申し訳ございません。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問、1つは財源確保をどのようにしてやっていくつもりなのかということが1点、それから、なぜ木津川市なのかということが1点ございます。

財源の確保につきましては、これは非常に経験値によるところが多いのかなというふうに考えています。当然ながら京都府との連携を密にしながら財源の確保をしなきゃいけない。特に特別交付金などに関しては、これは京都府との関係性ということを大事にしないと、なかなか十分な予算の措置をしていただけないかもしれないということで、そうした財源の確保について経験値の高い都市部の財政担当をされていた職員の協力と、それから、アドバイス、そうしたもんが必要になってくるのかなというふうに考えています。

なぜ木津川市なのかということではございますが、近隣町村の中で適当な方を探してみたということで、木津川市に1人該当者がおられるということでお願いしたという、そういう理由でございます。当然ながら木津川市での立ち位置といいますか、役職を考えると、それなりの京都府のそれぞれの部局とのパイプもあるでしょうから、そうしたことも活かした上でいろんなアドバイスもしていただけるんじゃないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。すみません、副町長。

副町長（青柳良明君） 先ほど坂本議員より、副町長からもという御指名がございましたので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど来、関係課長が遠慮ぎみに発言をしておりますが、私から見れば、本当によく頑張ってくれているというふうに思っております。水道の関係にいたしましても、課長、

そして担当者から直接私のほうにもお話を聞かせていただき、企業会計移行に関して、企業人の協力が得られるかどうか、そういったことを含めて十分なお話を聞かせていただきました。私自身が複式簿記の経験がございます。ですから、ある程度のことは私もアドバイスできるよということで、担当者、安心して取り組んでくださいと。そして、これに関する水道特会のほうでも債務負担行為で資産台帳の整理といったような予算も認めていただきました。関連するものであるということで御理解をいただきたいと思っております。

総務財政課長、職員力向上担当参事におかれましても、いろいろ御自身のお悩みのところはあるんだろうと思うんですけども、やはり課長同士の協力関係の中で、十分その役割を果たしていただいております。全庁的な課題というものに対して課長一丸となって、そしてまた、職員がそういう問題を何がしか解決しなければならないというアクションを起こしているのが現実でございます。職員研修も結果が出ていないようなスキルがというようなことを言うておられましたが、十分、私は他の町村に比べ、ここの職員の方々の研修に対する意欲は全然桁違いだというふうに私は思っております。町村会にも聞きました。町村レベルでこのような自前の研修、内製化して、あるいは市町村振興協会への派遣といったものをこういうふうに出しているところがあるかと聞きましたら、珍しいですねということを言われました。ほとんどが、例えば委託をすとか、外部にお願いをして予算をかけてというところを、町はお金がないこともあるんですけども、職員の力でお互いを高め合っていこうということで、職員研修の体系化といったようなものを工夫させていただき、職員力向上参事を中心に今動かしていただいております。その成果は十分出ているんだろうというふうに私は評価しております。

そして、最後、私の役割でございますが、仕事のできないちゃうかと言われましたら、できていない部分も確かにあります。ありますが、何ていうんでしょうね、行財政改革に関して、財源の確保というのは、多様な財源の確保に関して、あらゆる目線で見なければならぬだろうと。既に御承知のとおり2年ほど前から河川のオープン化といったことを取り組む中で、河川敷に年間9万人来られる笠置町にとって、そこは大事な財源になり得るんじゃないですかといったことを議員の方からも本当に提言としていただきました。議員の方々と、やはり一緒になって、そういう河川敷から生まれる財といったものを町の厳しい財政の中で活かしていく手だてというものを考えていく。それが笠置町にとって一番、私は必要なこと。そして、2か年ぐらいかけての議論というのが必要かも分かりませんが、関係者と合意の上で、そういった仕組みというものが構築できるんだろうというふうに考え

ております。

もちろん京都府自治振興課の特別な配慮により、今回も特別交付税、かなり落ち込むものというふうに、私どもも危機感を持っておりましたが、対前年度マイナス4.7%で済みました。自治振興課が特別交付税を市町村に配分する権限を持っております。そこへどれだけアプローチをしてきたのか、お願いしに行ったのか、その結果のあかしだと、私は自分自身、結構取れたんじゃないかなというふうに思っております。そういった職員個々の努力、あるいは職員の思っているものというものを受け止めながら、やはり行財政改革にとって、何が私たちにできるのかということ認識し、まずできることをやっていこう。そして、従来から提案いただいていることを早期に実現し、先ほど申し上げましたように、河川敷のオープン化によってかなりの財源確保の道筋というものができるんじゃないかという議会からの御提言をどう具体化できるか。そこをやはり考えていかなければならないのか、そのように思っております。

引き続き行財政改革に関しましては、職員の自前の努力といったものは当然必要だと考えておりますので、私の役割として、内部の人間、今いるメンバーがもっと頑張っていけるように、その執務の就労環境といいますか、頑張ってください環境を整備し、モチベーションを高められるよう引き続き努力はさせていただきたい。私の役割に関しては以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

水道係のほうでも議論をまだできていないと。お二方、課長もなかなか答えに苦しむと。副町長に至っては、町長からもう全然仕事できてへんみたいな答弁もうてるわけですからね。これ1人ぽんと、そんなにできる人なのかどうか僕も存じ上げないので分かりませんが、人が1人ぽんと入ってきたところでね、この今、組織がまとまっていないことがありありと分かるこの答弁で、ようこのタイミングでこの議案出したなど。何で6月やったらあかのつて普通に思いますわ。副町長の任期がたしか6月まで。それ以降でこういうこと考えていますというのがもっと作戦練ってきはんのやったら別やけど、いきなり4月から参与入れます。それで劇的には変わるか分かりませんがみたいな曖昧な答弁と、今の職員を信じていないかの答弁と、それでもお金は3年間で2,100万円費やされ、財源は危機管理に使うお金を切り崩してやっていくと。もう到底理解ができないんですよ。何でこういう予算の組み方になるんですかと。

さきの議会でも申しましたが、ちゃんと議論がなされた議案なんですか、予算編成なんですか。なぜ出せるんですか。先日の当初予算でもこれずっと言わせていただきましたけれども、何で中で話がまとまっていないのにお金取りにくるんですか。これは誰のためのお金なんですか。町長は今、1人でやっておられるから寂しいんですか。だから、答弁が合わへんから、人、仲間欲しいんですか。そのためにお金使いたいんですか。職員で頑張ってるって、いこうということにならないんですか。何をどう思っているんですか。この町をどうしたいのって。

若い職員言っていましたよ、僕ら頑張ってるって。自分らで光つくりたいって。何でこういう予算編成になるのか、本当に知りたい。なぜ組織の中で十分に議論していないやつを議会に上程されるのか。議会をばかにしておられるのですか。職員をばかにしているんですか、笠置をばかにしているんですか。なぜこの議案が出せたのか、どういうヒアリングがされたのか、分かりやすく丁寧にきちんと答弁してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。非常に内容が多岐にわたっておりますが、まず、先ほど決議されたこの2本の議会運営委員会からの決議でございます。1本は予算に関することです。1本は町政運営、これは組織のことに關してのことでございます。職員力向上のための研修、1年間、職員に一生懸命受けていただきました。また、予算の策定に關して、財政上の尽力もいただいた。能力がないと言っているわけではございません。現実問題として、今回の当初予算のときにもお話しさせていただきましたが、多額の歳入欠陥と申しますか、歳出を精いっぱい切り詰めたが、まだ昨年度に比べて相当大きな財政上の歳入欠陥と申しますか、不足分が生じています。このことに関して、根本的にどうやっていくのかということについて、このままでは見通しが立たないと。ある程度の経験を持った方のアドバイスが必要やということで、お願いをしているところでございます。

財政上の大きな問題を抱えているということが私のところに報告されたのは、恐らく年末ぐらいだったと思いますが、そのように記憶しておりますが、そのことに関してどうしたらええのかというような質問を付された、何とかしてくれというふうに言われた。私、特別交付金、その他の補助金についてのスキルはそれほど持っておりません。財政の担当した経験がございません。特別会計の担当はしたことがあります、一般会計の財政担当をしたことがございません。非常に私自身も不安です。そのために参与の採用をお願いしたいということで、喫緊の課題として予算編成をさせていただきました。

決して職員の力が不足しているというようなふうには考えておりません。一生懸命、予算策定、考えていただきました。新たな提案もしていただきました。現在の財政事情の中で、じゃあとどうしたことがやっていけるのか。今年度の当初予算は昨年度の骨格予算に比べてまだ1億4,000万円減らしてあります。非常に厳しい財政事情になっております。そうした中での予算措置でございます。これを将来的にどういうふうに改善していったらいいのか。歳入も歳出もそれぞれ一生懸命考えないといけない。どうしたらいいんですかと言われても、私自身にその能力が欠陥しておると。私のスキルだけでは十分じゃないということで、今回の参与の人事の提案をさせていただいた、その予算の提案をさせていただいたわけでございます。

決して職員にやる気がないとか、無責任であるとか、能力に欠けておるとか、そういうことを言っておるわけではありません。理事者側の責任として、職員のやる気にどういうふうに答えていけるのかという道筋を出していかないといけない。それが私の仕事やというふうに感じております。そういうことで、今回の補正予算案の提出をさせていただきました。よろしく御承認いただきますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 他に質疑ありませんか。松本議員。

（「動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 何の動議ですか。

（「休憩動議」と言う者あり）

議長（大倉 博君） ただいま坂本議員から休憩の動議が提出されました。賛成者はありますか。先に動議出したから、その賛成か反対かの。

（「関係ないよ、おかしいじゃないですか、それ。何で坂本君の動議が先とおるんですか、私を指名したんですよ」と言う者あり）

議長（大倉 博君） すみません。松本議員、先に。動議は後で。

（「議長、進行問題なので、優先されるんですよ。休憩動議は優先されるんです。それを確認いただきたいことと、まず休憩動議を出されたら、その動議を扱って良いかを問い、それから採決をする」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 分かりました。

ただいま坂本議員から休憩の動議が提出されました。賛成者はありますか。起立願います、賛成者の方は。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） 動議に賛成ですか。

（「賛成者はありますか」と言う者あり）

議長（大倉 博君） まず、賛成者はありますか。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） この動議は賛成者がいますので、成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、休憩することの動議は可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時40分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま全員協議会でいろいろ議論しまして、この議案をなぜ今出されたのか、6月でないとなぜ無理なのか、そして、課長さん方との庁内でのヒアリングはどうされたのか。そして、副町長と京都信用金庫の力が借りられない理由は何なのかという議論がなされました。

町長、こういった点について答弁願います。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。なぜ4月からなのか、6月では駄目なのかということについて、まず答弁させていただきたいと思います。

現在、笠置町が抱えております多様な問題、またこれは後ほど一般質問でも出てくるお話、かなり入っているお話ですが、まず少子高齢化の問題、それに関連して移住定住の問題、いこいの館の債権問題、河川敷のオープン化、ほかに数え上げると切りがございません、例えば防災をどうしていくのか、観光行政の推進をどうするのか、それから、遅れがちになっている総合計画、これをどういうふうに進めていくのか。総合計画は基本的に9月ということになっております。どれもこれも待ったなしでございます。それに加えて、住民の多様な要望にどういうふうに応えていくのか、どういうふうに財政基盤を強化していくのか。これは笠置町が抱えている喫緊の問題でもあり、また、5年後、10年後、さらには20年後の笠置町をどのようにしていくのか、これは総合計画の中でも出てまいってお話ですが。

こうした課題を一日も早く一つずつ着実に解決していくというためには、できるだけ早く参与の方に来ていただいて、現在の笠置町の置かれている状況というものを総合的に理解し

ていただき、解決策を協議し、また、そこには当然ながら担当各課でありますとか、課長でありますとか、職員の皆さんとお話をしながら進めていく必要がございます。これは本当に喫緊の課題でございます、それに加えて、度々、議会とか委員会のほうでもお話をさせていただいていますが、笠置町の魅力の情報発信力の強化ということもやっていかないとけません。

課題というのはたくさんあるわけですが、一つずつ一つずつ的確に解消していくために、また、笠置町の将来像というのをきっちりと確定して、着実に総合計画等々進めていく必要がございます。そのためには、一日も早く笠置町の現在の置かれている現状というものを理解していただきたい。そのことについて、またいろんな多様なアドバイスもいただきたいということで、4月からの人事案件ということで、それに伴う財源の確保をお願いしているところでございます。

京信さんの話が出てきておりますが、現在、私のところにはまだ正式なお話は来ておりません。月末までに理事かどなたかの方がお見えになります。その場でお話をさせていただきたいと考えております。京信さんが非常に先進的な取組をされている。そのスキルを持っておられることは私もよくよく承知しておる話でございます。引き続いての御支援をお願いしたいというところで、私はそういうふうを考えております。

何度も申し上げますけれども、待ったなしの改革をしていかないと間に合わないだろうと。特に総計、非常に私も頭を抱えていまして、担当職員が代わるということで、今後どうやっていくのか。それから、コロナ対策の補助金についても、第3次交付金についてはまだ議論、端緒に就いたばかりで具体的なお話がまだできておりません。これはもう全職員で考えていかんとあかんお話です。そうしたことも全て喫緊の課題となっておりますので、そのことについて、4月から来ていただくということについて御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 副町長のこれは、京信等の力を借りられる。

（「それはもういいです」と言う者あり）

議長（大倉 博君） いや、質問しとるから。

町長（中 淳志君） 副町長と京信さんのつながりというお話ですが、基本的に企業人さんは笠置町に対して提案なりアドバイスをしていただく、一部の業務を代行していただくという形になっております。これはあくまでも企業と笠置町の関係でありまして、継続的にお力添えいただきたいということについては、私のほうからも企業のほうにお願いしたいというふ

うに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

今、京信についてはまだ決まっていないみたいな答弁がありました。僕が知り得るところでは話が違うんですけれども、誰か答えられる、例えば前田課長とか副町長とか、答えられますか。僕が聞いている情報とはちょっと違うんですけれどもね。どちらでもいいですし、僕はほんまもう一つ、これ議長に止められているんですけれども、これ聞いたらあかんのですかね、議長。いいですか。

議長（大倉 博君） どうぞ。

7番（西 昭夫君） 例えば副町長と京都信用金庫の力を借りる、それでも外部からの力を借りるとさらに言われましたよね、町長。それなら4月1日から京信の力借りられへんのか、何でやねんって思いますやん。前回の議案の説明のときも、町長、副町長、参与、この3人体制でいく。そうしたら副町長が再任ありということで進んでいるわけですよ。違うんですか。2か月間だけ3人体制でいくということなんですか。そうやったら、そのときに説明してもらわんと。いや、言いました。2か月間だけということですか。それで、もし何か話を聞いてはるんやったら、副町長本人からも聞きたいですし、前田課長も何か知ってはるんやったら教えてほしいです。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） まず、西議員の御質問の中にありました京信さんのお話ですが、私のところには、まだ京信さんのほうから正式なお話というのは来ておりません。これは事実でございます。

30日やったと思いますが、ちょっと日を間違うとるかもしれませんけれども、京信さんのほうから役員さんがお見えになるということで、引継ぎの話になるのか、職員を引き揚げるとい話になるのか、それはお話を伺ってみないと分からない話でございます。基本的に町としては引き続き京信さんの企業人の派遣をお願いしたいということで、変更はございません。

それから、各課のヒアリングですが、4月以降の各課の事務分掌、それから抱えているいろんな課題についてのお話はさせていただいております。こういうことをしていかなあきません、これができていませんという話はそれぞれの課長さん、これは特に人事異動を考えている課のお話になりますが、そのことについてのお話はさせていただきました。やはり笠

置町の要するに町行政全体で笠置町をリードしていくという形に変わりはありません。そのときに、やはり必要なのがいろんな経験やら知識やら、それと、それに伴う財源の確保の方法でありますとか、情報発信力の弱さをどういうふうにかバーしていくのでありますとか、そういう知恵がもっともっと出てくるように、対応できるようにということで考えておるところです。それぞれの担当課長、4月の体制になった時点で具体的にまたそれぞれ話合いを持たせていただいて、令和3年度の行政の施策の推進について、改めて確認していくという形になろうかと思えます。

現在、まだ内示をしていない段階なんで、どういう形での誰とどういう話をするのかということはまだお話しできないわけですが、少なくとも内示を出した以降、引継ぎも含めて各担当課長、各担当課、異動する職員含めまして、1年間の基本的な施策についてお話しさせていただき予定でございます。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質問。

（発言する者あり）

議長（大倉 博君） 前田さん、答弁願えますか。前田さん、先に。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。地域おこし企業人の件につきまして、西議員の御質問にお答えさせていただきます。

企業人の方については、現在4名の方に来ていただいております、その企業とのやり取りを私のほうでしております。事業関係についてはそれぞれの所管課でしていただいておりますけれども、人事であったり、企業とのやり取りは私のほうでさせていただきます。

来ていただいた発端につきましては、それこそ副町長と企業さんとのつながり等もございまして、西村前町長の時代から就任いただいた以降から派遣いただいているということです。京都信用金庫さんにつきましては、派遣いただいたきっかけということがありましたので、今、事務レベルでは向こうの担当者の方とはそこまでのお話にはなっていないんですけれども、派遣をどうしようかと。通常でしたら3年間派遣いただくことになっているんですけれども、今後どうしていこうかというところでお話が今、出てきたところでございます。それは副町長の任期ということがあって、派遣を継続していくかどうかというところのお話があるというふうに聞いております。その旨につきましては、町長のほうにも一旦お話を昨日させていただいたところではあります。

町といたしましては、持っていたっている事業、それからほかの企業人さんのことでもそうですけれども、持っていたっている事業関係のことについて、引き続きお願いしたい

という思いがございますので、そこは町長のほうからまたお願いしていただかないといけな
いかなというふうには思っております。

すみません、答えになっていたかどうかというのはちょっと分からないですけれども、今、
私の現状でお話しさせていただけることは以上になります。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） まず、京都信用金庫さんからの企業人の派遣の件でございます。

御承知のとおり平成28年度の映画「笠置ROCK！」を御縁に、京都信用金庫さんとい
ろんなきっかけが生まれました。これをつないでいただきました御関係の皆様には大変感謝
を申し上げたいと思っております。

単に「笠置ROCK！」から京都信用金庫がつながったということその点でしておくの
はもったいないということで、現在の榑田理事長と私のほうで、もう少し立体的な組立てが
できないかということで、笠置プロジェクトといったものを立ち上げていただきまして、そ
して、議員の皆様にご協力いただきながら、ワークショップをやったり、様々な御提案をい
ただいたりということで進んだ。その次のステップとして、企業としては大変な御英断であ
ったと思うんですけれども、地域おこし企業人の制度を活用して、職員派遣ということをお
願いしましたところ、快く引き受けていただいたという経過がございます。

ただ、こういった一連のことをマネジメントするに当たって、誰かが責任を持ってやって
いただかないと、企業側として不安で仕方がないというようなことも榑田理事長のほうから
言われまして、私が責任を持って引き受けし、来られた方が苦勞なされないように十分な役
割を果たせるようにということを私のほうがお約束をさせていただいて、ならば安心して送
りましょうということで送ってきていただいております。単純に組織間ということではなか
なか事というのは運ばない、信頼関係というものは様々なチャンネルで笠置町民の方にもつ
ないでいただきましたし、そういったものを土台としながら、私も榑田理事長との間の信頼
関係をつながせていただいて、今日に至っている。大変ありがたいことであります。金融機
関が笠置に応援をいただく、そういったことを絶やさないようにしたいというように私自身
もそういう思いでおりますが、先ほど前田参事も申し上げましたが、私は任期というのが今
年の6月に切れるということもございまして、その後どうなるかということについての一定
の不安というのが京都信用金庫さん、ございます。私がいなければ、当然、京都信用金庫さ
んは来年度4月からの職員は派遣が厳しいということを言われました。そういったところで、
今度、人事の方が来られるわけですけれども、基本的に榑田理事長のお考えが全てでござい

まして、私がない場合には職員を引き揚げますという当初のお約束どおりの対応をされるのではないかとということで、厳しい状況にならざるを得ないなというふうに思っております。

企業人の方々につきましては、現在4名体制で動いております。非常に企業の方々の外部の目線、そして、中にも溶け込んでいただいて、いろんなまちおこしにも御尽力をいただいております。そういう内、外の間をうまく自分たちの持っているスキル、そしてネットワーク、あるいは顧客といったものにつないでいただき、笠置に関係人口を増やしていただき、そして、いろいろな笠置の可能性を掘り起こしていただいたというのがまさに企業人ならではの活動であったと、私はそう思っております。

来年度の企業人の体制がまだはっきりと出たわけではございませんが、非常にそういう状況の中で厳しくなっているというのが現状でございます。そしてまた、私自身が企業人の方々とかこういう関係を持っているということもあるんでございますけれども、実際のところいろいろと笠置の中で任期4年ということで、まずは皆様方の御同意もいただき、そして町民の方々からも笠置へ来てほしいという要請もあってお呼びいただき、そして京都府にも相談しながら、これがええのかどうかということについて、最終的に当時の京都府知事の御判断の下に私は笠置町に来させていただきました。全面的に京都府知事がその当時、応援するからということで背中を押していただき、大変、目に見える形、目に見えない形でサポートいただいたというのが現実でございます。そういうやはり大きな後押し、そして京都府とのチャンネル、ネットワークといったものを活かしていくということが笠置町にとって大事であったというふうに私は考えておるところでございます。それを絶やさないようにするにはどうすればいいのかに関しては、私が一存で決めるところではございませんので、また関係各位の様々な御意見がそこにあるんだろうと思っておりますので、取りあえず今、状況といたしましてはそういうところにあるということだけ御報告を申し上げたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ちょっと質問する前に議長に聞きたいんですけども、動議出る前に私を指名されたんですよ。再開する場合は私から出るんじゃないんですかね。その点、どうなんですか。それとですね、この1議案については、3つまでしか駄目だという発言されていますね。私は止められました。なぜ西君は同じ方向で再度通るんですか。その理由を言うてください。それから今の議題に入ります。議長から、質問させてもらいますんで、議長、返答してください。

議長（大倉 博君） 松本議員、質問してください、先に。

2番（松本俊清君） ちょっと待ってくださいよ。今ね、私は議長に聞いているんですよ。なぜこの進行はそういうふうになったのか。それを聞いているんですよ。それから私は、返答をもらってから、この議題に入ると言うてるんですよ。どうですか。

議長（大倉 博君） お三方にもらってやっていますけれども。

2番（松本俊清君） 何をですね。

議長（大倉 博君） 答弁ね。とにかくもう質疑をしてください。

2番（松本俊清君） それではね、議長の資格がないんじゃないですか。もっとね、自信ある発言をやってください。

では、ちょっとですね、横道にそれかもしれませんが、これですね、この予算。参与の予算については、前回、2号議案で町長がカットする。その理由は、財政が苦しいから、私は協力するという発言をされていますね。しかし、そのカットの金額は幾らだったのか報告されました。しかし、今回の議題で出ている金額、700万円ですよ。町長の計画性が全然ないんじゃないですか。それと同時に、先ほど全課長クラスにいろいろやっていると。意見がばらばらじゃないですか。

それと、これについて、今度、特別職が来られるということになるんですけども、この人材については、笠置町に精通されている方ですか。笠置町のこの現状を十二分に理解され、分かって来られるんですか。その中で、参与の仕事、第3条では、適正かつ効果的、それと第4条には何て書いてあると思いますか。職務について経験及び認識を有する人材とうとうてますね。これに該当する人材なんですか、分かりませんが。決められたんは個人的ですか、どうなんです。

そういう点ですね、やはりもう一度考えてもらいたい。これは言われるのは前々町長は1人だったんですよ。前町長は副町長が来てやられた。今回はですね、町長、副町長、参与、3人体制でやられる。この問題については、ほかの議員からも質問出てますよ。今おられる町職員、どのような教育をされているのか。まして今回は何ていうんですか、笠置町には大きい問題があります、裁判の問題。こういう点についても十二分に理解されているのか、来てもらう方ですね。

そして、特にお聞きしたいのは、職員力向上参事もおられますね。そういう役職におられる方の教育、指導、どのようにされているのか。話に聞きますと、全然結局進行していない。これは言い換えればですよ、町長の指導力がないんじゃないですか。副町長も同様です。

そういう点、どういように思われているのか。返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

まず、適正かつ効果的な施策実現できる、そういう人材であるのかということでございますが、詳細についてお話はできませんが、いろんな部局の、例えば保健福祉部長、生活環境部長、最後はマチオモイ部長というポストにおられた方でございます。マチオモイ部長というのは木津川市の筆頭部長の地位にあられた方で、市政全般についての見識を持っておられたということで、経歴的には非常に重要な職責を果たしてこられた方やというふうに私は信じております。

それから、職員教育のお話がありました。どういうふうに行っているのかと。これは現在、職員力向上参事の下で計画的に職員に対する教育と申しますか、研修を実施されているところ、これは先ほど副町長の答弁にもございましたが、積極的に職員のほうも参加しているところでございます。ただし、私はもう非常にちょっとショックを受けたわけですが、今回の事案に関して、まだまだ不十分なんやなというふうには感じております。このことで住民の皆さんはじめ議員の皆さんに御不信感を持たれたということについては非常に反省しているところでございます。さらなる職員力の向上のために働いていただくというふうに考えています。

それから、裁判の件です。フェイススの裁判については、現在のところ、私の知る範囲ではほぼ証拠書類が出そろいつつあるという状況だと思います。フェイスス側に追加の証拠の提出を求められているところですが、これ以上の証拠がないというので、4月から裁判官が人事異動で代わられるということもあるようですが、そう遠くない時期に結審がされるのではないかという見通しを持っております。これはあくまでも私の個人的な見通しでありまして、何月に裁判終了するということをまだお話しできる段階じゃございませんが、そう遠くない時期に裁判は終わるかと思えます。

これは、松本議員の御質問に順番に今、お話あった中を答えているわけであって、職員力の向上の参事もおるけれども、こうしたいろんな出来事があるのは町長の指導力の不足なんじゃないかということで御質問がございました。確かに町政の全般にわたって私が一から十まで掌握していないという事実はございますが、笠置町は町長一人で動いているのではございません。全職員がいろんなことに気をつけながら、住民のために働いているという、そういう組織でございます。その組織力の強化というものについて、引き続いて努力を続けてい

く所存でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼しました。御質問の中に、笠置町のことを理解されているのかという御質問がございました。基本的に笠置町が抱えているいろんな問題についての簡単なレクチャーはいたしておりますが、個々の事例、例えば移住定住が今どうなっているかとか、河川敷のオープン化がどういうふうな問題を抱えているかというのは、それぞれまた担当課の問題でございまして、まだ全ての状況を把握されているわけではございません。住んでおられるのは木津川市でございます。近隣町村がどのような体制で施策を取っていたかということについてのアドバイスもしていただけるもんやと思っておりますんで、笠置町の状況についても今後、一日も早く理解していただいた上で、精通していただいた上で、的確なアドバイスなり、改善策なりの方針を出していただけるもんやというふうに私自身確信しておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、町長から返答をもらったんですけども、今度ですね、これは参与の方は、先ほど言いましたように町情勢について非常に理解されているんですか。私は、参与を持つどうこう関係ないですよ。よそから来られて、今現状の町政を十二分に理解されて来られるのか。先ほど言いましたように、経験及び見識を有する者のうちから町長が任命するというように第4条はうとうてありますね。その前の第3条は何てうとうてあるんですか。そういう見識の下にやられたんですか。それよりも先にですね、何ていうんですか、町の職員向上参事もおられますよ。そういう人の教育、地元から、笠置の町政から、町職員をバックアップしながら取り組んでいくというような体制はどのように考えられているのか。

それと、先ほど言われたように町長と副町長の意見が全然違うじゃないですか。それでこの町行政を統一できるんですか。その点どのようにお思いなのか。まして十二分に分かっているという話、私は今回のあれについては、裁判も絡んでくると、そういうことも精通しているんですかということ聞いたんですよ。言うてる質問が分かっているんですかね。そういう方を町長が、要するに任命されたのか、するとなっていますね。どうなんですか。もう少し町の優秀な職員の向上アップに十二分に指導力を発揮してもらって、未来ある私は笠置町にしてもらいたいと思います。その点どうですか。自分の才能のあることは分かっていますよ。しかし、それは相手に通じていないじゃないですか。どうなんですか。そして、職員

に対するいろいろな話をしているということになっていきますね。これは個人的ですけども、よく言われる個人的。町長に聞きますよ。17日、私に何の用があったんですか。しかし、先ほどの話によると、皆さん、これ坂本議員なんか、こういう話、知っておられるじゃないですか。私にない。そういう感じで果たして町の各課の統制が取れるんですか。どういうことですか。ちょっと説明してください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

まず、一番最初、行政というものを理解されておるのかと、笠置町の状況というのを理解されておるのかということでございます。当然ながら隣の町に住んでおられる方でございますので、隅から隅まで熟知されているということはあると思います。それは私が町行政の隅から隅まで全部知っているのかと言われたら、それはできていないと。正職員50人弱で会計年度職員も含めた中で、町行政全般としてどのように考えて行っているのかというお話になります。当然ながら適正な、また効果的な結果を出していただける人なのかというお話になるわけですが、筆頭部長という立場でございますので、法令に関する認識、人事関係、研修関係、そうしたことの経験も十分に持っておられる方でございます。

17日に何の用があったのかということですが、当初予算案について御説明したいということで、電話でお話はさせていただいた、それから、その中で幾つかのお話をさせていただこうと考えておりましたが、御多忙やということなんで、お会いできなかったと。これは残念なお話です。二度ほど御連絡はさせていただきましたが、御多忙ということでお会いできなかったということでございます。もうあくる日、18日本会議でしたので、この件について十分説明ができていなかったについてはおわびしたいと思います。

あとは、副町長と話が合っていないという話ですが、私そうは考えておりません。基本的に町政全般に係る多様な案件について、従来から副町長といろいろ話をしながら進めてきたところでございます。先ほど西議員のほうから、副町長の任期に関して御質問がございましたが、これは現在まだ決定しているわけではございませんので、ここでの回答は控えさせていただきます。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ほど他の議員からもありました点で、答えていただけていないなと思う点はあると思うんです。現在の職員で取組を行えないのだろうか。その力を活かしたら新たに参与を雇わな

くても済むのではないか、そういう趣旨だと思います。京信のことも出ましたけれども、副町長との関係とかではなくて、それぞれ副町長であったり、京信さんから来ていただく企業の方がそうした財政再建だったり、行政の改革の点であったりでアドバイスをいただくということで、その力をお借りして発揮させて進めていくことはできないかという質問があったと思います。その点については、これまでどうなっていたのかという点をお聞きしたいと思いますし、それから、私自身は財政、行政についてアドバイスをいただくということは十分一般論的にはあり得るというふうには考えています。私自身も議員活動の上で具体的にアドバイスいただける方がおられるわけですが、非常に示唆に富んでいたり、いろんな作業を進めるのに当たりまして、大変進んでいくということはあるんです。今聞いていますと、これから来ていただく参与の方には、これから様々な課題や問題を洗い出して具体的に提案をしていただくということにすると、そういう認識でいいのかどうか。もう既にある程度課題は固まっています、その方向で詳しくやっていただくということなのか。そのあたりも含めてお聞きをまずしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

現在の職員で取組ができないのかということでございます。これは当然ながら私、4月から全課のできれば補佐クラスの職員と一緒に財政再建についての、また行政改革についての何らかのチームをつくっていかないと、現在の財政状況は非常に厳しいということで考えてはおるところではございますが、一番問題になってくるのは歳入の問題でして、安定的な財源の確保についてどのように取り組んでいくのかということについては、やはり専門的な知識や経験を持った方にアドバイスをさせていただくと。そういうことが非常に大切なんじゃないかというふうに私は考えています。

そのほかの質問でもう1個出てきておりましたけれども、これは町政の根幹、今後5年間、10年間、またさらにその上を見据えた上で多様な他町村での取組、これは私も新型コロナの補助金、交付金の使い方で勉強していたんですが、京都府間のいろんな自治体でいろんな取組をされている。そうしたことも我々もっと参考にして勉強せいかんのやろなというふうに考えています。補助金の効果的なもらい方でありますとか、財政の効果的な効率的な運用の仕方でありますとか、そういうことについて見識のある方からのアドバイスというのは非常に有効んじゃないかと考えております。また、そうした期待に込めていただけるだけの経験や知識を持った方だというふうに確信しておりますので、今回の議案に関しては、ぜ

ひとも御承認いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

何度も言いますけれども、アドバイスを受けるということ自体、私はあり得ると思っ
ています。ところが、やはり課題はあるんだと、質疑の答弁の中では多々課題はあるんじ
ゃないかというふうに判断するような内容でした。それは、1 つは、今も十分に回答いた
だいていないですけれども、現在の職員の能力、能力という言い方はよくないですね、
方の力を、どのようにこの財政再建、行政改革にこれまで取り組んでこられたのか。そ
の中で、やはり新しく参与を入れないとなかなか厳しいと、どういうふうに判断を
してこられたのかという点ですね。この点というのは、やはり非常に考えておかな
なくてはいけない。また、参与を入れるとしても、今の職員の力も借りてい
かないといけません。

先ほど副町長も現在の職員でできるという答弁の内容がありました。少しニュアンス、
意味が食い違っている、町長との答弁とも食い違っていたり、十分に課長のほう
からですね、しっかりその話も聞いたというような答弁ではないようなことが多
々あったと思います。これは解決しないと、せつかくこれだけのお金を使っ
て雇い入れようと、来ていただく方のアドバイスがあっても、それは実際
実行していくのは職員だと思うんですね。だからこそこの職員のコミュニ
ケーションであったり、連携であったり、この問題について本当に皆さんで
真剣に取り組んでいく必要があるんじゃないかと。その点の改善というの
がなかなか答弁の中では見えてこないの、そこはやはりきちっと答弁いた
だきたいというふうに考えています。

それから、もう一つなんです、職員の方、特に課長もそうでしたけれども、
全てではありませんけれども、やはり予算の説明において、十分に説明でき
ていなかったり、資料がたまたまないということであったりとか、度々あ
ったりします。それは、やはり1 つは業務多忙ということがどうしてもある
んだろうと。副町長からも、言い訳になってはいけないと言いな
がらも、時間のなさのことは少しありましたので、その上で、職員にた
だ行政改革のこの議論だけをかぶせていくと、大変なことになるん
ではないかと、さらに業務多忙になったり、ほかのことの支障はないのか
という点も、気になることはあるわけです。その点もどのように
なっていくのか、どのような認識をお持ちなのか。やはり大事な
ことだと思いますので、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。ただいまの向出議員の御質問です。

まず1つは、役場の行政組織の中での各課連携ということが一つの課題になるのかなと思います。いろんな住民の要望に応じていく、いろんな業務をこなしていく、このことはそのまま財政が連動していくお話になります。その財政の連動という場面において、じゃあどのような財源を確保できるのかと。これは主管課は総務財政課ですけれども、総務財政課だけの問題ではないというふうに考えます。どうした形で財源を確保し、適切な執行をしていけるのかということについて真剣に考えないと、非常に貴重な町の財源ですから、それを効果的に効率的に使っていけるような、そうした施策というか、計画というのをつくっていかないといけないのかなと思います。

それからもう一点、行政の効率化、要するに職員の負担をなるべく減らすということでのお話でございます。確かに非常に多くの課題を抱えたまま1年間、町政担当してきたわけですが、なかなか追いつかないといいますか、計画どおり進んでいないという点は多々ございます。職員の健康管理、それから精神面での問題等々含め、適切に処理しながら、的確に処理しながら、個々の担当者なりに過重な負担をかけないということは心がけておるところでございます。行政のスリム化、やり方をどのようにして変えていくのかというのは、それは基本的には個々の担当者、それからそれぞれの担当の部局で十分に議論されていって解決していけばよいのかなというふうに考えています。

私自身も過重な勤務体制の下でいろんな仕事をこなすための工夫ですね、どうすれば適正に業務をやりながら事務量そのものを減らしていけるのか、そのための努力、どういうふうにするのかというのを考えてきたわけですが、それは今回の来ていただく、お願いしていた参与についても同じことでして、いろんな創意工夫をしながら適切に、まず適正に正確にということ意識して仕事をされてこられたわけでございますから、いろんな場面でいろんな提案なり、注意なり、指摘なりしていただける方というふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するに求めていることは、やはりこれまで具体的に行財政改革、例えばですけれども、プロジェクトチームをつくって、その中心課題をそれぞれの担当者であったり、人の選び方、職員の選び方はいろいろありますけれども、意識的にそういうことを指示して、そういう議

論を進めてきたのかどうか。聞いているとそうじゃないというふうにとれますので、今後、本当に参与を雇うにしても、そこは本当にやっていく必要があると思うんですよ。もうきちっと意識的に、この話をしたいと。それできちっと考えてもらう場をつくと。そんで一緒に議論していく場をつくと。そこまで踏み出さなければ活かせないと思うんですね、1つは。そういうことがあると。

それから、先ほど業務の多重というのは、そういう行財政の改革の一つですけれども、職員だけにさせては難しい面もあるだろうと。なかなか職員もそれぞれの担当事務の中で、常に回答が十分できない。つまりそれは準備が十分できていない。それは恐らくは時間が足りない面がある、業務が多忙すぎる。そのために隅々まできちっと答弁できない状態になっているのではないかと。その上でさらに行財政のことも中心にね、すごく集中しなければいけないのであれば、大変なのではないかと。そういう意味でも参与を雇う意味があるのではないかと、そういう視点でお聞きをしたんですが、少し違う答弁でしたので、そこはやはり業務の負担を増やさないというのも一つですから、そういう意味もあるのではないかと、そこを答えていただきたかったと。

そして、何度も言うように、決議の中でもあったように、ちゃんと予算の有効性であったり、そういう指摘もありましたし、答弁ができない問題も解決というふうにありました。こういうことの解決にもつながっていかないといけないと思うんです。だからこそお聞きしているんですが、特にできていないのではないかと率直に認められた上で、本当にこの行財政改革、職員一同協力する体制をつくっていく、具体的な指示も含めてやっていく、このことはしっかり答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

行政の効率化、行政改革というものが十分に現状できていないのではないかと御質問でございます。この件に関しまして、確かにそれぞれの課であるなり、担当者であるなり、担当課長であるなりということについて、いろんなお話を私自身してきたつもりではございますが、十分ではないのかと言われてたら、何もかも一気に解決できなかったというほかございません。どうした形で4月以降の業務を円滑に進めていくかということについて、これは組織として全体で考えていく必要がございます。どういう体制を取ったらいいのか、どういう形で職員を配置して事務分掌を決めていくのかということに直接関わってくるのかなというふうに感じております。まだ人事案件そのものは内示の段階には至っておりませんが

も、全ての課の職場のそれぞれの職員の力が最大限に発揮できるような、また、将来の笠置町の職員の在り方というものを考えながら、できるだけ定期異動というものを考えていくということを考えながらの人事異動をしようというふうに考えております。

もう本日、24日なんで、近日中に内示を発表させていただこうかと考えておりますけれども、あくまでも行政の効率化のために、また職員のそれぞれの力が最大限に発揮できるようにということを前提に物事を考えていかんないかん、そういうふうに変えていかなあかんと。そういうところで、いろんな業務を担当してこられた木津川市の参与でございますが、この方の指導力というものにも大いに期待していただきたいと思っております。

はっきり申しまして、私ができないところ、私が至らないところをどうやってカバーしていくのかということでございます。職員の力を借りて、なおかつまだ、それでは足りないところ、また、職員がアドバイスを受けて自分たちの力でどのように業務改善をやっているのかということも含めた中でのアドバイス、指導なりをしていただけるといふふうに確信をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今回、議長、僕思うにちょっと3回ではね、なかなか答えが出てこないの、ちょっと特別お許しいただきたいと思っております。

当てていただいたので質問させていただきますが、先ほどから町長、政策、政策と言わはるんですけどもね、僕が思う政策というのは、やりたいことがあって、それに対してこれぐらいのお金が必要やというのが明確化されていて、費用対効果まで説明できていて、マニフェストというものができていくと思うんですね。その中で考えると、町長は先付にお金を使って、やりたいことは後から後から言わはるんですよ。こういうこと、こういうこと、アドバイスをもらいたい、僕やったら電話一本で済むわみたいな案件がすごい多い。それに対してこの700万円という投資がほんまに笠置のためになるのか。政策というものをどのようにお考えですか。やりたいこと、こういうことをやりたい、そんならこの世の中、ごまんと事例があるわけですよ。その中の笠置にはこれがベストマッチや、だからこういう人を選んできたんや、でも、笠置のことを説明しよう思っても、電話2回したけどあかんかった。いや、多忙ですって言わはりましたよね、答弁されましたよね。松本さんにとということですか。町長の答弁ね、分かりにくいんですよ。それで、言うてることが1回1回違うように聞こえるんですよ。一貫性がないんですよ。

だから、政策って柱があるはずやから、やりたいことに対してぶれないはずなんですよ。これをやる、あれをやる、だからこのお金が要る。それが政策やと思うんですよ、僕ね。だから、ふわっとした段階で出すのは、僕はほんまにやめたほうがいいと思うんですよ。そんな余裕さらさらないはずやし。その中でこのお金を使うというね、意味が僕には分かっていないですよ。それで、町長の中で政策って何なんですかと。後出しじゃんけんで仕事放り込むみたいね、そんなんは政策って呼ばないと思うんですよ。マニフェストって言わないと思うんですよ。やりたいことに対しての費用、それに対する成果、これがきっちり説明できて検証していけるからこそ政策やと呼べると思うんですよ。その辺、どうお考えですか。これは政策と僕は呼べないと思っているんですけども、町長がこれを政策やと言わはるのやったら、きちんと説明してほしい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

何が政策なのかということなんですが、これは先ほどちらっと申し上げました。少子化の問題、防災の問題、移住定住の問題、いこいの再建の問題、河川敷のオープン化の問題等々、非常に多様な課題が現在、笠置町には残っておりますというか、抱えております。こうしたことを進めていく、また、総合計画の中で住民にお示しする町の未来像というものをどのような形で実現していくのか。その具体的な施策が政策というふうに私は理解しております。

たった一つだけの問題でこういうことをするのが政策やということではないと考えています。いろんなことがリンクして、連携して町政全体が前に進んでいくわけでございますから。例えば移住定住政策で空き家をあげたらそんでええのかというお話にはならない。河川敷オープン化してお金が入ってきたら、そんでええのかという問題にもならない。それが他の施策、それにどういうふうに影響して有機的に組み分けていくのかということまで考えた上での政策やというふうに私は理解しております。いろんなところで凸凹があって、事業がなかなか進んでいなかったり、遅れていたりとというようなことがございますが、総合的な観点からの総合的な行政の在り方、進め方というものが政策でございます。

重点政策ということで防災のお話をさせていただいたり、観光政策ということをお話しさせていただいたりしておりましたが、そのための財源の確保のためにどのようにしていったらいいのかということで、一つ、私自身が一生懸命考えて、分からない点をサポートしていただくということでの提案でございます。何ていいますか、一つの目的のために一つのことがあるというわけではございません。いろんなところに影響が出てきて、それがうまく連動

した上で前へ進んでいく、政策というのはそういうふうと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はないですか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

先ほどの答弁で不十分だったので、人事異動だけではなくて、業務指示も含めて一緒に議論する場もつくるのかどうか。そこまで、もちろん業務の多忙のことも考慮しながらですけども、やっていただけるのかということです。そこだけきちっとお願いしたいんです。人事異動とか考えていくという一般論じゃなくて、そこまできちっとやっていくのか、答弁をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問で、業務指示について、そこもやっていただけるのかということでございます。

私自身も業務指示を度々出してしておりますが、なかなか前に進まない。それについて、どうした形で進めていったらよいのか私自身も悩んでいるところではございますが、きちんと責任を持って最後まで指示された業務についての遂行を管理監督していただくということが……。

（「質問の意図がずれていますので、この行財政改革に関わって、職員、課長などに対して、課長等に対してそういう話の場をつくったりね、具体的にそれを考えてくれというような指示も含めてやっていただける、一般的な業務じゃなくて」と言う者あり）

町長（中 淳志君） それはやっていただくつもりでございます。当然、総括的な事務のまとめという作業もございますので、当然それはやっていただくということでお話しさせていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

議長、質問の場じゃないですか。要望は違うでしょう。議員というのは質問が仕事ですよ。要望は仕事じゃないんですよ。そこのところ僕ははっきりしなあかんと思うんですよ。一般質問でもそうです。要望しますというのは僕ちょっと違うと思うんですよ。質問をしてもらわないといけないと思うんですよ。だから、こうしてください、ああしてください、そんな議員が言ったらそうなるのかみたいな話じゃないですか。そこは僕違うと思うんで、議

長、そこをしっかりと努めてください。

議長（大倉 博君） 今の坂本議員の件、どうですか。要望、はい。やはり要望とかありますけれども、どうぞ。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出ですけれども、取組について聞いたところ、人事異動という表現以上のことと物事を考えていくということしか出なかったもので、答弁として、今言ったようなことまでされる予定はありますかと、それに回答下さいという質問をしたつもりなんですけれども、一応それは質問の形式にしたと思うんです。どこまでやるのかがはっきりしなかったもので、やるんですかと聞いて、答弁いただきたいという認識でさせていただいています、私自身はですけれども。それがちょっと問題があると議長が判断されるなら、それは従います。

議長（大倉 博君） 町長、どうぞ。

（「いいです」と言う者あり）

議長（大倉 博君） もう要らないの。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。西議員。

7 番（西 昭夫君） 7 番、西です。

議案第 2 3 号、令和 3 年度笠置町一般会計補正予算（第 1 号）の件について、反対します。

現在の職員や体制で専門の知識や知見を持った人がおられるにもかかわらず、それを活用して財政再建、立て直し等のことを行っていこうという意思が見られない。新たに参与を入れれば何か改善されるような説明ばかりでした。そもそも議案の説明のときにも、劇的に改善することはないとおっしゃられたし、職員に対して話をしていない、一部の財政担当者には話をしたが、全体としてはしていないという答弁がありました。そもそも町長、一般当初予算のときは議案に対しては十分有効性を議論したとおっしゃいましたが、今回の議案に対しては有効性を議論されていないように思います。というか、町長の答弁からはそういうふうに取り上げられました。

今の職員に能力がないのではなくて、命令を出せば職員は動いてくれると思います。多分この町長の答弁聞いていた職員の中には、いや、言うてくれたらすんのに、やんのに、でき

んのにという声が多分上がってくると思いますよ。それで、今ある現状の人材を使ってやってみる。これで分からない、できないとなれば、何が、そこ問題点を洗い出して、何が必要かで、そこで初めて人選なりをすればいいことだと思います。町長、最初に言われましたよね、財政が厳しいと。じゃまずそこ。みんなのできることをやって、そこから考えるようにすべきだとは思いますが。

それで、今回の町長の答弁では、僕には必要とされる理由が納得できないし、説明を聞いても分かりません。なので、参与を必要とする積極的な理由がないので、反対します。以上です。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 次に、原案に反対者の発言を許します。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件について、反対討論をさせていただきます。

令和3年度当初予算には、職員研修事業も予算計上されており、この中でも、また前向きな職員が出てきているという事実も、成果も確認しております。町執行部内でも議論が乏しいと言わざるを得ないような答弁が見受けられました。3年間で2,100万円の経費が使われることも到底理解できない。当初予算の議論でも話させていただきましたが、この予算が今後、笠置の何のためになるのかも理解しかねます。経費をかけるなら、住民が理解できる説明が必要だとも思いますし、費用対効果も分からない、全てがやってから考えるという町長の答弁は理解に苦しみます。これが政策と言えるのでしょうか。

外からの力を借りるのは大変結構ではありますが、目的や目標が的確に説明できないのでは、予算を出す資格はないと考えます。今こそ町執行部と職員が一致団結してこの難局を乗り越えるべきではないかと思います。町長がおっしゃった京都府にパイプがあるというのも、不確実なことだと思います。このように自分の中に信用がしきれないところに予算を配分するというのは、僕の議員としての仕事ではないと思い、反対させていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで討論を終わります。

これから議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立少数です。したがって、議案第23号、令和3年度笠置町一般会計補正予算（第1号）の件は、否決されました。

暫時休憩します。13時50分から開始したいと思います。

休 憩 午後 0時50分

再 開 午後 1時50分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第5、発委第1号、笠置町議会会議規則一部改正の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。議会運営委員会、西委員長。

議会運営委員長（西 昭夫君） 発委第1号、令和3年3月11日、提出者、笠置町議会運営委員会委員長、西昭夫。

笠置町議会会議規則一部改正の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

笠置町議会会議規則の一部を改正する規則。

笠置町議会会議規則（昭和62年会議規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず議員」に、「日数を改めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊婦の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

第103条中「外套、襟巻」を「コート、マフラー」に改める。

附則、施行期日、この規則は、公布の日から施行する。

議長（大倉 博君） 質疑、討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略します。

これから発委第1号、笠置町議会会議規則一部改正の件の採決を行います。この採決は起立によって行います。発委第1号、笠置町議会会議規則一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、発委第1号、笠置町議会会議規則一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第6、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡潔にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

2番、松本俊清議員の発言を許します。

2番(松本俊清君) 2番、松本です。

私は、町民の方の代弁者として、一番話題になっている、気になっている点について質問させていただきます。

質問事項としては、町おこし対策について。それと、町民の安心安全な生活対策について質問させていただきます。

町おこし対策について、いこいの館、いつ開館するのか。そして、使用目的は温浴ということになっているんですが、今のところ貸事務所的になっておりますが、定まっていない、どうするのかお答え願います。

議長(大倉 博君) 町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問です。

開館はどのように考えておられるのかということですが、開館のためにいろんな形での事前の調整が必要でありますし、議員の皆様方にもお諮りせんといかんと。さらに、どのような形で開館を目指すのかということについて、具体的な方向性を出した段階で住民のアンケート調査をやりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(大倉 博君) 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、私ちょっと聞き間違えたかどうか知りませんが、いこいの館はいつ開館するのかわかることを聞いたんですね。違うんですか。その点ですね、どうなんですか。いつするんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

いつから開館するのかわかるということですが、現時点ではまだお答えできる段階にはございません。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、分からないということなんですけれども、令和3年度のいこいの館の管理費、1,800万円を見込んでいるんですね。それと、令和2年度は幾らかかったんか。もし令和3年度にできなかつたら、また1,800万円の金を費やして管理するのか。町にとっては非常に厳しい金額です。その点、どのように思うておられるのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 財政上のお話、御質問やと思います。

1,800万円かかっているということですが、どういうふうな内容なのかについて、課長、答えられますか。担当課長のほうから回答させていただきます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和2年度のいこいの館の支出状況等についてでございますが、今御指摘いただきましたとおり、令和3年度の当初算では総額約1,800万円を計上させていただいております。令和2年度につきましては、当初予算で約2,200万円を計上させていただいておりましたが、先日の第3号補正予算によりまして、500万円程度、光熱水費の見直し等で減額をさせていただいておりますので、まだ決算という、出納閉鎖まで期間は残っておりますが、ほぼほぼ1,700万円程度がかかるものかというふうに考えております。私のほうからは以上、お答えさせていただきます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問の中に、若干補足説明をさせていただきます。

す。

確かに当初予算で1,800万円の支出を見込んでおりますが、若干の収入がございます、二百数十万円やったというふうに記憶しておりますけれども、間違えていたらごめんなさい。その程度の収入はございます。

貸館事業と、それから一部のスポーツ施設ですね、ボルダリングのところとか、それからゲートボールのところとかも含んでのお話ですので、かなりの金額の支出を余儀なくされているということは事実でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、答弁聞いたんですけれども、大体ですね、今まで4,800万円ほどかかっているんです、閉館されてから。閉館されて1,800万円、管理費、それに対して行政はどのように思うてられるのか。ましてや、これはまたこの前もお話しして返答をもらったんですが、裁判にかかっているんですよ。そういう進行状況、またこの1,800万円についての笠置町の企画はどのようにになっているのか、どのように進めようとしているのか御返答願いたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

どのようなことを考えているのかということでございますが、これは度々議会でも答弁させていただいていることと思っておりますが、閉館当時の入り込み客が年間大体6万人ございました。かなり長い間ざっと2,000万円の経常赤字がいこいの館で出ておったという経緯でございます。最近の近隣の温浴施設等々の状況なんかを見ておりますが、そのことも踏まえて、採算が合う施設にしていくというのは、やはり1つには老朽化している部分の修繕がまず不可欠やろうと。

それから、いろんな企業さん、事業者さんが見学に来られているわけですが、設備が過大だというような御意見が非常に多いということで、必要最小限の整備をしながら、なおかつ温浴部分についての縮小というものを考えないと、委託業者が入ってこないだろうというふうに考えています。それと並行して2,000万円程度の赤字ということですので、約2万人の入湯者、来客を確保できれば、表面上の赤字は解消できるであろうと。加えて、それでは不十分で、いろんな施設の更新をしていかなければならないわけですから、それにどれだけ上積みできるような魅力のある施設に変えていくか、また、どんな政策でもって入湯者数を増やしていくのかということを議論していただく必要がございます。

こうしたことに関連して、議会の委員会のほうとも十分に相談させていただいた上で、ある程度の将来像というものができた段階で、住民の皆さんにその内容を提示した上での御判断というか、御意見を求めて、開館に向けての努力を始めるという形になると思います。

決してこのまま放置していくということではなくて、積極的に活用していくためには、どのような条件整備が必要かというお話になります。これは町行政側が単独で決めていくということではできませんので、どれぐらいの費用がかかるのか、どれぐらいの期間がかかるのかということをお示しさせてもらいながら、議会のほうにはちゃんと説明させてもらいたいというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今ですね、私はできない理由なんか聞いていないんですよ。簡単に言うと、いつ開館すんのかと。そのためにはいろいろ問題あると思いますよ。それにはどうして取り組んでいくのか。例えば管理費1,800万円、3年度やられたと。4年度には1,000万円に持っていく、そのためにはどういう方法で管理費を下げっていくのか。そういう計画的、企画を聞いているんですよ。それと同時に、裁判の結果はどうなったんですか。どこまで進んでいるんですか。前回、私は同じ質問をしているんですよ。前回の回答はいいですよ。それからどのようになったか、以後報告をお願いします。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問の中で裁判の件につきまして、私のほうから御報告をさせていただきます。

現在、3月5日でございますが、第3回の審理を終えました。その中で裁判所からの指示による認否資料の作成を求められており、令和3年4月12日までに裁判所のほうに提出するよう指示がございました。現在そういうところまで進捗しております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

裁判は進んでいて、それでいいんですけども、私は前回のときに和解という案があると、それについてどう思われているのかということをお聞きしたんですね。それはどうなんですか。

そして、向こうから4,000万円の賠償の問題が弁護士から聞いていると、裁判を起こすという話をされていますね。その結果どうなったんですか。それはですね、先ほど言われた3回目のときに協議されたんですか。それと同時に、この裁判についての担当課は商工観

光課というように発言されていますね。それでいいんですか。間違いないですか。そこが担当を持ってやってくれるんですか。それだけ一応お聞きします。

それで、もういいですよ。これは、いこいについてはですね、私の思うてる回答は出てきませんわ。今度ですね、特産物についてお聞きします。

新聞によると、笠置町には特産物がないと、少ないというように報道されていますね。本当にないなら、行政はどのように取り組んでいこうとされているのか。その点、お答えください。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3月10日の京都新聞のほうに、ふるさと納税の返礼品に笠置産のまきが大変な人気だというふうに紹介をされております。その記事の中で、地域に目立った特産品が少ないというふうな記載がされたものでございます。

どういったものを特産品と言うかについては難しいところもございますが、笠置町では以前からキュウリでありますとかシイタケ、それからキジ肉など、町内で多く生産、加工されていたものを特産品、特産物という形で紹介をさせていただいております。数や生産量につきましては、他の町村と比較いたしますと少ないと思いますが、笠置町の特産品と呼べるものがないというような考えは持ってございませんので、またこれからもこういった特産品といえますか、特産物につきましては、笠置町の地元産の消費拡大ということで、またPR等させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今いろいろあるという話ですけれども、果たしてその特産品についてどのようなPRされているのか。例えばふるさと納税返礼品にこういうようにまきが人気を集めているんですね、違うんですか。そこに載っている中で、3月17日に町おこし、雇用促進の方が特産品、商品を開発されて取り組んでおられますね。それに対して町はどのような対応をされたのか。また、笠置町がつくっているまちづくり会社、大手橋の近くにあるんですが、あそこになぜ言われた特産品が提示されていないんですか。その点どうなんですか。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、雇用創造協議会で行っております特産品開発でございます。こちらにつきましては、

平成30年度から、キジを活用した特産品の商品開発というものを行ってまいりました。初年度につきましては、キジ肉を使ったコロッケのレシピ開発でありますとか、令和元年度からはキジ肉の缶詰の制作、また今年度でございますが、キジ肉を使ったピザのレシピ3種類も開発されて、そちらの成果報告会というものを開催されたところでございます。

笠置町のほうといたしましては、この缶詰でありますとかいう部分につきましては、また今後、町内の業者で販売等を取り扱っていただける業者さんのほうを募りまして、また販路拡大等に努めていきたいというふうに考えております。

ピザのほうにつきましても、今現在、町内の飲食店さんのほうで取扱いをしていただくというような方向で雇用創造協議会のほうもお話をさせていただいているということでございます。

あと、ふるさと納税の返礼品につきましては、今現在40品目ほどあるということでございますが、これにつきましても、まだ、先ほど申し上げたみたいなシイタケでありますとか、対象となっていない部分なんかにつきましては、今後、まちづくり会社などが間に入ったような形の中で返礼品として取扱いをしていくというような方向で現在調整を進めさせていただいているところでございます。

あと、チャレンジショップでのその商品につきましては、どうしてもスペースの関係とかもございますので、またまちづくり会社のほうと協議をさせていただいて、取扱品目みたいな形でできないかということは相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、いろいろ取り組んでおられるのは分かるんですよ。しかしですね、行政として、こういう問題についてどこまで関わってこうとされているのか。今、話がありましたキジのピザですか。あれは行政から何人参加されたんですか。そういう横の連携というものをどのように受け止められて特産品を開発しようとしているのか。そういう点、ちょっとはっきりしないので、対策を今後取ってもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、荒廃農地について質問させていただきます。

これですね、全域に荒廃農地が広がっております。農業行政として一番の問題じゃないかと思っております。町長並びに担当課はどのように思っておられるのか。その点、お答え願いたい。まして今の状態ですと、非常に火災、または災害が危惧されます。そういう対応。

そして、農業委員会から以前通知されたと思うんですが、この活用について、ワイナリー

というような事業を提案されました。しかし、断られてから全然進んでいません。今後どうするのか、荒廃農地。また、それに伴う耕作者の年齢はどうなっているのか。5年、10年後の農業対策についてもよろしく返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問で、まずワイナリーのことについて御質問がございました。

前町長がワイナリーについては行わないということで決断されたというふうに聞き及んでおります。したがって、現在、ワイナリーの計画はございません。他の荒廃農地の問題でありますとか、農業従事者の後継者の問題については、担当課長のほうからご説明させていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

荒廃農地解消は、笠置町に限らず全国的に大きな課題となっております。近隣市町村も様々な取組をなされておりますが、根本的な解決策には至っていないのが現状です。先ほども言われましたように、荒廃した農地からの火災、災害等も非常に懸念されているところでございます。そうした中で、笠置町では現在具体的な解決策というのは持っていない状況でございます。そういった中で、切山地区におきまして、京野菜の花菜の露地栽培に熱心に取り組んでおられる方もおられます。切山地区の花菜は非常に評価も高く、特産品としての広がりも期待しつつ、そういったことが荒廃農地の解消につながればというふうに思っております。

また、耕作者の年齢ということでお聞きしております。現在の耕作者、笠置町では総農家戸数82戸ということになっております。大半が60歳以上、これはあくまでもセンサスの数字でございますけれども、大半の主たる農業経営者というのが60歳以上になってございます。そういった中で、60歳以下で従事されている方は十数名程度というような、詳細な人数については現在把握しておらないんですけれども、10名程度という中で非常に高齢化が進んでいるというところでございます。

最後に、5年後、10年後の農業施策についてお聞きでございます。こういった点、農業委員会のほうでもいろいろ話が出ておまして、笠置の米と農地を守ろうということいろいろ話が出ております。米作りを通じまして、荒廃農地拡大をさせない取組を農業委員さんとともに現在検証しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、町長の答弁もらったんですけどもね、私はそういう答弁求めているんじゃないんですよ。ワイナリーがなかったら、新しい何か試案は町としてあるのかどうかということを知っているんですよ。なければ、それだったら、どのようにするかというような検討、企画の会議をされたのか。その担当部署はどこが担当しているのか。その点どうなんですか。今のですね、なくなるのは分かっていましたよ。それに代わる何かの産業的なものがないかと、町として。だから、前回の町長はワイナリーという案を出しました。それが駄目になったら次に何をやるかという、少しでも雇用、または町税の入るような対策はどのように思っておられるのか、それを聞きたい。返答をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいま松本議員の御質問は、荒廃農地をどういうふうにして活用して、農家の収入を増やしたりと、荒廃農地を減らしていくのかということについての将来的な計画はあるのかということだと思います。

以前から農村留学でありますとか、いろんな取組をやってこられたわけですが、棚田の活用ということがまずは考えられるんじゃないかなとは思いますが、現在のところ具体的にそういう話が検討できていないというのが事実でございます。荒廃農地を増やさない、活用していかんなあかんと。米作を守っていかんなあかんということについては、担当課は建設産業課でございますが、結局どういった形でそういったことができるのかというのは、先進地の例も参考にしながら、私も土曜、日曜に何か所か見に回ったこともあるんですが、そういうことを参考にして、どういうふうやっていったらいいのかということについて、話し合いを進めていただけたらなというふうには思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今の町長の答弁で私は取ったんですけどもね、在任されて1年たつんですね。しかし、農業について、荒廃農地については何も案がないということですか。なければ、町長自ら先に立って、先導していくのも町政のトップのやる仕事じゃないですか。そういう点どうなんですか。ますますこれは荒れてしまいますよ。

それで、言い換えると、笠置には人を呼ぶという形になって、観光が主力になっていくんですよ。いこいの館はじめキャンプ場、そして笠置山から見下ろす田園の借景ね。5月には

青々とした、秋には黄金色に輝く借景があってこそ、笠置の観光は成り立っていくんですよ。そういう点で、町として、何遍も言いますが、町としてどうするのか。現町長においてはそういう試案がないということですか。なければ、あと任期中に何らかの対策を練ってもらうように私は要望します。どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

具体的な方策はないのかということですが、例えば千早赤阪村におきましては、都市部からの応援をいただいて、棚田の維持ということを考えてやっておられるということでございます。単に棚田の維持だけではなくて、先ほど御質問にもございました、返礼品の中に地元の農作物を入れられないかというようなお話も担当者としておたところですが、野菜を返礼品として送るとするのは、なかなかこれパックで送ったりして経費がかかるという問題もありますし、一定分量を確保しないとなかなか難しいということもあって、どうした形で地元の農作物というのをふるさと納税の返礼品として準備できるのか。また、それをどういう形でお配りできるのかというようなことについてのお話は、今、積み上げていたところなんです。そうした点で、今後、荒廃農地も含めた農業政策について、私自身が主導的にといいますか、主体的になって、このお話を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今、町長の答弁、私ちょっと分からないから、何で千早赤阪村の話が出てくるんですか。そういうのを知っておられたら、笠置町もですね、まねでもいいですから、やられたらどうなんですか。特産品、そういうこともあるんですよ。先ほど話にありましたシイタケの問題。これについての補助金、返金されていますね。補助金が一応出ましたね。それが返金されています。そういう行政がなぜこう取り組まないのか。こんな一応、考え方によると、シイタケをやっている業者がいたとする。シイタケやれば、マイタケやる、ナメコがある。いろいろあるでしょう。そういうところに研究生で、なぜそういう金をつぎ込まなかったんか。だから、行政は何を考えておられるのかということに私は疑問を持ちます。その点どうですか。よそのことをやっておられるんだったら、笠置町もまねしてでもいいからやるという町長の腹のくくった方針はないのかお聞きしたい。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

棚田の活用ということではいろいろ考えていることもあるわけですが、ほかには農業学校みたいな、そういう活用の仕方もございます。まず、お金になる、農家の方にお金が入ってくるという仕組みを積極的に考えたいということで、取りあえず返礼品の中に特産品になりそうな農作物の活用というものを考えたいと。それを推進するためには、安定的に一定量の農作物というのを考えていかないといけない。郵送というのはちょっと難しいのかなという気がしますので、笠置にお見えになったときにお渡しできるような形での農作物の提供というのは可能なのかなと。それに関しても、一定数の数量の確保という問題がございます、それを現在検討しているところでございます。

そのほか、なぜそういう先進地みたいなところを見に行ってもいけないのかということなんですが、かなりのマンパワーが必要で、都市部から来ていただいて、みんなで楽しく田んぼの整備というようなことをしていかないといけないわけですが、そもそもその受皿になっていただくような町内の組織というものもつくっていかないと、なかなか一気にそこまでは進められないのかなということもございますので、今後ちょっとまた先進地、ほかのところでは棚田を活用したまちづくり、むらづくりみたいにしてはるところがあるんで、実際どのような形でそこまで進んできたのかということ一度ちゃんとお話を伺いに行って、参考にしながら笠置町の農業振興について検討させていただきたいというふうに考えます。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

何遍も聞きますけれどもね、町長、それが私に対する答弁だと思っているんですか。町長のですね、町として、こういう農地問題、どのように引っ張っていくかということを知っているんですよ。どうなんですか。新しい案はないんですか。ただ担当から言われますとね、菜の花、軌道に乗っているという話なんですね。ところが、あれは年中あるわけじゃないですよ。それに対する対策として、ハウスを建ててやるとか、そういう町長として、町として、やる方針がないのか、そういうことを私は知っているんですよ。なければいけないんですよ。それにしてもあまりにも寂しすぎますよ。

そして、耕作者、言われましたように、60歳以上、いないんですよ。そういう人たち、まだ年いってもできるような仕事を町として探すべきじゃないですか。その点、回答、いろいろなことを言われますよ。それで回答になっていると思われるんだったら、非常にこういう一般質問をする値打ちがないと思いますね。これでは話になりません。

続きまして、少子高齢化についてお尋ねします。

保健福祉課のほうでいろいろ担当してもらっています。いろいろ手を打ってもらっています。非常にうれしいことです。しかし、それにはそれ相応の時間がかかると思うんです。そういうことについて、課としてどのようにするかお聞きしたい。努力されている、前向きなことは分かりますよ。新婚さんの件、住宅の件、非常に町として喜ばしいことです。少子化で、こういう点をますます進めてもらって、少子化、高齢化について対応してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

続きまして、町民の安心安全、生活対策について質問します。

高齢者独り暮らしの対応について、前回もお聞きしました。民生委員の方に協力してもらって対応していくと。そういうことについていろいろ検討してもらっているんですが、何といても高齢者です。そういう対応については、今一段と対策を取って検討し、前向きにやってもらいたいと思います。特に町民の安心安全についてですから。

そこで、この前お聞きしました防犯カメラ、これは非常に設置はどうなっているのか、いろいろあります。問題あると思います。しかし、前向きに検討してもらって、防犯、そして非常に、何ていうんですか、高齢者によるいろいろ行動について必要じゃないかと思ひますので、何らか積極的に検討してもらって、できるだけつけてもらうようお願いしたい。その点についてどう思われているのか。

また、以前、1年前に私はマップの件を話をしましたね。いまだ待ってできていません。どうなっているんですか。返答では、10月にする、いろいろ答弁されていますよ。最終的には3月末ですか。その理由は京都府からの資料がない。それだったら、何で前年のときにこういう予算を組まれたんですか。返答にならないでしょう。今は24日です。府からはそういう資料が来ているんですか、布目川の件、白砂川の件。どうなんですか。それについてお答え願ひたい。特に浸水深の表示について、私は前に報告しましたよ、聞きました。なぜ産振にあるのか。ほかの北部区、東部区、そこの表示はどうなっているのかと聞いたはずで。どうなっているんですか。

それと老人の避難の訓練、必要じゃないかという話をしたんですよ。それについてどのように思われているのか。おかげさんで、発電機は買うてもらいました。それについて、操作の仕方はいつ、区、または消防団、関係各位に講習会をやられて、実行されるのか。災害というのは予測なしですよ。淡路で16年、宮城で10年ですよ、起こってから。そういう点を加味して、どういうふうに行行政は思われているのか。安心安全のための対策、誰でもいい

ですから教えてください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、防犯カメラの関係でございます。防犯カメラにつきましては、木津警察署と今現在、お話をさせていただいていまして、木津警察署から資料を頂いたところです。その中でも、やはり設置する場合に、今、プライバシーの問題あるとかの兼ね合いにより、いろいろと検討しなければならないということがありますので、そこら辺も踏まえて進めていきたいというふうに考えております。

それから、続いて、ハザードマップの関係でございます。今現在、ハザードマップの作成に向けて取り組んでおるところでございます。その中では、浸水深の内容であったりとか、土砂災害の警戒区域とか、いろいろな情報を載せていくわけでございますが、議員おっしゃったように、今まだ京都府からのデータというものが無いということですので、3月補正の折にも、令和3年度への繰越事業というような形でさせていただいたところです。

3月末には来るということ聞いておりますので、作業的には4月以降という形になるのかなというふうに思っております。

それから、発電機の訓練等につきましては、予算をお認めいただいたので、今現在発注をしておりますので、その後、4月以降順次、発電機の使い方等の訓練を実施させていただきたいというふうに考えております。

それから、防災の訓練でございます。防災訓練については、実施する必要があると思っておりますので、それについてはまず全体でやるというよりも、防災に必要な知識等を学ぶ講習会的なものをまずはやっていけたらなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、答弁をもらったんですけどもね、書類でやっているとか、そういう悠長なことを言うてる場合じゃないでしょう。どうなんですか。緊急を要するんですよ、いつ来るか分からない災害について。行政はそんな考えですか。もっと問題がある、あればあったなりに解決していくのが行政じゃないですか。

そうしたら、防犯カメラ、個人的にいろいろ問題ありますよ。よその地域はどうしてつけてあるんですか。そういうことをいろいろ調査されて検討するのが行政じゃないですか。それが町民の安心安全の生活を見守る対策じゃないんですか。どうですか。

それと、今、関心があるのはコロナですよ。コロナの接種はどのようになっているのか。

それと同時に、いろいろ関連したものについてどこまで、病院、または医者、場所、どこまで進んでいるのか。万全を期してもらっているとは思いますが、その点は高齢者が多い笠置町ですから、積極的に今以上に進めてもらいたい。その点についてどうかと。

それで、これも最後にしてもいいんですけども、笠置町、町に、役場に来られる身体障害者の安心安全はどこまで進めておられるのか。今、車椅子で来られたと。どこから入ってくるんですか。車椅子にも手動と自動があるんですよ。どこから入ってくるんですか。そして、第1庁舎に入る、あの経路は果たしてできるんですか。健常者の目線で立って設計されたんですか。それとも車椅子の目から見て設計されているんですか。その点どうなんですか。これは、官舎を見られている町長、どのように思われているか、私は聞きたい。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。松本議員の御質問の中でコロナウイルスのワクチン接種の部分についてお答えさせていただきます。

本町につきましては、集団接種を今のところ予定しております。場所につきましては、いこいの館を現在予定しているところをごさいます、接種の予定でございますが、コロナワクチンがいつ入ってくるかによって接種日が変わりますので、現在のところは5月中旬頃の日曜日を第1回目、2回打つ必要がございますので、2回目を6月上旬頃の日曜日の予定で現在進めさせていただいております。

優先接種ということで、65歳以上の方が今の日程につきましては対象という形で進めさせていただいております、ワクチンの配布が確定した段階で、きっちり日程を決めて、対象者の方には御案内させていただきたいということで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

今、町長に返答をお願いしたんですけども、どうなんですかね。

議長（大倉 博君） ちょっとお待ちください、コロナの関係ですか。

2番（松本俊清君） コロナの関係は課長からしてもらいましたよ。車椅子の件ですよ。

議長（大倉 博君） コロナの関係はね、一般質問通告には全然入っていないんですよ、後のほうは入っていますけれども。

2番（松本俊清君） 何がですか。何を言われているんですか。私はここに書いてあるでしょう、町民の安心安全のためですよ、それで質問しているんですよ。何を言われているんですか。

議長（大倉 博君） それは関連質問になるので、具体的にということをつつも言っていますけれども。後の方のコロナの関係は質問が入っていますので。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。第1庁舎に入るときの車椅子での動線についてという御質問やというふうに理解しております。

第1庁舎に入るときは、第2庁舎側から、要するに西側の駐車場がありますところから坂道を上がって、階段になっている部分については坂道になるような設備がしてあります。庁舎全体の改修構造の中でエレベーターを設置するかエスカレーターを設置するというのは、設置経費、それからランニングコストが非常にかかるということで、そのことについての整備は見送らせていただいております。

なお、車椅子での来庁者に関しては、インターホンがございまして、そこで呼んでいただいたら、車椅子を押ししたり、それから落ちていかないように確保したりというような対応策は取らせていただいておりますが、十分ではございません。じゃあどのようにして対応しようかというお話は、一定お話をしておりますが、まだ具体的に設計ができるとか、予算措置ができるとかいう段階には至っておりません。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、返答をもらったんですけども、車椅子ですよ。あそこ、言われているように入れるんですか。この建物の管理者として、町民の安心安全を守るトップとして、一応調べられたんですか。今、社協の後ろに屋外空調機がありますよ。あの寸法は何センチあるんですか、幅まで。それをどうするのかということをお聞きしているんですよ、町民の安心安全。来庁してくれる人のために当然じゃないですか。インターホンがあるという話、分かっていますよ、そんなの初めから。しかし、車椅子で来られた人は、前に車がいたら、どうしてそのインターホンを押せるんですか。横の物すごい急な傾斜ですよ。あれを前向きで来るんですか、後ろ向きで上がるんですか。上がった後、あそこにU字溝が入っているんですよ。それでどういう対応で入られるのか。改善してもらいたいから言うてるんですよ。どうですか。何がそんな、エスカレーターとか、そんな聞いているんじゃないですよ。現時点でできる範囲でどこまでできるのか教えてください。

議長（大倉 博君） 松本議員に言います。今の関係もね、この質問事項にはね、関連質問になるんで、コロナのと一緒ですよ。今おっしゃることは、やはり具体的にここに入れてください。それはいつも言っているはずなんです。だから、急に言われても、答弁する側もなかなか難しいと思うんですよ。関連質問、全般的に安心安全だけでは、それは全てがなっ

てくるんですよ。だから、いつも言っていますように具体的に入れてくださいと言っていますので、関連質問は駄目ですと言っています。松本議員。

2番（松本俊清君）　そういうことでしたら、完全に書いてある私の答弁に対して、行政は返事できたんですか。議長は言われますよ、それはもう議長それでわかりましたからもうしませんよ、それはね。しかし、検討してもらいたい。詳しく書いたかて、実際何も返答できないじゃないんですか。議長の立場からそれは分かります。今回はそれで了解します。

それと、もう一度、今度ですね、それだったら、安心安全の歩道について、町道、ここですね、以前、台風のときに土砂が流れてきて、岩谷の橋がいっばいだったというように区長並びに町民から出ていますね、要望が。それで、その返答は、検討すると返事だったんですね。違うんですか。今もし雨が降れば、第2の災害が起こるんですよ。そのときに担当課長は3月中にやると、まだ日がありますんで、やってくれるかどうか分かりませんが、そういう点、できるだけ2次災害の起こらないようお願いしたい。分かりますか。

続きまして、まだちょっと時間があるんで、余分にですね、観光についてお聞きします。

以前、観光について、時代絵巻の件を話をしましたね。そうすると、担当者は笠置山に保管してあるという発言でしたよ。どういう保管をしていたんですか、保管とはどういう意味ですか。保管とは。ただ、一般に置いて、草ぼうぼうの中に置いてあったんじゃないですか。あれは笠置町は保管と言うんですか。どうなんです。それで私が指摘して写真撮ってきて、そうすると、担当課長は処理されましたよ。持ってこられたところはいこいの館ですよ。そのいこいの館のどこに置いてあったんですか。同じ状態でしょう。違うんですか。使えなかったら使えなかったでいいんですよ、処理すれば。しかし、町長はそれについてシートを張るように指示しました。あれ使うんですか。

それから話をすると、車庫に入れられました。本当に使う気があるんですか。そういう点、非常に考え方が浅いと思いますよ、笠置町にとっては深いと言われるかもしれんけれども。枚数、25枚、私、そんなん勘定して分かっていますよ。しかし、不十分であと3枚ほど足らん。傷んでいるからと、そんなやったら処理したらいいじゃないですか。その原画は今保存されているんですか、あの原画は。どこで保管されているんですか。そんなね、今さらどうこうするより、結構経費がかかりますよ。何を考えてやられているのか。

そういうことを指摘して、産業振興会館にある看板、あれは何て書いてあるんですか、見られましたか。笠置が観光で売り出そう、町民を売り出そう、いろいろやっておられます。しかし片方では全然なっていないじゃないか。あそこに何て書いてあるんですか、あそこに。

分かっていますか、町長。分からないでしょう。

その反面、また、石の国というような観光で非常にやられています。方針自体計画性がない。そういうことに対してどのように思われているのか。返答をお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） いこいの館のところにある、まず看板のお話でございます。町内いろんなところに看板がございます。例えば役場の下にも看板がございます。もう既にない会社でありますとか商店、そういうものも看板には記載されておるわけでございます、古い看板がそのままの状態に残っておるということでございますが、その看板の一つ一つの設置管理者がどなたであるのか。町で立てたものであるのか、商工会で立てたものであるのか、私は了知はしておりません。

それから、絵巻の原画でございますが、これは笠置寺縁起絵巻というものやったと思いますが、原画はお寺で保管されて、お寺だと思いますが、お寺で持っておられる、所蔵しておられる絵巻物でございます。枚数が何枚残っておったのか分かりません。処分するのかどうかということですが、これは西村町長が再利用するということをおっしゃったということなので、もしもそれならば、どうした形で再利用できるのかということを考えなければいけません。私が聞いている限りでは全ての部分が残っているわけではないということですので、使える部分があるのか、また実際にそれを活用するのにどこに設置したらいいのか、どれぐらいの大きさなのかということは、現物を見てみないと分かりません。議会が終わったら一度広げてみようというふうには考えておりますが、実際に使えないようでしたら、それは最終的には処分させていただこうかというふうには考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 今、絵巻についてはまだ使うという形ですか。前のときでは、わざわざ私に電話されて、何ですかと言ったら、よう聞いたら絵巻の話なんです、町長室で。そのときに使えなくなった部分が二、三か所あるというように説明されていますね。それで非常に悪い、補修せんなん。そういうことに対して町長は関係課にどのように指示されたのか。

それで今、先ほど言いました産振の看板の件。あれは商工会が立てたのか違う、どこか分からない、調べてくださいよ、それだったら。分かりますか、こういうやつですよ。何て書いてあるんですか、これ。こんなの字読めないでしょう。そういうのをほったらかしにして、何が観光、人を呼ぶんですか。全然一本の筋が通っていない。そういう行政を何とかただしてもらいたい。自分ができないものは各担当の課長に指示してくださいよ。どうですか。で

きるんですか、できないんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

絵巻については使える部分があるのかどうか、どこへ設置できるのか、費用はどの程度かかるのか、これについては議会が終わり次第、4月の早々までに結論を出したいと思います。

看板がどこの管轄で管理で誰が修繕するのかということについて、まず設置管理者が誰かよく分からないという点について、町で分かる限りの調査はいたしたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 松本です。

設置どうこうと言われますけれども、私はこれ質問してから1年以上たつんですよ。まだそれでもできないんですか。どうなんですか。こんなことでは観光、笠置がよくなるはずがありません。もっと根本的に対策を練ってやってもらわないことには、全然笠置町の未来はないと判断します。

これ以上言うても、一向に回答はもらえませんので、これで質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで松本俊清議員の一般質問を終わります。

次に、3番、由本好史議員の発言を許します。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

議長のお許しをいただきまして、一般通告書に基づきまして、質問させていただきたいと思えます。

先ほど松本議員のほうから質問がありました新型コロナウイルスワクチンの接種についてですが、笠置町は集団設置で笠置のいこいの館で第1回目が5月中旬、2回目が6月上旬、日曜日に行うというようなことで説明もありました。

それで、接種について、まず接種券の郵送や予診票の郵送がされると思うんですけれども、これはいつ頃お考えなのか。また、どれだけの高齢者の方が接種を希望されるのか、希望者を把握する必要があると思えます。そこで、福祉施設に入所されている方や病院に入院されている方、また、住民登録をされている方が実際に住んでおられない場合や、逆に住民登録がなくお住まいの方、また認知症の方など、どのように希望者を把握するのかお尋ねしたいと思えます。

また、いこいの館の会場への送迎はどうされるのか、また、寝たきり等で会場に行けない

方についてはどうされるのか。接種の順番についてはどうするのかという点についてまずお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

回答が足りないところがあったらまた再度指摘していただきたいと思います。申し訳ございません。

まず、接種券の発送でございますが、ワクチン接種の日時が正式に決まった段階で対象者の方に接種券を送らせていただきたいと思っております。国の通知では4月23日頃までに発送ということで、これは標準的にということなのですが、あまり早く送りすぎても紛失されたりとかということも考えられますので、1か月前頃には送りたいなというところではあるんですが、まずその接種日の決定があつて、そこから接種券の発送という形になるかと思えます。

あと、優先順位につきましては、国の指示につきましては、まずは医療従事者の方、これはもう始まっておりますけれども、その次に65歳以上の高齢者の方、基礎疾患のある方……

（発言する者あり）

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたしました。65歳以上の方につきましては、町内の方一斉に1日で集団接種ということで考えておまして、今想定しておりますのは65歳以上の方が669人、対象になる方がおられます。接種率が約80%程度で考えておまして、80%となると535人、1日でになるんですが、今の想定では3レーンといたしまして、3人の方に打っていただくということで考えておまして、1日7時間で3人の方に打っていただいて560人いけるかなというところで想定しているところでございますけれども、予約の人数等でまた2回目を行わないといけないというようになる可能性もございますが、現在のところ80%で考えると1日で何とかいけるかなというところで予定しておるところでございます。

また、予約につきましては時間帯までの指定の予約ということまでは考えておりませんが、接種希望の方の予約を受けさせていただいて、町内の方、おおよそ地区ごとに時間を割り振りさせていただいた中で、交通手段のない方等もおられますので、地区ごとに割り振らせていただいて、そこで送迎バスなりを出させていただくという予定で考えております。

あと、寝たきりの方につきましては、訪問接種という形でお願いしたいなというところで考えております。

また、集団接種に来られない、当日来られない方につきましては個別接種ということで、町内の医療機関に行っていただいで接種をしていただくという形で、集団接種を受けられない方のフォローという形で個別接種を考えているところでございます。それぐらいでしょうか。

失礼しました。町外に住んでおられる、入所しておられる方等につきましては、基本的には住民基本台帳に登録されている市町村で接種を行うということが原則になっておりますが、例外が認められておまして、入院、入所されている方、また基礎疾患を持っておられる方が主治医の下で接種をされる場合、単身赴任しておられる方、遠隔地へ下宿しておられる方等につきましては、その地域での接種が認められているところでございます。

また、認知症の方等につきましては、予診票の中で本人の接種の意思表示というところが必要になってきますので、御家族の方の協力を得ながら同意をいただいで、御家族との連携につきましては、認知症がある方につきましては、恐らくケアマネジャーさん等がおられると思いますので、ケアマネジャーさん等を通じながら、そういった形で接種の勧奨を行っていきたいということで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、寝たきりの方が訪問接種ということなんですが、集団接種に来られない方については個別接種ということなんですけれども、一瓶5回分の接種だと思っんですけれども、そのあたりはどうなんですかね。伊左治医院さんにお世話になるんですかね。そこのほうに連絡を取ってするというようなことになるのか。そのあたりの手続についてお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

個別接種につきましては、町内の医療機関、1医療機関ですので、伊左治医院さんでお願いしているところでございます。

また、ワクチンの配分量によりまして、接種可能かどうかというところがございますので、伊左治医院さんに予約の電話をしていただいで、ワクチン量等につきましては連携取ってや

りますので。伊左治医院さんでワクチンが確保できている場合につきましては、伊左治医院で確保というか、笠置町から伊左治医院に提供できるワクチン量、そういうのは情報提供させていただいた中で予約を取っていただいて、接種をしていただくという形になります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうしたら、この個別接種なり訪問接種というのは、この集団接種の以降の話になるんですかね。

それと、やはり相談窓口を設置する、もうしておられるんですかね。また、しておられなかったら、いつ頃設置をされるのかというあたりと、役場のほうで設置されるんですかね。そのあたりをお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

相談窓口でございますが、相談窓口につきましては、役場のほうで別回線を2回線引かせていただいた中で、専用のダイヤルで受付をさせていただく予定としております。回線は引けておりますけれども、接種券の発送と同時にその案内等をさせていただきたいと思っております。それまでにつきましては、役場のほうに電話をかけていただいた中で、必要に応じて相談については実施させていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

そうですね、相談のほう、よろしくお聞きしたいと思います。

また、政府は、接種率の向上に向けまして、各自治体に創意工夫を促して、ある自治体では接種率向上とコロナ禍に落ち込んだ地域経済活性化の一石二鳥を狙いまして、接種した町民に1回につき1,000円分の商品券を配るなど、接種率向上に取り組んでおられますが、笠置町はそういった取組はあるのでしょうか。

また、接種に当たりまして、当日予約されてキャンセルされた場合とか、やはり貴重なワクチンですので、廃棄がないような取組はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、接種率向上のための何か方策というところがございますが、商品券をつけたりとかつていうところにつきましては、今のところ予定しておりません。接種率の向上といたしましては、積極的な広報活動をやっいてこうという形で考えております。

また、ワクチンの有効利用ということでございます。余りましたワクチンにつきましては、個別接種に回したりですとか、例えば、今ちょっと協議中なんですけれども、デイサービスセンターに来ておられる方に打てないか等という形で、今調整を行っているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やはり町民の方に情報提供をする必要があると思いますので、以前、お願いしておりました町営テレビですね、昼間、河原だけ映っているようなあれがありますので、そういったところも活用していただいて、十分な広報のお願いをしたいと思います。

それで、PCR検査について御質問したいと思います。

京都府では、社会福祉施設等で実施をされ、新型コロナウイルスの感染再拡大の兆候をつかむため、モニタリング検査を5日から京都市内で街頭を歩き交う無症状者にPCR検査キットを無料で配布し、感染状況や傾向の把握につなげるため立ち回っており、このモニタリング検査は緊急事態宣言が解除された地域の感染予防策として国が進めているもので、知事も感染の再拡大を早めに察知し、早期対応につなげたいと言われておりました。

また、感染力が強いとされている新型コロナウイルスの変異株が京都府でも検出され、専門家は現状より急速に拡大するリスクが高いと指摘をされております。笠置町でも感染者が確認され、その後、職員にも感染者が確認されたところです。感染の拡大を早めに察知し、京都府を挙げて早期対応につなげる必要があるのではないのでしょうか。見解を求めます。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

京都府で行われておりますモニタリング調査につきましては、今おっしゃいましたように感染の傾向、拡大を早期に把握するということがございますので、その調査の結果を基に、笠置町といたしましても、注意喚起等をやっいてけるのかなというところで考えております。

また、高齢者施設の無症状の検査につきましては、24時間入所者がおられる施設というところで聞いておまして、笠置町にはそういった施設はございませんけれども、府内の施設の中でそういう検査をされているところでおまして、これは1回切りということで聞いておまして、その時点では陽性、陰性の判断はできるものでございますけれども、定期的というわけではないので、なかなかちょっと難しいのかなというところで、その時点で陽性が確認された場合については、そこからの感染拡大というのは防いでいけるのかなというところで考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

このコロナウイルスは、誰もがこの新型コロナウイルスに感染する可能性があります。ワクチンの供給等が不透明で、次の優先順位の方々がいつ接種できるか分からないわけですので、今後より一層予防対策の徹底を図る必要があると思います。特に無症状者の方の察知など、早期対応する必要がありますので、PCR検査や抗体検査につきましても、また検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町道維持管理についてお尋ねをいたします。

町道の清掃につきましては、ふだんから住民の方々、また区の出あい等できれいに清掃をされておりますが、台風等風が強い後には、小枝や落ち葉で町道の通行に支障を来すことが度々発生しております。そんなときには住民の方々が協力して清掃されているわけですが、小枝等の処分に苦慮しております。町道の隅に集積をしておりますが、道路管理者の町はそれを処分するというはございません。また、役場の下からすまいるセンターへの道、上津線ですかね。道端にはたくさんの石があり、水路にはコンクリートの塊があります。町は管理者としてどのように管理をされているのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道の維持管理ということでの御質問でございます。

町道は63路線ございます。町の町道の維持管理としましては、道路の点検結果に基づき順次整備を行っているところです。先ほども御指摘ございましたけれども、町道の草刈り等は一部実施しているところではございますが、基本は各区の出あいであったり、付近住民さんの御協力をもって行っていくことが現状でございます。舗装修繕など簡易なところは職員で行い、路盤や道路側溝など、道路側溝などの改良を含むところにつきましては、社会資本

整備総合交付金を活用し、順次行っているところでございます。台風や大雨の後の落ち葉や木の枝、そういったところの清掃までにはなかなか職員のほうで手が回っていないところでございます。またいろいろ住民の皆様には御迷惑をかけて、御協力いただく点、多々あるかと思いますが、また何かお気づきの点がありましたら、役場のほうにまた御連絡をお願いしたいというふうに思います。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなか職員の方が手が回らない、マンパワーが足りないということだと思うんですけども、やはりこういったとき、そういった道路の維持管理予算というものを見ていただいたらなと思います。

それと、鹿ヶ淵線ですが、この路線は景色もよくて多くの方が今まで散歩をされていましたが、かなり前から通行止めとなっております。道路としての機能が果たせていないわけですが、今後どのようにされるのかお聞きいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道鹿ヶ淵線は、現在落石等があるため、バリケードなどを設置し通行を制限しております。町の管理といたしましては、年に数回状況を確認する程度の管理状況でございます。現在のところ特に整備をするというような計画は持っておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

道路関係ですけれども、以前、潜没橋なんかについては道路台帳で石橋という整備をされておったと思います。その関係で交付税検査で石橋ではないということで、普通交付税を遡って返還したことがあると思います。この鹿ヶ淵線ですが、道路としての機能を果たしていないということで、道路台帳に登載されていないのかなということで疑問を思うわけですが、道路台帳に登載されていることによりまして、自動車重量譲与税なり普通交付税を頂いているということになっていると思います。こういったことから、またそういった指摘があった場合、こういったところの交付税等を返還する必要が生じないのかということをお聞きしたいと思っております。そういったことは心配ないのでしょうか。見解をお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

交付税を算入する上で、鹿ヶ淵線の町道の延長というのは含まれております。適切な管理が望ましいところではございますが、現状としましては、最低限の点検管理というような状況でございます。

交付税につきましていろいろと御指摘いただいて、交付税算入するのにどうかという、返還とかそういうことが起きないのかということでございます。交付税につきましては、私、詳細、どういう細かい要件があるのかとかいうのはちょっと存じ上げないんですけども、またそういったことを担当課とも、財政のほうとも確認いたしまして、今後の交付税の算入の町道の延長等にまた精査なり検討していきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この自動車重量譲与税成り普通交付税につきましては、その道路の延長、または面積によりまして配分されているというものでございますので、ですから、道路台帳に載せていたら、その分が交付税等で頂いているというような私は認識を持っております。

また、道路の維持管理につきましては、最近、空き家等増えてきておりまして、その部分がなかなか清掃ができないということで、住民の方も苦慮されているところですので、そういったあたりにつきましては予算措置をしていただいて、道路の維持管理について十分していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

笠置町の火葬場についてです。

笠置町の火葬場につきましては、笠置町大字笠置小字峠15番地に設置をされております。条例では、西部区住民については西部区に委託をすることとなっておりますが、実態はどうか。また、この火葬場の管理運営はどなたが対応していただけるのか。また、使用料はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたように、町の条例の第7条で西部区民については西部区に委託するというふうになっております。この火葬場ですけれども、長山寺墓地の移転事業に伴いまして、西部区の霊園とともに火葬場を設置したということを知っております。運営とい

いますか、稼働につきましては、平成21年3月に火葬許可証を発行して以来、その後、火葬の実績はないというふうに聞いております。西部区の区民の方については、おっしゃっていただいたように区のほうで、区のほうでというか、長山寺の檀家さんのほうで清掃なりをしていただいているというふうに聞いております。ただし、本体のほうに不具合のあった場合につきましては、町のほうで何らかしら修繕なり、対応が必要なものなのかなと思っております。

使用料とかっていうものは徴収しておりませんし、反対に委託という形を取っておるものの、委託料としてお支払いしているものではなく、あくまで檀家さんのほうでの管理といえますか、清掃であったり、維持していただいているというところでございます。

当初予算のときにも少しお話しさせていただいたかと思うんですけども、この条例について、もう一つの墓地の条例と併せまして、ちょっと精査をした中で改めてきちりとした形の条例の改正が必要なかなと思っておりますので、そこらも含めて今後ちょっと検討していきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

条例上、使用の資格というところで、死亡者が死亡の当時、当町住民であったこととか、町長が必要と認めたときに使用できるということになっていると思います。そういったことから、この前制定されました笠置町の職員の特殊勤務手当に関する条例の特殊勤務手当の種類の中に、この火葬場を運用するに当たり、従事する職員の勤務手当が定められておりませんので、そのあたりにつきましても、そもそもこの火葬場をどうするのかといったあたりについて、また御協議をいただきたいと思います。条例では西部区というような表現になっておりますので、そのあたりの方々とまた協議のほうもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

相楽東部広域連合の負担割合についてでございます。

一般事務組合及び広域連合の分担金及び負担金の負担が年々大きくなってきております。財政が厳しい笠置町にとっては大きな負担となっており、負担金だおれをしかねないわけです。相楽郡広域事務組合では、し尿の関係で下水道整備により負担割合が見直され、今後、笠置町の負担割合が増加することになります。そこで一部事務組合や広域連合の負担割合を見直すべきではないでしょうか。相楽東部広域連合の負担割合について、特に衛生費のうち一般廃棄物の収集運搬について、ごみ収集量割となっておりますが、これを見直すべきでは

ないでしょうか。笠置町の収集距離は、他の町村に比べ短いと思います。それなのに収集量だけで負担割合を算出されることはおかしいと思います。以前、広域連合ではGPSを使って収集経路、距離を測定されたと聞いております。このデータを基に、収集運搬には収集距離を加味する必要があると思います。町長の見解をお聞きいたします。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただきましたように、一部事務組合それぞれ収集割であったりとか負担率が決定されております。相楽東部広域連合につきましては、もちろん相楽東部広域連合において規定されているというものでございますが、収集運搬につきましては収集割となっております。こちらのほうも収集量を減らしていただきたく、例えば水切りであったり、きちりとした分別というものを住民の方に御協力いただいて、収集量の削減に御協力いただいているところでございます。

距離数割という御提案をおっしゃっていただいていたんですけれども、相楽東部広域連合において、令和元年度におきまして、運搬車両の運行距離を測定されました、先ほどおっしゃっていただきましたGPSというもので、GPSで距離を測定されたということでございますが、実際ちょっと連合の事務局のほうにお伺いもしたんですけれども、例えば笠置町でも役場周辺であるのと笠置山である、また切山であるのと距離も変わってくる。それから、和東町さんであっても、湯船からの運搬距離、役場近くの距離、またこれも違いますし、南山城村さんにおいても野殿童仙房地域、田山、高尾地域といった広範囲にあります。もちろん言っていただきますように笠置町としては距離数で計算しますと負担割合も少なくなるのかも分かりませんが、そういうそれぞれの距離で割り出すと、現実的にちょっと難しいところが出てくるのではないかというお話もいただいたところでございます。

調査をして何の反映もできていないというところはどうかかなというところもございしますが、今後、3町村で決めていくことでもございますし、そこらの負担の割合、協議の計算の基礎となるようなものをどうするかというところは、また今後協議も必要になってくるのかなとは思いますが、今のところ運行距離を算定に加えるというふうなお話にはなっていないようでございます。

言いましたように、今後、改定の必要といたしますか、そういう必要性が出てきましたら、早いうちにでもこういう提案があったんやということは担当の課長会議の中でもちょっとお

話しさせていただきたいと思えますけれども、今の状況では検討のところまで至っていないということでしたので、御報告と答弁とさせていただきます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

各町村ごとで収集の距離を出して、それを比較したらいいのかなと思います。本当、かなり負担だおれをしかねないということで、そういったほかの一組等についても、見直すべきではないかなということで、また今後とも検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に笠置運動公園についてお尋ねしたいと思います。

笠置運動公園に係る維持経費につきましては、予算書で見ると年間203万円がかかり、そのうち42万5,000円の使用料、収入があるということで、年間160万5,000円の町民の方々の負担となっております。

笠置運動公園の利用は、町内1団体が週1回、半日程度利用され、土日は町外の野球チームが使用されております。笠置運動公園の有効利用、平日の貸出しや町からの持ち出しを少しでも減らすため、使用料の改正や指定管理についても取り組む必要があると思います。

また以前、旅館業者の方から要望で何か出されたようでございますが、そのあたりどうお考えなのか。運動公園についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように運動公園については、町民の体力向上と心身の健全な発達かつスポーツの普及と親交を図るために設置をさせていただいております。

議員がおっしゃったように、現在、町内団体では主に2団体ほどが使っているようなところでございます。町内団体のみならず町外団体にも貸出しを実施しています。これについては、施設の有効利用ということで、幅広いニーズに応えるため、実施させていただいております。

それから、以前、要望というような形で出ておったのは、旅館業者の方が優先して予約が取れないのかというようなことでの要望があったということでございます。町内に宿泊された方に対する優先予約については合宿の招致などにつながり、観光消費額の増加をはじめとして、町内の産業振興に寄与すると考えられる一方、運動公園の初期の目的が町民の体力向上等の目的とした運動公園でございますので、公共施設としての公共性の担保の観点であったりとか、また、関連する法令とか条例等の整合性も含めて、進めていくに当たっては検討

する内容も多いと思いますので、慎重に進めていきたいと思ひますし、また近隣のグラウンドの管理方法など等も研究させていただきながら進めさせていただけたらというふうを考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

運動公園の運営につきましては、要綱等で運用されているかなど、条例のほうではそういうものはうたっていないかなと思ひんではすけれども、そのあたりですね、また要綱のほうを検討するなり、対応をお願いしたいと思ひんですが、グラウンドから国道へ出るところがちょっと見にくいということで、ミラーの設置の要望が来ているということですので、その点について、また御検討いただきたいと思ひんですが、いかがでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問です。

運動公園の出口のミラーの件なんですけれども、以前もそういったお話があつて、設置できないかというところで検討はさせていただいたところなんですけれども、あそこが鉄道敷等もございまして、ちょっとそういったこともあつて設置が難しいのではないかなというような話だったと記憶しております。それも踏まえてまたほかの方法がないのかどうかも含めてちょっと検討させていただきたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

やはり安全が大事ですので、その辺ちょっと検討をよろしくをお願いしたいと思ひます。

まず、町民の方が有効利用していただきまして、次にいかにして町の持ち出しを減らすか、また、町民の方が潤うような利用が必要であると思ひますので、今後より一層有効利用について配慮いただきまして、要望されている方に対しまして返答をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで由本好史議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。55分から開始します。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時54分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、杉岡義信議員の発言を許します。杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

事前に通告をしておりますので、それに基づいて質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症ということで、由本議員がもうほとんど聞いていただきました。この中で、接種日の予定を個人、要するに65歳以上、70歳でもよろしいんですけども、本人確認というのかな。着いたときに、高齢者の老人の方に着きましたかという親切的な確認をしてやってほしいと思うんですけども、そういう御親切はどうか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

接種券の到着の確認ということですが、福祉サービス、介護保険サービスをお使いの方につきましては、包括支援センターなり、ケアマネジャーなりを通じて、そういった確認をさせていただければと思っております。

また、接種券を発送させていただいた段階で、防災無線なりで接種券を発送しましたということで御案内はさせていただいて、もしお手元に届いていない場合につきましては、御連絡下さいということで御案内させていただこうと思っております。お手元に着いていない場合は、再度発送させていただくという形で、発送の漏れのないように丁寧に行っていきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

それで、そういう形の中で、着きました、そうしたらこれ保健福祉課に申し込みます。その申し込んだら、また何番ですよという通知が来るんですか。どういう形で、申し込むということは、到着順なのか、ちょっと教えてください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

予約の受付をさせていただいた段階では、接種の予約のみとさせていただきたいと思っております。こちらのほうで予約を受付させていただいた方々を地区割で割らせていただきまして、どの時間帯がどこの地区ということはまだちょっと考えられてはおりませんが、送迎の関係もございますので、ある程度、地区割にさせていただいた中で、受付が終わった段階でいついつ何時に会場に来てくださいという形でそれぞれの方に改めて通知を出させて

いただく予定としております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

そうすると、もらいました、また来ました、それで仮にですよ、当日行かないときには分かるわけね、番号で、誰が来なかったか。その来なかった人に対しての形としては、もうそのまま放置するのか、再度こういう形の中で接種してくださいって促すのか、そういうところどうですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

当日来られなかった方につきましては、台帳で受付させていただきましますので、こちらで把握できる状態でございます。ですので、今後の個別接種になるかと思うんですが、そういった形で、接種を受けてくださいという形で御案内させていただこうと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

この場所はいこいの館と聞いておるんですけども、日曜日ですね。それで、1日600人、この前のは、テレビの放送では、小さい町村は1,000人か1,200人、1日ですという報道があったんですけども、そういう報道を聞いていますか。それに対して感想はどうですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

1日の人数でございますが、接種をするレーン、人数の都合にもよって、1日で接種できる人数というのは変わってくるかなと考えております。笠置町では現在3名の方に接種していただく予定としておりまして、高齢者の方ですので、移動の時間等も考えまして、大体1日に535人のところで今計画しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

そういう中で、笠置町には1人しかお医者さんがおられない。1人ではとても回りきらんということで、どこかから応援してもらおうわけね。それで、注射は看護師が打つわけね。先生は問診、そういうところであって、打った後はそれを経過を見るということで。その先生

はどこから来てくれるんですか、もう一人。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。杉岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり笠置町では医師が1名のみでございます。そういった中で、南山城村につきましても医師が1名ということで、笠置町と南山城村で協力した中で体制を構築していくということで、先生の方についても、笠置町で打つ場合は笠置町の先生お一人、南山城村の先生お一人が笠置町に来ていただいて接種を行っていただくと。また、南山城村で集団接種の場合につきましては、笠置町から先生が南山城村のほうにお一人行っていただくということで体制を考えているところでございます。

おっしゃいますように予診につきましては医師しかできませんので、予診は医師の方にしていただいて、接種につきましては看護師の方3名で予定しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。そういうことで、予診票は当日もらうのか、1週間前にももらえるのか、1か月前にももらうのか、それによって書かなあきませんわね。当日もうていたんじゃちょっと時間がかかるんで、そういう指導はどういうことなんですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

予診票につきましては、接種券を送らせていただく際に同封させていただくこととしております。当日持ってきていただく際には、記入をしていただいて、当日会場に来ていただく。接種の前には保健師のほうで予診票の記入をされているかどうかという確認をまず行ってから、医師の予診を受けていただくという流れで考えておるところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） そういうことで、独り身の高齢の老人の方に対しては本当に親切に対応をひとつよろしく願いをしておきます。

ワクチンについてはこれで終わります。

自治功労者の表彰式。

自治功労者、町長、これもう1年が経過しようとしている。コロナ禍でいろいろな事情が

あってできていないと思うんですけども、忘れていないですよ。忘れていなかったら、どういことをしようと思っているのか、1年も放っておいて、表彰された方、誰か名前分かりますか。その方にね、やはり1年も放っておいて、何らかの形で本人通知なされましたか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの杉岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、自治功労者の表彰ということなんですが、これは町条例に規定がございまして、功労者名簿に登載した方を表彰させていただくと。次に、施行規則の中で、町が開催する行事の中で表彰式を行う。従前、町政の各10周年記念の式場ということで、10年に一度だけの表彰式を行ってきましてということなんですが、前年度、少なくとも功労者名簿の登載だけはしなくてはいけないよということで、毎年条件を満たしておられる方については資格がございましてということで、議会にお諮りした上で、功労者の名簿に登載させていただくという形を取らせていただきました。

じゃあ表彰式はどうするんだということなんですが、やはり有功者でございまして、それなりの処遇をさせていただく必要がございまして。町長、副町長以下、議員の皆さん方、それから町の主な団体の方々、さらには従前の、これまでの表彰を受けた方々について御案内をした上で、なおかつ住民の皆さんにもお声がけをして、できるだけたくさんの方がその会場にお集まりいただけるという場をきちんと設定した上で、表彰をさせていただくというふうにしなきゃいけないというふうに考えております。

毎年毎年、功労者の名簿に登載、載せていくということが必要かと思っておりますので、その表彰式についていろいろ話をしておるところですが、今年度、また新たに基準を満たす方がいないかどうかの調査を行いました。行った上で、秋頃の適当な日、できれば国民の祝祭日というふうに考えています。大体45日ぐらい前には御案内をした上で、広報等の周知をしたいと考えております。そうなってくると、11月3日の文化の日というのが本当はいいんですけども、これはほかのいろんな行事が重なるとということで、そこから考えますと、9月22日の秋分の日、これもお彼岸の中になるわけですが、そのあたりで日程を取って、産業振興会館になるのかなというふうに思いますけれども、そこできちんとした式典を催した上で、該当者の方をお招きして表彰式を挙げるというような手続きがふさわしいのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4番（杉岡義信君） 4番、杉岡でございます。

町長、令和3年の9月いうたらまだ大分ありますよ。1年待って、まだそこまで引っ張るんかいう形じゃなしに、仮にそういう形じゃなしに、こことこことここでポイントつかんで、今コロナ禍やから、取りあえずこれで辛抱してくださいという形で表彰したらどうなんですか。その日にもしコロナ禍が増えたらできませんよ、また。だから、住民の方に見てもらうのは一番大事やけれども、先に表彰するのが大事なんです。だから、明日でもかまわない、こういう形の中で、今こういうことになっちゃっているけれども、辛抱してくださいよって通知の一つでも出したらどうなんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 従前の10年に1回という表彰のやり方は、さすがに期間が長いというふうに認識しております。名簿の登載にしても、やはりこれは毎年きちんと調べた上で、名簿には掲載していく必要があるかと思えます。毎年1回の表彰式をするかどうかということで、日時については町長がその都度決定するというところに規則にはなっておりますが、今のところこうするという決まった規則等々があるわけではございません。その中で、昨年名簿に登載させていただいた4名の方々について、どういった形で表彰するのがいいかと、私自身は本当に長年の御苦勞、感謝の気持ちというのを形で表す必要があるんじゃないかということで、きちんとした処遇をさせていただいた上、表彰式を行うというのが一番よいのかなというふうに考えております。表彰の対象ということで、名簿には登載いたしましたということの通知は、あしたにでも発送しようと思ったらできるわけでございますし、そういうことをしたほうがよいよということでの御提案だと思いますので、それは近々に送らせていただくように、私のほうから指示をさせていただきます。

表彰式をどういうふうにしようかということなんですが、やはりこれはきちんとした処遇をしないと失礼だろうと。例えば町長室でお渡しするとか、家へ持っていくというのはちょっと違うんじゃないかというふうに感じます。例えば国の叙位叙勲なんかでは、皇居まで行ってということがございます。やはりそういうようなきちんとした形での表彰式というものを執り行っていきたい。今度、逆にそれを毎年毎年やるとなりますと、毎年毎年皆さんにお集まりいただいて、それは職員だけじゃなしに、議員の皆さんだけでもなしに、できるだけ住民の皆さんに集まっていたらという形を取らんといけないということになりますと、ちょっとそれは厳しいものかなという気もいたします。

ちょっと取りあえず今年はどこかの国民の祝祭日で式典を催す。大体2か月もあれば大ま

かな準備はできるかと思えますので、もう少し早くできるように、今、秋分の日と言いましたけれども、もう少し早くどこかの時点で、それも国民の祝祭日というのを前提にした上で
の検討をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4 番（杉岡義信君） 4 番、杉岡でございます。

そういう中で、町長、人数からしたら4人です。時間の空いたときに町長自ら訪問されて、
こういうことでお世話になっていきますという声かけされるのが私は一番ええと思うんですけ
れども、どうですか、そここのところ。行ってくれますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

表彰の担当課であります総務財政課長と一緒に、では、近々にでもお宅を訪問させていた
だいて、御報告だけさせていただきたいというふうに思っています。よろしく願います。

議長（大倉 博君） 杉岡議員。

4 番（杉岡義信君） 4 番、杉岡でございます。

町長が個別に訪問していただいて、こういうことですよと言っていたのが一番よろしい
かと思えます。

もう3番にいきたいと思うんですけれども、もうかなり質問しました、回答も得ました。
また同じ回答になると思うので、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大倉 博君） これで杉岡義信議員の一般質問を終わります。

次に、5番、坂本英人議員の発言を許します。坂本議員。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

通告書に従いまして、質問させていただきます。

質問事項としまして、令和3年度の当初予算についてということで質問をさせていただきます。
ます。

まず初めに、笠置町総合計画についてお聞かせください。

コロナ禍での進捗状況は今いかほどでしょうか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初、本年の3月に策定を目指しておりましたが、令和2年におけます新型コロナウイルス
感染症の感染拡大や緊急事態宣言の発令により、必要な会議など開催できなかったことや

同感染症に関連する業務量の拡大等によりまして、策定ができておりません。おわび申し上げます。

現在、9月議会上程を目指して、昨年8月及び10月に審議会のほうを開催して策定を進めておるところではありますが、この間、京都府下における2度目の緊急事態宣言もあり、現在影響を精査しているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

あまり進捗していないというような答弁だと思います。

ここちょっと質問に書いてある当初予算内で示された基本方針と重点推進分野についてという資料があるんですが、この資料は委員会の中で副町長がこの総合計画に基づいたものやというふうな答弁があったかと思います。どの部分がどういうふうにな、今の総務課長の答弁やったら、あまり進んでいないというふうな認識を持つような答弁だったんですが、どういうふうに整合性があるのかというのをちょっとお聞かせ願えますか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初予算で示させていただきました令和3年度当初予算の基本方針と重点推進分野について、総合計画に基づくものだという説明は私としてはしておりません。実は、現在のところ3次の総計が進んでいる状況でございますので、新しい総合計画がまだ見えない状況でございます。したがって、3次総計をベースに令和3年度、こういう形で予算を編成し進めていきたいという考え方をお示しさせていただきました。

したがって、申し訳ございません。誤解があったら大変失礼だったと思うんですけども、今の4次の総合計画、これからまだまだ議論をいただかないかんわけございまして、3次の総計の政策の柱の中に示されていた様々な事業の中で課題となっているようなものも取り出しながら、重点推進分野という形で整理をして、当初予算、令和3年度の予算編成というものを進めさせていただいたというのが内容でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 坂本です。

副町長はやはりうまいなと。今、関心をしたところでもあります。まさかここで第3次が出てくるとはだれも思っていなかったかなと思いつつながら。そうなるんですね、第3次のP D C A、どういうふうに廻すのかという議論はね、役場の中でなされたのか。検証、効果、その

辺って、以前に行われた住民説明会みたいなワークショップの中では、一切反省点とかっていうのは示されていないかと思うんですけども、それは住民さんから多く出たと思うんですよ。前の検証をなされていないやないかと、何で4次つくれんねんという質問も多くあったかと思うんですけども、3次に基づいてということは、3次がどういうふうになって、どう決着ついたんか。それに基づいて4次つくっとんのやというのやったら、ちょっとお聞かせください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前、地区別の懇談会の中でも、現総計どうなっているんだということを随分御意見いただき、十分な検証もできないままお話を進めさせていただいたというのは大きな反省点でございます。そして、役場の中で3次総計の総括をやはりすべきだということで、各課にですね、実は3次総計で示されていた事業が現段階でどうなのかということを経験と申しますか、現状どうなっているか、そしてこれからの推進をしなければならない課題はどうなのかといったものを一定整理をさせていただきました。これが十分なPDCAサイクルに基づいているのかといえば、そのPDCAという明確な形にはなっていないかも知れませんが、3次総計で示されている事業なり政策といったようなものをもう一度所管のところで見直していただき、私達も総合的に見直していったときに、主な取組と成果、そしてその課題となっているものは何かということを経験の柱、3本ございましたけれども、それごとにまとめたというような経過がございます。

これに基づいて4次総計といったようなものを御議論いただくために、一定資料化をさせていただいて、お配りもさせていただきましたが、やはり3次の総括だけで4次の総計といったようなものを考えるということではできない状況、時代の背景もございますので、そこに現在の時代の流れでありますとか、京都府の総合計画の動きでありますとか、そういった要素も含め、次の総合計画の議論といったようなものに入らせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

そうですね、うまいこと言わはるなという感想しか出てこうへんですけれども、結局やはり中途半端な感じが否めへんし、今の笠置町の行政の本質が見え隠れするなというのが正直な感想です。

12月に出されたアンケートなんですけれども、ここに総合計画って何って書いてあるんですよ。これ町の最上位計画ですって書いてあるわけですね。その検証が曖昧で、それで4次つくっていくという話なんやろうかと、今の答弁やと僕はそういうふうに思っています。

それですね、ここでやはりね、協働のまちづくりの基盤という中の一つに、この基盤をさらにみんなの力を集めやすいものに整えていく必要があり、行政にはそれを主導していくことが求められているところだと書いてあるんですよ。ほんまにできてんのかと思うんですけども、できていますか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問でございますが、正直申し上げますと、住民と協働で、あるいは多様な主体と協働してというところの基盤、いわゆるプラットフォームといったものがきちり形成されているという状況にはございません。そういったものになるよう総合審議会の委員会といったものを充実させていく。さらに地区別の懇談会からフォローアップをしていく。分野別に活躍しておられる町の様々な方々との対話を進めていくといったものを計画として実は考えておったわけですが、思うように進まなかったというのが正直なところでございます。それに代わるかどうかは別として、アンケートもさせていただきながら、何とか一緒に総合計画がつかれるような機運をつくっていきたいという思いには変わりございません。ただ、その総計をつくるまでの作業というものはそういった形で努力はしたとしても、大事なのはつくった後に一緒に協働でまちづくりを進めていくことはできるのか、そういう推進のプラットフォームといったものが計画策定のプラットフォームを活かして、その後のフォローアップとして維持できるのかといったところがやはり課題としてあると思います。

坂本議員の御指摘、そのとおりだと思いますので、どうそれが現状の中で形づくれるのか。そして、我々職員がそういう住民と協働で取り組めるようなマインドを持てるのか、努力をさせていただくということで頑張らせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

副町長、きれいに答弁してもらうのはもう大いにありがたいですよ。僕もいい質問しているのかなと思って気持ちよくなってくる。そうじゃなくてね、ここにもう全部、行政側の意思表示が出ているわけじゃないですか、全て、こう3つね。これ何で3つあるか、僕、提

出していないんですよ、思いがそぐわなかったんで。これで判断されたくないと思ったんでね。僕はそういう意思表示をさせていただきました。

それでね、最重要計画やいうてるんやったら、もっと一生懸命汗流してね、この計画が進みだしたら、事がそうやって計画どおりに進んでいくように仕向けるのが仕事じゃないのかと僕は思うんですけども。やってからじゃなくて、始まるまでが一番忙しいはずなんですよ、物事って。段取り。そこに対してどういうお考えで進めていかれるのか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございまして、進めていくまで、これを策定するまでに、やはり汗をかいて一緒につくっていった、例えば住民の方々の言葉で総計を紡いでいく、思いを紡いでいくということがどれだけできているのかというのはまさに御指摘のとおりでございます。住民お一人お一人に向き合って対話を重ねて行って、じゃあそうしましょうと、一緒にやりましょうというような努力を今の段階ですべきであろうと思っております。限界はあるにしても、これからそれを進めていくということで、総合計画審議会の各委員の方々とよく協議をしながら、その進め方なり、また時期なりについては、できるだけ遅くならないように取組をさせていただきたいと思っております。

やはり組み立てていく段階に住民の方々のご参加、私の声はここに入っているんだというような、自分のものとして計画を受け止めていただけるようなつくり込み方というのは、おっしゃるようにとっても大事なことだと思っておりますので、そこへの汗かきというのは惜しむわけにはいきませんので、できるだけそういう努力をさせていただく。当然、審議会の方々の御意見を聴きながら一緒にということでさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

努力じゃなくて、やるかやらないかなんですよ。じゃあ来年度でも200万円以上のお金を使ってやるわけじゃないですか。それを努力しますではね、許されないんですよ。しかも町の最上位計画なわけでしょう。それに対してそういう答弁できれいに流そうというのがね、僕はちょっとね、いかがなものかと思えますよ。それで、ほんまにやる気あんのというような感じですよ、実際。質がいいのは、このアンケートの紙の質だけかと言われるですよ。このアンケート、何ぼ金かかってんねんと。それぐらい見えない。

今後のスケジュールをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

今後のスケジュールということで、先ほど申し上げましたとおり、当初、本年3月の策定を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大とか緊急事態宣言の発令により必要な会議が開催できなかったということがありました。また、いろいろなことがありまして、ちょっと遅れているところがございますが、現在、9月議会の上程を目指して進めているところではございますが、この間、また京都府下でも2度目の緊急事態宣言の影響もあり、一部停滞している状況もありますので、今後早急に必要な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、できない理由を先に言うたらあかんわ、ほんまに。ここにもSDGsというて、前向きなやつ、これからどうなっていくんやという中のアンケートが入ってあるわけじゃないですか。せやのにコロナ禍のせいにして会議できへんとかね。うちの町で委員さんだけ集めて、外の方はウェブで参加してもらえる会議を開催するとか、創意工夫は何ぼでもできますやん。僕なんかもウェブ会議何回もしていますし、その後の懇親会のウェブでやったりとか、何ぼでもありますよ。笠置にいながらでも、全然、京都の全域で会議もできますし、そういう言い訳を垂れるような仕事をしやなあかんようなやり方しているから、みんな理解できないんですよ。そこはね、言い訳したらあかん。これをつくっているということを誇りに思える仕事にしないとあかんのちゃいますか。最上位計画なんでしょう。そこがおかしいんですよ。できひん理由を先に述べれる、逃げる、もう絶対あかんて。何年からぶち込んでいるんですか。もっと責任持ってやりましょう。

次の質問に移らせていただきます。

続きまして、移住定住についてお聞かせください。

当初予算における移住定住に対する予算額は本年度お幾ら。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の当初予算における移住定住の予算といたしましては、企画費の地域おこし事

業の中で、あくまで直接的な経費といたしまして、移住者が住宅改修を行うための移住促進住宅整備事業で180万円掛ける2件分で360万円、空き家バンクに登録されました物件を移住者に売却や賃貸する場合に所有者が家財の撤去等を行う流動化促進事業で30万円掛ける5件分で150万円、計510万円を計上させていただいております。以上です。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 笠置町が考える移住定住施策、具体的にお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えいたします。

移住定住政策と一口に言いますが、空き家があればいいというようなものではございません。家を直したらいいというわけでもございません。直接経費として500万円余りの予算措置をしておりますが、移住定住を進めていくためには、笠置町の多種多様な施策というものを充実し、またそれをアピールしていく必要がございます。まず、定住自立圏でありますとか、東部3町村の連携、そうしたことによる広域観光の実現、商工業の振興、子育て支援等を含む保育や教育行政、福祉施策の充実、また、関係人口の創造と拡大、環境保全でありますとか公共交通網の整備、観光とはまた関係あるんですが、スポーツ観光の聖地化でありますとか、医療の拡充でありますとか、地域防災の充実、地域コミュニティに対する支援等々、多様な施策が相まって移住定住の政策がその上に成り立っていると。そのために最終的には笠置町が持っている固有の魅力、力というものをアピールしていく必要があると。そのことについて、私、議会でも再三お話しておりますが、情報発信力が弱かったなということで、情報発信力も強化していく必要があるというふうに考えております。

移住定住政策という直接的な、住んでくれはったらいいなというようなお話ではなくて、いかに魅力のあるまちづくりを進めていくか、いかに笠置に住みたいというふうに思っただけかということが一番最初の基本にあるのかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

前の町長のときからいろんな移住施策取り組んできていますんで、その辺は町長、勉強不足ですね。前にやっていることもしっかり勉強してきて、今の質問に答えていただきましたかった。

事例で挙げますと、四万十とかやったら、こういうふうにもう全部、こういう移住やりま

すよ、こういうことをやっていてこういう結果出ていますよ、いっぱい資料あるんですよ。ちょっと調べたらもう何ぼでもあります、移住施策。町長がこの町にある事業をべったらべったら今しゃべらはりましたけれども、町長、この間の議会で町の根幹政策と言うて、自分で言うてはるんですよ。今、何で自分のその当初予算組めるときになって、510万円、前から清掃分が上がっているだけの移住施策費用。ここへ人増えるわけじゃないですよ。こういうふういきちんと説明できてこそ移住施策ですわ。時間もったいないんで、しゃべんないですけども。こんなもうネットに何ぼでもおつてある。そんなことも知らないのかと思うわけですよ。何をもって移住なんですか、笠置の。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

何をもって移住かというお話でございます。これは坂本議員の御質問、何をもって移住かといいますと、笠置町の持っている魅力でありますとか、環境でありますとかいうことを理解していただいた上で、笠置町に長く住み続けたいというお気持ちを持ってもらう。そこから笠置町の移住定住政策が始まるんだというふうに認識しております。

したがいまして、長く笠置町に住んでいただく、住みたいというふうな、そうした行政を充実していくことというところが非常に大事だと。それをどういう形で町外の人たちにアピールしていくか、それがインターネット、先ほどお示しいただきましたが、こんな取組をやっていますよという取組例になっているのかなというふうに感じます。空き家対策に関しまして、非常にたくさんの市町村のデータは私のほうも検索して、現在持ってきておりますけれども、まず空き家を確保するというところから始めないといけないという現状でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

副町長にお聞きします。笠置町の移住政策、始まっていないらしいんですけども、今まで僕たちがやってきたことは何だったんですかね。御説明ください。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで移住に関しまして、坂本議員におかれましては、移住呼びかけ人として大変大きなお力添えをいただきました。これは単に笠置町だけではなく、広域に、そして京都府の支援も得ながら移住に関する呼びかけを様々なところでさせていただき、そして、多くの方々

が笠置町ってどんなところだろうというふうに関心を持っていただきました。そういうソフトな仕掛けといったものは既に多くさせていただいております。また、笠置町で非常に大きなテーマであります子供をどう増やしていくのかに関しまして、山村留学のプロジェクト、当然、親子の移住といったようなものも視野に入れて、小学校の御協力、PTAの御協力をいただきながら、実際に先進地の視察もさせていただきました。

いよいよそういったものをどういうふうに関心を持っていくのかという段階にも来ておりますし、これまでやってきた移住定住の呼びかけで効果といいますか、ある程度興味を持った方々をどうつないでいくのかといったことも、笠置町として大変重要でございます。空き家に関しまして、空き家バンクといったものをこれまで笠置町としても運用してまいりましたし、そこに対して京都府の支援もいただき、町としても予算をつけ、改修に要する費用についても施策として取り組んできたというのが実態でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

もうね、いろんな成功事例とか見ても、笠置にもうあるやんという、既にあるやんというものがたくさんあります。地域おこし協力隊もそうやし、地域おこし企業人もそうやし、サテライトオフィスもそうやし、つむぎてらすもそうやし。ボルダリングあって、キャンプできて、カヌーできて、あと何が魅力づくりに必要なんって、これ僕がいろんなところで言いますが、気づいていないのは自分らやでと。足元ちゃんと見てくださいよって。今、京信が来てくれている。京信の本社にほな今何あんねんって、移住計画の方もいてるじゃないですか。目の前に何ぼでもありますよ、種は。拾っていないのは自分でしょうって、見ていないだけでしょうって。汗かきましようよって。根幹施策って、自分で吐いたんやから、唾を。魅力づくりからって、ほな何年かかんのって話ですよ。

かれこれ僕も今年で40歳になったわけですよ。それで子供がもう15歳になると。来年から中3ですわ。もう次、自分の羽ばたくこと考えていかなあかん。笠置をほんなら選びよるかどうかって、僕ちょっと正直不安なんですよ、今。僕もここに住んでいる一住民なんですよ。それを今から魅力づくりやみたいだね、いやいや、前からずっとやってますやん、地域創生でどんだけお金使ってきたんですかって話ですよ。しっかりしてくださいよ。本当に。何ぼでもチャンスあるし、やれることあるし、つなげていないだけですやん。事実やってきているんですよ。

それで、まず一丁目一番地、空き家って、そんなばかな話じゃないんですって。政策って

そんなもんじゃないんですよ、さっきも言いましたけれども。だから総合計画も中途半端なんですよ。中途半端じゃないですか。町長のメッセージも書いてありますやん、ここにアンケートに。根幹施策いうのやったら、責任持ってやりましょうよ。自分で言ったんですから、議事録にも残っているんですから。違いますか。どう思いますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問です。

いろいろな施策をやっているのではないですかと。いろいろな施策をやっていることは重々承知いたしております。問題となっているのは移住定住施策が具体的になぜ進まないのかと。そのことについて、結局のところ、笠置に移住したい、住みたいと、笠置で商売始めたいというふうな話になったときに、空き家対策の事業できちんとした物件が登録されていなかった。だから、そこに対して根本的な手を打っていかんとあかん。空き家の活用というものを考えていかなあかん。そこにいろいろな諸施策がリンクしてくるわけでございます。笠置ってというのはどういうところなんですかと。笠置ってというのはどんな施策やっているんですかというようなことをきちんと町外に発信していく。それがきちんとできれば、笠置に関心を持って住んでいただける方も数多く出てくるだろうというふうに思っております。

総合計画に関してでございます。総合計画は町の根幹政策でございます、10年間かけて笠置町がどういうまちづくりを目指すのかということも過去30年間、第1次総計から第3次総計まで30年間の計画の実行と実績というものがございます。その上に立って第4次総計というものがございます。コロナの関係で全体会議ができないということで、書面会議を行ったり、小委員会に変えるというような形での総合計画の策定というのは現に行われているところでございます。具体的にそれをどういうふうに活用するのかということにつきましては、きっちりとこなせるような計画にしよう。それが町行政、今後10年間の指針になるべき基本計画、基本構想というものができるようにしていこうということで、委員の皆さん方はじめ関係者の皆さんに検討していただいているところでございます。やる気がないのか、汗かかないのかということではございますが、しっかりと計画をつくった上で、それに基づいた実施というものを考えていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

計画立てるのに四苦八苦しているのに、計画進むかな思うところもありますけれどもね。

四万十でいうと、地域おこし協力隊を積極的に活用することとし、採用人数を最大限まで、現時点で総勢20名を超える隊員を要していると。この任期を終えた11人のうち7人が四万十に定住と。笠置町って地域おこし協力隊、何人定住されているんですか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置町におきまして、地域おこし協力隊員を最初に任用いたしましたのは平成29年度からでございます。そこからスタートいたしまして、長い短いはあるんですけども、最大3年勤務といたしますか、地域おこし協力隊員として頑張っていた方もいらっしゃいますが、残念ながら笠置町に移住し定住された方は今のところゼロでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

仕事あって、住むところあって、車あって、それでも定住に結びついていない。その原因は検証されているんですか。四万十やったら、11人のうち7人住んでいる。こういう実績があるわけです。四万十めっちゃ好きやったかもしれん。笠置のことめっちゃ好きやったり、魅力があったりするから地域おこし協力隊で協力しようと思って来ているわけですよ。でも、その人も住みついていない。ほんで空き家の掘り起こしが必要やと。僕にはちょっとよう分からへん、その施策。はっきりもう何がしたいんやろうと、そういう感じですね。

この四万十のあええなと思うところは、やはり協力隊専用の事務所を設け、自由な活動環境と隊員間の情報交換の場を提供とあるんですよ。やはりね、もう行政の仕事って変わっているんですよ、さっき副町長もおっしゃっていたけれども。そこをやはりとらまえてね、それこそさっき否決された案件でもそうですよ。何で行政職引っ張ってくんねんみたいな話もありますやん。民間人やったら何であかんのと。もっと工夫しなあかんですよ。もう小さい会社経営するぐらいの意気込みでやらな、もう時代変わっているんですよ。元来の公務員のやり方じゃもうついていかれへんねんて。時代進んでんのやから。笑ってはんのやったら、しっかりした施策つくってくれはったらと思うんで、頑張ってください。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで坂本英人議員の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の日程によってあらかじめ延長します。

6番、田中良三議員の発言を許します。田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

レジュメに基づき質問させていただきます。

最初に、災害について。

避難所でまだ笠置町でバリアフリー化できる場所はあるんですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

現在、バリアフリー対応の公共施設については、つむぎてらすや産業振興会館等がございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

トイレは2か所改築され、電気は発電機を購入され、停電に対する対応は解消されたと思いますが、あとは必要なのは災害時の水の確保だと思います。昭和61年においては、笠置町全域かも、うちの有市地区だけかも分かりませんが、断水したことがあるんですよ。1人当たり1日3リットルの水が必要とされているが、3日で9リットル、町民全体に対して約1万1,200リットルが必要とされるが、町にはその貯水するところがあるんですか。

木津川市においては、例えば国民健康保険山城病院と木津川市の境界のところに1万1,000人分の3日分の10万リットルの水が貯水されるように設計されているんですよ。これで何か所か木津川市はあるはずですよ。笠置町はそういうところがあるんですか。

この前断水したときは、昭和61年のときは、役場下の給水口から給水車に入れて家のところは運んでもうた記憶があるんです。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

現在、笠置町においては、ペットボトル2リットルのものを1,944本、合わせて3,888リットルのものを備蓄ということで保存させていただいております。また、今回、今年度ですね、応急の給水タンクというのを導入させていただいて、田中議員おっしゃったように、今まででしたら給水車1台でということなんですけれども、その応急の給水タンクを使いまして、それぞれプラス2か所の拠点で水を蓄えさせていただいて、給水を行えるような体制を取らせていただいているというような状況でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

今、総務財政課長、ペットボトルであるとか言わはったけど、ペットボトルなんて、どういのか、対応するのにどれぐらいの期限もちますか。例えば2年、3年もちますか、その水。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいま田中議員の御質問です。

現在、町で備蓄しているものは複数年保存できる水ということで備蓄をさせていただいております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

1年とか言い出したら、下手なこというたら、1年たったらそんだけの水、また確保するのに予算組んで買わなわけですよ。それやったら、下手なこというたら、1つ、1か所でええから貯水するところを、工事でためるところをしてもうたら、もうそれで、どういのか、半永久的に使えるわけですよ。こういう考えは町長ありませんか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの田中議員の御質問で、これは山城病院と木津駅の間に地下に埋設されてある巨大な貯水槽のことをおっしゃっているんだらうなというふうに想像しておるんですが、確かに非常に有効な給水手段やなということと、それだけの水の入替えをどうい形でやっているのかなというのちょっと気になるところで、設置看板なんかを讀んでいたわけですけども。

巨大なタンクをどこかに埋設して災害時の水対策ということをおっしゃっている。それは非常に有効な手段かなというふうには思いますが、それだけにかんりの経費がかかるんじゃないかなというふうに考えます。水道事業とは別に災害対策事業の中でそうしたタンクというものの設置というものは考えられないことではないんですが、取りあえずタンクを2台購入して、それで対応していくということで、当面それでしのいでいきたいというふうに考えて購入したものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 田中です。

水なんて下手なこというたら、取り込み口やったら、あその山城病院の言うてるところでも常時流れている状態で、そのあれになったときだけ止められる状態になっているわけですよ。ただ、大きいあれが入っているだけで常時流れている状態ですよ。笠置の場合

かて、あの山城病院、あそこのところにあるの10万リットルや。笠置の場合、1万2,000リットルそこそこなら人口分賄えるわけですよ。もう今、1万1,250リットルぐらいやったら賄えるわけですよ、1人当たり3日で9リットルの水が必要やったら。それやったら1か所どこかに給水の取入口のところにそれを造ったらどうですかって私は提案したわけです。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問で水道事業という話も先ほど出ておりましたので、参考になりますかどうかあれですけれども、御説明というか、させていただきたいと思えます。

先ほど昭和61年の災害のときに給水車で役場の下から給水がありましたということでお話がありました。今、笠置町の水道施設、簡易水道施設の取水施設というのは3か所ございます、笠置、有市、東部。それから、簡易施設として飛鳥路がございます。4つの取水施設がございます。

笠置簡易水道のほうは、笠置簡易水道だけで笠置町内が賄えるだけの取水能力を持っていると聞いております。そういった災害時、その貯水という方法もあるかと思うんですが、そういった既存の水道施設を活用した中で、あくまでも給水車で給水活動になるかとは思いますが、そういった形で生活水の確保というのはやっていけるものではないかなというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

今、建設産業課長、賄えるだけの貯水口4か所ある言うたけど、濁りとか、その4か所とも絶対的に濁りとかないって保証できますか。一番先、それですよ。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも、気象条件では変わってくることもあるかと思うんですが、水道施設ですので、そういった濁度が発生した場合は、取水も止めることになりまして、浄化させて適正なもので皆さんにお配りするということになります。ああいう消火栓から出るものも全てそういう下処理を終わった段階で出てくるものですので、多少、最初出すときとかいうのは、無線でもよくあると思うんですが、多少の濁りは生じるかもしれませんがということですが、本質的にちゃんと浄化されたものを消火栓とかでも出すことができますので、そう

いった御心配はないかと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

4か所あって、1つだけ引っかかるのは、飛鳥路のところは、その給水の取入口ないですわね。ありますか。その東部、有市、笠置、切山はあるの分かっているんですけども、飛鳥路地区には給水の取入口はありますか。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

給水の取入口と言われるのは取水のこと、水の入るところだと思うんですけども、それを言われているんだと思うんですが、当然、飛鳥路簡易水道のほうは、飛鳥路の飲料水供給施設と言うんですけども、あの施設について、さすがにあそこで町内が賄える量ではございませんが、飛鳥路飲料水供給施設についても一定量の貯水がございますので、町内を賄うのはさすがに飛鳥路では難しいかと思うんですが、その他の施設につきましては一定量の容量、特に笠置簡易水道については賄えるだけの水量が見込めるということで聞いております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

飛鳥路の方も賄える量はなかっても、飛鳥路地区の水の量は確保できるということによろしいですね。

そんならその次、防災時に町民に向けて、避難誘導に防災無線だけで不十分ではないでしょうか。ほかに何か方法は考えておられませんか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

現在、議員おっしゃるように災害時等には防災行政無線を活用しての呼びかけをさせていただいております。また、そのほかにも携帯電話やメールによりまして、災害情報や避難情報等をお知らせをさせていただいているところでございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6 番（田中良三君） 6 番、田中です。

今、総務財政課長、携帯電話のメールとか言わはったけれども、下手なことというたら、和東町、南山城村の訓練のメールとか入るのに、笠置の訓練のメールなんてここ1年見たこと

ないと思うんですよ。村とか和東は何か月かに1回ぐらい、訓練ですいうので入ってくるのに、笠置の場合はここ1年見たことないはずですよ。出してはりますか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

災害時、特に警報が出た場合に避難準備、高齢者等の避難開始であったりした場合は、そういうメールを活用してのお知らせというような形ではさせていただいているかと思いません。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

下手なこというたら、訓練のメールかて、やはり1年に1回ぐらいは出すべきやと私は思うんですよ。

続きまして、マイナンバーカードについて質問させていただきます。

マイナンバーカードは3月4日現在で全国で26.5%しか対応されていないんです、作られていないんですよ。それで、そのくせ保健所の対応を3月下旬から開始予定、顔認証付読み取り機の申込み、医療機関、薬局は34.3%しかまだ対応できていないんですよ。私もそれでかかりつけの医者はこのマイナンバーカードのあれしますか言うたら、ここ当分無理ですって言われて、それと、山城病院、天理病院やったら、保険証を出すたびに全部コピー取られるんですよ。マイナンバーカードなんてコピー取られたら、そんなんそっから情報漏れるとは思いませんけれども、やはりあると思うんですよ。それで、必要のない人は現在、不便を感じない、情報の一元化で個人情報漏れるのが怖くてできないため作らないという意見があるんですよ。これで笠置町ではマイナンバーカードの手続、これは今何%ぐらいのあれできていますか。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。田中議員の御質問、お答えさせていただきます。

笠置町でマイナンバーカードを取得していただいているのは、2月末現在で25%となっております。大体、令和元年度の1年度間で交付した方は約20名ほどだったんですけども、令和2年度で2月末現在、もう200名の方に交付させていただいておりますので、一気に今年度、交付が上がったということです。

マイナンバーカードに関しての保険証とかというのは、ちょっと担当課長のほうからお答

えさせていただきますと思っております。

11月、12月ぐらいから再度の交付申請等送付がされておりますので、国のほうから直接送付されたりしておりますので、今、申告のときに必要であったりということがありましたので、一気に伸びたものかなと思っております。マイナンバーカードをコピーしていただくということは、ほぼ、ほぼというか、確認をさせていただくところの手続になっておりますので、そういう点では顔写真、個人番号というのは大切なものですので、うちのほうで番号自体を長く保管するということはないです。ただ、給料とかの処理上、お支払いの処理上、うちのほうでマイナンバーカードを確認しているところではございますが、それを使ってこちらが何かということは今は行っておりませんので、そこらを御理解いただきたいと思っております。

議長（大倉 博君） 税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

保険証のオンライン資格の確認のことを聞いていただいているのだと思います。こちらのほうは、マイナンバーカードを取得された方が御自身で保険証の情報をひもづけしていただくことで、病院の窓口でマイナンバーカードを保険証の代わりに使ってもらえることになるものです。今月の3月4日からプレ運用が実施されていて、京都府では1医療機関、歯科医院さんなんですけれども、1医療機関でのみ先行的に運用が開始されており、全国的に本格稼働されるのは3月下旬ということしか今のところ分かっておりません。

病院の窓口でのマイナンバーカードを読むためのカードリーダーとかの設備が整った病院さんから随時、保険証の代わりとしてマイナンバーを提示することによって受診が可能というふうになっております。

保険者としては、マイナンバーカードとひもつけていただくのに、保険証の記号に枝番を2つをつける設定で、運用的には、体制的には整えてはおります。保険証は現在、今、世帯員さん全員にお渡しさせてはいただいております、令和3年度末までの有効期限の証をお渡しさせてもらっているんですけれども、それ以降も引き続き保険証は枝番をつけたものを交付させていただく予定ですので、マイナンバーがなくても保険証は今までどおり使っただけですし、利便性を考えればマイナンバーの機能とひもづけられたほうがマイナンバーだけを持っていただいただけで受診が可能というふうになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

これ私聞くの忘れたけれども、オンライン資格の国民保険証も社会保険証も、これできる、されるんですか。

それともう一つ、2024年度末から運転免許証の場合はもう一本化して交付される予定がもうほぼ確定で決まっているはずです。今、保険証のだけ先に。

議長（大倉 博君） 税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードを取得された方が御自身で保険の情報をひもづけられることによって、保険証として使っていただけるというのは、国保だけではなく、私どもが入っている共済でも、社会健保でも同じ扱いとなっております。以上です。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

マイナンバーカードのことはこれにて終わります。

続きまして、脱判こで、菅内閣発足時、河野行政担当大臣が開口一番、脱判こって明言されました。脱判こに対する町の取組は、役場内での脱判この進捗状態についてお聞きします。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問でございます。脱判こに対する町の取組ということで、現在、町としては取組はしておりません。ただ、行政改革担当大臣のほうから押印見直しのマニュアルが作成されたということで通知がありましたので、それに基づいて、今後見直しに取り組んでいくところでございます。

議長（大倉 博君） 田中議員。

6番（田中良三君） 最後にもう、現在のところあれやって、まだあれされていないというから、もうデジタル化を推進される予定はないですかって聞いて、もうこの私、今日の質問は終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問です。

デジタル化につきましては、国のほうの答申でも新型コロナウイルス感染症拡大などの要因により、行政機関におけるデジタル化の促進が求められているところでございます。笠置町においても、京都府や近隣市町村と連携して今までも財務会計システムと国民健康保険、住民基本台帳等に関する共同のシステムの導入などを進めてきたところでございますが、今後もそういったことを進めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） これで田中良三議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。5時半から開始したいと思います。

休 憩 午後 5時17分

再 開 午後 5時29分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

7番、西昭夫議員の発言を許します。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

通告に従って質問していきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染情報の取扱いについて。

以前、町内で新型コロナ患者が出たときに、府や町の公式の発表が出る前に、町長が行かれた葬儀の場で感染者の情報を相手が議員だといえども、されたわけですが、笠置町として、情報を得てから発表まで及び発表後の何かマニュアルとかはありますか。あるなら役場内で共有していたのか、できているのかどうかをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問でございます。

まず、職員が感染した場合の取扱いについては、笠置町職員に係る新型コロナウイルス感染症予防対応マニュアルということを作成しており、情報の報告、共有、発表などの対応など、一連の流れについては、一連の流れを定めておいて、また、このマニュアルについては、作成過程において各課の意見調整を行って、策定後も情報共有を図っております。

ただ一方、職員以外の対応方法については、昨年4月の緊急事態宣言発令時に、担当課としては一定の公表方法などを検討を実施してきたものの、様々なものが考えられることから、正式なマニュアル作成はしておらず、感染者が確認された場合においては、対策本部会議を開催して、その後の対応について検討するというところとしておいたところでございます。

議長（大倉 博君） 西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

共有できていなかったら、漏れたからしょうがないですねとはならないですよ。町長がしゃべってから公式発表までの間に、もう既に公式発表する前にうわさがもう町内を駆け回っていたんで、これが町長のしゃべっているところを聞いて広まったんかというのは、それは検証はできないですけども、明らかにその辺が発信源になっているとは想像に難くないと思いますが、当然、行政側としては、笠置町の人口は少ないわけですね、少ない情報で個人

が特定されやすいわけですね。それはもう多分、皆さんが御存じで分かっておられると思います。それを軽々しくということではないんでしょうけれども、不特定多数がおられる場所でしゃべるといのは、町の長としてどんなふうにお考えですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

他の方がおられる場所でお話をしたということについて、時期と場所が適切でなかったことは確かにあったというふうに自覚はしております。そこからどういう形で町内に情報が出たのかということについて、私が一番最初のトリガーというか、引き金になったことについては、間違いない事実でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

それでは、メディアの記事で町長、インタビューを受けておられていましたが、そこでは3人になっていましたが、それ以外にしゃべったことはありますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 新聞の報道のとおりでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ町長、うそついていないですよ。もう一人おられたんちゃいます、4人いてはったんちゃいますか、情報流したんは。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） メディアの記事には3人になっていきますということで、そのメディアの記事に載っているのは3人、つまりその場でお話ししたのは3人です。あと、詳細についてはお話しはできませんが、緊急の対応をしなきゃいけないということで、議長に相談はさせていただきました。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

もう一人いてはりましたよね。緊急の対応せなあかんと言うてた割には、僕、議長に聞いたとき、俺は知らん、知らんと議長も言うてはりましたけれども。それで、緊急対策のときに何かあったんちゃいますか。議長に電話しようとしはったん違いますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 内容についてはお話しはできません。申し訳ないですが、これはいろんなこと、事情がございますので、どういうお話をしたかについてはお話しはできませんが、患者が発生したということについて、何らかの対応をせないかんということで、そのことについてだけはお知らせはしてあります。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

たしか僕、別の全員協議会の際に急遽この話題を全員協議会のところで話題にしたんですが、そのときに町長を呼んでもらおうと思ったんですが、もう既に公務で出ておられて、副町長に上がってもらって説明いただいたんですが、そのときの発言というのは、しゃべれるところありますか。その流れです、ずっと。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

記憶の範囲の中でしゃべらせていただきますので、少し曖昧な点があればお気づきのところをまた御指摘いただければと思っております。

当日朝、京都府の山城南保健所から担当課長のほうに感染者が発生したという連絡が入り、総務財政課長が急遽、対策本部を招集するというので、対策本部の招集が午後2時に対策本部を招集し、そこでそういう情報をどのように扱うかについて、対策本部としての考え方を各メンバーの意見を出し合って、この小さい町ですから、どういうふうにやっていけばいいのか、他の町の状況等も含めて参考にしながら検討しているときに、町民の方から急遽電話が入ってまいりまして、実は感染者が出たという情報が漏れているという情報が入りました。3時頃であったと思っております。その情報をお聞き、私もそれはどういうことですかということでその町民の方に聞きましたところ、町長が申し上げたとおりのような内容だったんで、これは大変なことになっていると。そして、町長のほうに、こういうことがあったのは事実ですかということをお聞きしたら、事実ですということをお聞き、そして、それまでの対策会議のモードから、やはり危機管理の緊急対応モードに切り替えなければならないということで、すぐに、この町民の中に広まっている感染者の情報、これはもうはっきり申し上げまして、どこの誰がというようなところまでたどり着くような、そういう勢いであったというふう聞いておりますので、それを何とか止めなければならないということで、その対策として、例えば防災行政無線を使い、アナウンスをする。そして、ホームページに掲載する。京都府の山城南保健所と連携しながら、京都府の広報発表のタイミングを待って、

京都府の内容とそごがないように連携をしていきたいと思います。ということでまとめさせていただきました。

そのときに京都府のほうからも、防災行政無線についてはいろいろ意見もあったわけですが、最終的に町の判断として、この広がっている状況を様々な形で枝葉がつかないように、正しい情報をやはりお伝えしなければならないということで、急遽、防災行政無線を使わせていただいたという経過でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長にお聞きします。公表された情報以上の情報を誰かにしゃべった、それをしゃべりかけたということはないですか。個人情報やいろいろな情報になるんで、気をつけて発言をお願いします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） あの場でお話ししている内容については、京都府が公表している情報未満のお話でございます。他に若干の情報がございますが、そのことについては個人情報に関わることも含まれておりますので、お話しはできません。申し訳ございません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕が調べたといったらおかしいですが、いろいろ聞いた話の中には、それ以外の情報もしゃべりかけたというのは聞きました。これはうそじゃないです、ほんまです。

それでね、この件は、また人権問題に発展しかねない時期に、まだありますね。他の地域では家の投石や落書き、引っ越したという家もたくさんありました、ニュースにもなりました。そうするとね、地元町内でも感染者と間違われた若者もいたそうです。その人からも直接聞きました。住民に会うたびにコロナ君、コロナ君と言われたというのも聞きました。その人はあまり気にしていなかったんで、別に何とも思っていないとは言っていたんですが、そういうことも起きているわけですよ。

やはりそういうことが町内で起こっておきながら、なぜ町民に対して説明が、町長自らがなぜ説明されないのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 町民に対しての説明ということでございます。

京都府の公表内容というのを受けまして、それをどのような形で住民に伝えるのかということがまずございます。これは厚労省のほうがですね、できるだけ正確な情報を提供しなさいということで、それに基づいて各都道府県が情報を発出すると。それを受けて、各市町村がそれぞれ独自の立場でその情報をどういう形で公表していくのかという判断は市町村に任されておるという状況でございます。

山城南保健所管内、木津川市や精華町を中心に多数の陽性患者が出てきました、そういう経過がございます。木津川市、それから精華町では、陽性患者の番号を付して公表されております。さらにこれは京都新聞が発表している、報道しているということなんですが、市町村の名前を挙げて、例えば笠置町で何人とか、精華町で何人というような形での報道がなされます。私、非常に危惧しておりましたけれども、患者さんのそれぞれの番号、京都府の報道資料についています、その番号が何番から何番の人が例えば木津川市の人ですということが出てまいります。そうすると、京都府が報道した内容そのもの、残ったところが例えば南山城村であるとか笠置町であるというようなことが気をつけて見ておれば分かってしまうと。この事実を理解した上で南山城村、和束町のほうにですね、東部3町村の場合はこの町で出たのかということを出さないというふうにしたらどうかと。要するに東部3町村で1人だけというような形で広報してはどうかというようなお話をしたんですが、結局は新聞社の報道資料でどこの町かというのも分かってしまうと。1人ないし2人患者が出た場合、京都府の報道資料のどの人に当たるのかというのは情報として流出してしまうという状況にございました。

こうしたことに対して、患者が発生する以前からも行っていたんですけども、感染者の特定をするような言動、先ほどコロナ君というような話が出ていたらしいですけども、僕は直接聞いていないんですが。そうした個人の特定をしようとするような言動というのは、決して好ましい状態じゃないというふうに私自身は考えております。そうした内容での広報というのを人権に配慮しなきゃいけませんという中身で、もっともっと強くやっておく必要があったんじゃないかなということで、ちょっと衝撃を受けていました。誰がかかってもおかしくない病気であり、かかった人に責任があるわけではございません。ほかのインフルエンザでありますとか、そうした伝染病ですね。基本的にそういうものと変わらない。ただ、感染した場合の影響が非常に大きいということでございまして、感染者に対する差別事象が起きないようにというようなことで、もっとちゃんと住民に周知徹底しておく必要があったんじゃないかということでございます。

防災無線の情報に対してのことですが、以前から非常にいろんなうわさが出たりしておったので、それに対して笠置町ではまだ陽性患者は出ておりませんという報道を続けてきた。それがある日突然ですね、それが無いということもできないので、これはもうやむを得ないということなんですけれども、感染者が出ましたということで、そのことだけ住民の皆さんに周知しようというような決断をさせていただいたわけでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

町長の今の発言に僕は衝撃を受けたわけですが、僕の質問は、町民に対してなぜ自ら説明がないのか。僕の質問が悪かったんですね。このコロナの感染者の情報を町や府の発表の前にしゃべったことについて、何で町民に対して町長自ら説明しないんですかって聞いたんですよ。すみません、僕の質問が曖昧やったんですね、すみません。

町長、町として正しく誹謗中傷等にも配慮した情報発信をせなあかんの、あかんのにですよ、町長が公式の発表前にしゃべったことがあかんの違うんですか。その説明は何で町長自ら町民に向かってしないんですかって聞いているんですよ。これで分かりましたか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問に対する回答でございます。

決して不特定多数に公表したわけではございません。情報の共有を急がなければいけないという判断に基づいてお話をさせていただきました。そのことについて、時と場所ということに対する配慮が不足しておったということは否認しません。それについては誠に申し訳ないとは思いますが、こうした事態の場合、ある一定の範囲の中で情報の共有というのはやっていけないといけないというのは至極当然のことだというふうに私は理解しております。例えば学校で何か出たとき、会社で出たとき、当然、緊急の対応をしなければいけないわけですから、一定の範囲内で情報の共有は必要やというふうに考えます。それと同じように、笠置町で患者さんが出たときに、どの範囲に対して緊急の連絡をさせてもらうのかという判断を一定の範囲の中でお話をせんといかんやろうということでもございました。

なぜ説明がないのかということですが、それは議員の皆さんと情報の共有をしながら対応していこうというふうに考えた、その結果でございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

最後の住民と情報共有しながらやっていくという意味がちょっと僕は分からないんですが、

これ皆さん、お分かりですか。僕は分からなかったんですけども、僕だけが分からないんですかね。反応がないというのは、みんな分かっておられるんでしょうね。僕は分かりません。

町長の答弁よう分からへんのですよね、はっきりいって。ごめんなさいね。自分が引き金になったというのは自覚されているわけですよ、今言わはったんが。それで、言った場所も、不特定多数に言ったわけじゃなくて、情報共有しよう思うて言ったと。言った場所が悪かった、配慮が足らんかったと自覚してはるわけですよ。そやけどね、町長、この本議会の中の答弁で、町長、口にしはったんですよ。職員の意識向上をせなあかんいうて。それ町長ちやいます、意識向上を一番せなあかんのが。一番意識低いんちやいますか。

これね、例規集には、職員の懲戒で載っています。町長、特別職なんで当てはまらないのは分かっていますよ。町長これ、秘密の漏えい、公務の運営に重大な支障を生じさせた秘密の漏えいに関しては、免職又は停職という処分です。不適切な事務処理というのも当たるんかなと思って調べてみました。これも公務の運営に重大な支障を生じさせた、または町民に重大な損害を与えた、これ町民に重大な損害を与えたってかなり微妙な受け取り方になると思いますよ、今回の発言は。これ免職、停職、減給、戒告とあります。これ特別職に規定はありませんが、人の上に立つ、まして職員の上に立つ者として御自身の反省の表れとしてどのような自分自身への処分、対応をするかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 自身の反省の表れとして処分ということですが、明白な法令違反という内容ではございません。あくまでも政治的判断によって議員の皆さん方と早急に情報の共有をさせていただかないかなという判断に基づくものでございます。時と場所とわきましろということで、自覚が足らんやないかとおっしゃられていることは、誠にそのとおりでございまして、大変申し訳なく思います。情報の漏えいの引き金になったことは私の発言からやったということも理解しております。そのことが直接、例えば特定の個人に対する人権侵害事例につながったということではないわけではありますが、現実問題、情報をしゃべっていないからというお話もございました。いろんな方が私に誰やねんとかどこやねんというお話をしはる、そうした質問には一切答えられないということで、何も答えておらないわけですが、不適切な場所での不適切な時間帯での、なおかつ緊急対策会議以前にお話をしてしまうということについては深く反省しておるところでございます。申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

何ら法令に触れていないからって言わはるんやったら、別に謝る必要なかったんちゃいますか。どうですか。人道的にはどう思いますか。法令には書いていないからいい、そう言わはるんですね。どう考えたっておかしいですよ。これ町民の人どう思わはると思いますか。あそうやな、そうやな、町長の言うとおりにやっと思わはると思いますか。どう考えたっておかしいですよ。職員は処分されてね、秘密の漏えいすれば、職員は処分されるわけですよ。何らかの形で処分されるわけですよ。町長、規定にないから処分されん。おかしいでしょう。人の上に立つ者は、やはり自分には強く律しやなあかんの違うんですか。そうでしょう。今までずっとありましたやんか。何やったっけ、嚴重注意受けて、注意喚起受けて、さらにこれあって何も処分しない、自分に対して何も処分しない。僕はこれ以上言えないですけどもね、町民の方がどう思わはるかですよ。さすが中町長、せやなと思わはるんやったらいいと思いますよ。どうですか。それでも何も無い、何も無い。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 反省の表れとしてどのような対応をするのかということです。まずは、情報の共有をさせていただこうと思いましたが。これについての判断でございます。それから、そこから情報が流れてしまったと。結局のところ、そうした場所でそういう内容のお話をした。これは道義的責任というのは非常に重いというふうには考えております。しかし、私自身はあくまでも情報の共有であって、秘密の漏えいをしたということをしたわけではございません。あくまでも特定の議員さんにお話をさせていただいた。不特定多数の住民の皆さんの前で、こんな電話したというお話をさせていただいたわけではございません。このことについて道義的責任というのは非常に大きく感じておりますが、そういうことに関してどのような対応をするのかということについては、おわびするしかないかなというふうに感じております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

おわびするしかない。町民に対して説明はしない。どういう形か知らないですけども、共有はしていく、処分もしない。そういうことですね。僕個人としては、漏えいさすつもりはなかったからといって、でも漏れたわけですよ、場所が悪かったから。そういうところでしゃべるといっては不適切やと本人も認めてはるわけですよ。例規集の中には職員の懲戒では最高、免職となっているわけですよ。僕は町長、それに値するぐらいやと思いますよ。

僕は思います。これは御自身で決めはることなんで。僕は問題提起として投げかけますけれども、続いて、保育教育のことについて質問いきますけれども。

保育教育について、12月議会の町長の答弁ありました。まず、これこの前の当初予算のときにも聞いたんかな、聞きましたっけ。もう1回お願いします。来年度の予算に町長の保育教育に対する思いが反映されていますか。どうですか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

令和3年度の当初予算につきましては、何か新規の事業が盛り込まれているとかっていうわけではございませんで、例年並みの予算編成となっているところでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これ町長の選挙公約でも上がっていました。特色ある保育教育、12月の議会の答弁では、笠置らしい、笠置独特、独自云々、保育所に行き話をした。全職員に対していろんな意見を聞いているところです。でも、いまだに返答がありませんということやったんですが、これ正確にいつ誰にどんな状況で話をされたんですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

申し訳ないですが、何月何日というメモが抜けておまして、お話しした内容だけの答弁になってしまいます。今年に入ってからのごとでございます。職員4名に対して保育所の職員室でそれぞれ1人ずつお話を伺わせていただきました。問題点について、どんなことを問題に感じておられますかというようなお話から始めます。子供の数が減少し続けておるといことで、集団保育という形になっていくと、さすがに少人数ですので厳しいと。そこで、例えば南山城村との保育所との交流とかはされていますかということも質問させていただきました。それはしておりますといことです。それから、笠置町独自のいろんな取組、保育所としてどんな取組をされておりますかといことで、お誕生日絵本を作っていると。それから、ほかに小学校との交流活動もやっていますと。それから、リズム教育で太鼓をですね、そのこともやっていますといことがありました。

それから、ほかに出てきた要望として、老朽化している建物の一部の修繕が必要なんじゃ

ないかなというお話が出たのと、大型遊具、これは滑り台ですが、滑り台の耐用年限が近づいていますということで、一定の時期が来たら修理なり何なりのことをせなあかんということのお話を聞いております。また、この方には絵本と太鼓の取組をしてきたと。

また別の方、これは集団遊戯ができないということ。それから、5歳児の交流については和東と村でやっていますというお話でした。

最後の1人については具体的なお話を聞けませんでした。その場所でタブレットを使った幼児教育とか、それから、必要であるならば絵本の取組をされている、読み聞かせをしているということなんで、予算要求していただいたら絵本についての予算はすぐにできると思うし、タブレットの話についてもできないことはないですけれども、難しいですかというお話はさせてもらった。

子供が少ないがゆえに、タブレットの導入というのはかえって難しいのかなというふうに私自身は感じましたけれども、自然相手に生き生きと保育ができるような取組を今後も続けてくださいということで、ヒアリングは終わったわけでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

答弁ありがとうございます。

でも、僕はそういうことを聞いているんじゃないんですね。何のために通告しているか分かってもらっていますか。通告書には僕、はっきり書いています。12月の議会の答弁について、僕、今質問しました。答弁の中で笠置らしいどうのこうの、今年に入ってやったやつは、前から言っていた職員に対するヒアリングのことですよね。そのことを言ってるん違うんですよ。ここには書いていないですけども、答弁は、保育所に話をしに行きました。その前に4月か5月に、就任の早い頃に行きました、そこを聞いているんですよ。だから、12月の議会の答弁について僕言ってますやん。書いていますよ、書いていないですか。通告しているんですよ。ちゃんと答えてくださいよ。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

保育所に行って、いつ行ったというのは今手元に1冊目のノートがございませんので、これもまた申し訳ない、いつというのはございません。職員全員に職員室でお話をさせていただいた、笠置らしい独自の取組というものをもっと考えて、笠置の保育所の魅力というものをもっともっとアピールしていけるような、そうした取組というのは考えていただけません

かということでのお話でございます。その場で、例えば太鼓の取組やっていますとか、絵本の話をしていましてという話は、今年に入ってからも聞いた話ですが、そういう取組をやっているというところまでのお話は聞いてきました。どんな状況でって言いますが、職員室で職員さんとお話をして来たということでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕が聞いている話と全然違うんですけどもね。これ担当課は把握していますか、当初の早い時期に行って話ししてって。知ってはいますか。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

町長がいつ保育所に行かれて、先生、保育士に話をされたかというところまでは把握はしておりません。ただ、ちょっと私のほうも時期はちょっと忘れたんですが、町長のほうから、保育所にそういう話はしているよという話は、町長のほうから聞いた記憶はございます。前にですね。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

そうしたら、町長が課と現場と話をつなぐ役目をされるわけですか。これ逆やないですか。町長が現場と課をつなぐ、行ったり来たりしてくれはるわけですか、ほんなら。そういうふうに見えますけれども。普通逆やと思いますけれどもね。課が現場へ行って話を聞いて、町長と話してというのが普通なん違うんですかね。どこでもそうしはるんですか、ほんなら。ちょっと不思議な感じで、いいです、すみません。

そもそもこれね、持ってきていないんでと言わはったんですけども、僕通告しているんですよ。最初のノートに書いてあるって、あるわけでしょう。僕通告していますよ、これ間違えますか、この通告書で。きっちりした答弁をもらうために通告しているんですよ。でしよう。僕、分からんような質問書いてるわけ違いますよ。答え出ないですやんか。答えもらうために通告しているのに。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） いつというところが抜けておりますが、必要であるならば、また後ほど、何月何日やったかということの回答は恐らくさせていただけるかと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） いつ誰にどんな状況でとは書きましたよ。そこはほんまはメインではないです、正直いって。どういう形で保育所にそういう話をされたかです。12月の時点でまだ答え待っていますと。8か月たっても答えがない。物すごく気長に待ってはるわけですよんか、町長は。でも、自分の選挙の公約として、特色ある保育、うたってはりますよんか。就任早々、早い時期に保育所に言って話をした。8か月待っているんですよ。それで来年度予算にはのらへん。それおかしくないですか、町長のやってはること。何かちぐはぐといふか、全然何かやっていないようにしか思わないですけどもね。

これそれでね、そもそも保育所はいろんな教育をしてはるわけですよ。前にも言いましたけれども、保育所指針というのがあって、特色ある保育をしなさい。考えてはります。いろんなことをやってはりますよ。町長が言わはるのもええかも分からへんけれども、どういうことを思って、タブレットと言うてはったけれどもね。それを新たに導入する、何かをやめて、それを新たに始めるのか、今ある特色ある保育の上にさらにそれを上乘せしていくのか。職員の負担にならないように、そんなことも考えてやってくださいね。これ子供のためです。全ては子供のためです。そうですよ、子供のためです。大事ですよ、笠置には子供は。やってくださいね、特色ある、十分やってはりますけれども。

通告しているのに資料を持ってこられてないんやったら、もうこれ以上聞くことないですけども。

次の要望の町の取組についてお聞きします。

12月議会の答弁、再々かな、質問します。全体で口頭、書面、その他それぞれ何件ありましたか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問でございます。

4月以降でございます。口頭で44件、書面22件で37項目、その他メール等で12件でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

12月の議会よりもかなり増えましたね。そもそも何をもって要望とか住民の声とするのか、役場内で町長これ共有されていますか。どうですか。どういうのを要望、どういうのを住民の声、どうやって残すって決めていますか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西議員の御質問です。

何をもって要望なのか、何をもって住民の声なのかということを理解できているかということですが、基本的な共通認識といたしまして、住民からの何らかの意見なり要望なりということは、担当課で判断できること、対応できることについては担当課で判断していただいていると。担当課だけではなくて、複数の課にまたがることでありますとか、さらに大きなことについては私のところに上がってきて、その中で担当課部下、担当職員との間で情報共有をやりながら、どのように解決していくのか、どのように回答していくのかということについてお話をさせていただいておるところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

僕はこれ、口頭の要望を聞けと言っているのではないんでね、ずっと。口頭の要望を聞かなくていいのは職員負担になりませんか？とずっと言っています。ただ、町長は口頭も要望を聞くとわかったんで、どうなったかお聞きしているだけですけれどもね。

これね、僕のメインとしては、次の町内業者が要望のために来庁したと。そのときに何で言われたか、書面で出してくれ。物すごい御立腹でした。その日のうちに書いてたたきつけてきたと僕のところに連絡ありました。どうですか、町長。町長の方針とはかなり外れていると思いますが。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ある程度、どういう方のどういう要望やったかということは私も承知しておりますが、非常に広範囲にわたる、非常にまた多岐にわたる御要望でございました。1つだけのことでなくて、例えば、これは笠置山の件だと思うんですが、笠置山は御承知のように史跡になっていたり、いろんな形での縛りが入っております。どこの場所をどうしたいと、どういうふうにしてくださいという御要望なんですけど、どの範囲をどういう形にしたいということを私自身はお話の中ではよく分からなかった。そこの言っただけのところはどなたの土地ですかということから始まって、どういうことを要望されているんですかと。何らかの工事が必要であるとか、何らかの設置物が必要でありますというような話になってきますと、当然ながら文化庁との協議も必要になってきますし、第三者の土地である場合は、地権者との話し合いをする必要があるのかどうかということについても判断していかなければいけない問題です。

口頭で全て理解できる内容ではなかった、要望事項も非常に多かったと。どこの場所なんですかということをもっと明らかにしていただかないと回答ができないという状況だったので、書面でといますか、図面描いてくださいと言ったんですけれども、それについて、その後、それぞれの要望について書面に基づいて担当原課で対応するよという指示はしました。口頭での要望だからしないということでもありませんが、口頭の要望でよく分からなかった、その場所も広がったし、内容もいろんなことやったということでございます。ですから、ここの場所をこうしてほしい、ここの場所をこうしてほしいというふうに文書にしてくださいということをお願いしたということでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

それならば何で町内業者は物すごく怒ってはるんですかね。どういう対応をされたんですかね、分からないですけれども。むちゃくちゃ怒ってましたよ。口頭で分からない、書面を出してほしい、これは分かりますよ。これ町長、町長が町長じゃないときに役場で言っはったでしょう。口頭で聞き入れられへん。新聞というか京都民報にも出されましたやん、何一つ聞き入れられへんかった。でも、書面では出していない。何でそこに気づかへんかったんですかと思ひますよ。口頭も要望やって言わはりました。メモ取ったらいいですやん、全部町長が聞かはってんやったら。そうでしょう。職員には口頭でも要望やから受け取れって言うてるわけでしょう。自分は聞き取り、全部メモれへんから書いてきてくれって言うてるわけでしょう。おかしいと思ひませんか。どうですか。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。ただいまの西議員の御質問です。

正確な場所を示唆していただかないと、そこがどうい土地に当たるのかということの調査ができません。それぞれの要望一つ一つについては、担当課で十分に調査をした上で一定の結論は出ておりますが、そのことについてどうい対応をするかということについてはまだ検討段階でございます。口頭であって分かる話、そんな私、難しい話をしているわけではございせんが、口頭で分かる話というのと、地図上で示してくださいというよなことをお願いしないといけないというよな要望ですな、例えば歩道を造ってくださいとか、どこにつけるんですかと、どうい形にするんですかということをお願いしてはるんですかというよなことを図面で落としてくれないと、全体の駐車場の利用等々についても分からない話ですし、そのあたりのことですな、きちんとお示ししていただければ、きちんと回答できる

と。大体こんなもんかなというて、大体こんなところですよという回答はできない内容でしたんで、図面を出してくださいということをお願いしたわけでございます。決して口頭で受け付けないと言ったわけではなしに、口頭で聞いた上でのどういう内容なのかをもう一度正確に出してくださいということをお願いしたわけであって、そのことでもって、口頭の要望を無視するというようなことではございません。きちんとそれについては対応させていただくということで、担当課が調査をやって、一定の結論を出しているところでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 西議員。

7番（西 昭夫君） 7番、西です。

これはもう、ではなぜ町内業者の方がかなり怒られていたんかは、何か対応の不備があったんかなとは思いますが、分らないから、書面でちゃんと示してくれというて、それを言っただけでそんなに怒るような人ではないんでね。何か不備があったんちゃいますか、対応に。町長が対応しはったんですよ。もういいですけどもね、もういいですよ。もうこれで質問終わりますんで。

ただ、一般質問なんで、お願いなんてしたらあかんとは言われますけれども、全般通して言わせてもらいたいんですが、どうもね、町長が何を言っておられるか分からん答弁が多いんですよ。ほかの人は分からないですが、僕はちゃんと通告書で書いてあるのに資料もない。これはおかしいし、全然的な外れな答弁をしばるときもあるしね。その辺ちゃんと、これ町長だけで答弁考えているわけではないんでしょう。何でこのちぐはぐな答弁になるんですかね。何かみんなそんな感じ多かったんちゃいますか、普通の議案のときもそうですけれども。もうちょっとそこをちゃんと対応してください。答えが欲しくて通告しているんですよ。町民に聞いてもらいたいから通告しているんですよ。ちゃんと的を射た答えを下さい。

以上、一般質問を終わります。

議長（大倉 博君） これで西昭夫議員の一般質問を終わります。

次に、1番、向出健議員の発言を許します。向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

当初予算等、これまでの議論から、通告した内容のうちほぼ明らかになっているものであったり、答弁いただいている部分もありますので、多少省略したり結合したりして、前後したりさせていただいて質問に入りたいと思います。

1つ目には重点施策にということをお聞きをしていますけれども、当初予算等でも回答を

いただいておりますので、端的に次の住民本位の町の問題で掲げている項目と併せて質問させていただきます。

今回、新婚世代向けの住宅への補助等、新しく進められることをされましたけれども、もう一つ、空き家流動化ということで、家財撤去、空き家バンクの登録している物件の契約等が成立した場合の10万円の補助から30万円の引上げ等を行われてきました。これ自身は近隣市町村からも、以前指摘したように進んでいる面はあります。しかし、これだけで当然、借家、住居の確保が進むというわけでは当然ないというふうに考えています。

今、笠置町の一つの課題として、現実に毎年何人か来たいという希望はあります。その希望に応えるためには、まず住居を確保すると。これは当然しなければいけない課題だと。そのうち、例えば実際に貸そうとする方が家財撤去を10万円よりは30万円補助されるほうがもちろん踏み出しやすいであろうと。その分、補助の意味はあるというふうには考えるわけです。しかし、それはごく一部の補助、一部の対策であって、もっと前に進めるためには総合的な様々な政策を行っていかないといけないと思います。

特に、先ほども少し他の議員からお話がありましたけれども、全国の前に進んでいる先進的な取組、私もこれまで総務省等がまとめ上げた好事例集ということで、移住定住のことについて取り上げてきました。そこでは、借上げの住宅であったりとかもされている事例はかなりあったわけです。一つの課題として、貸主が実際に貸す時点で、やはり不安がある。それは、いろんな費用がかかるんじゃないか。居住していただいた方とのトラブルとかもあるんじゃないかと。借り上げ住宅であれば、町が入った形になりますので、大変その点が前に進むんじゃないかということで、これまで提案させていただいていました。

そういう点で、この新婚の世帯であったり、子育て世代向けの住宅の補助、また、空き家流動化の政策が活かされるためには、そうした総合的な、もっと前に進んだ取組をさらに進めていかなければ活かされていないのではないかと思います。それで、まずお聞きしたいんですが、今現在、空き家バンク、十分に確保できている状況かどうかということと、今言ったような対策まで踏み込んでやっていかれるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、空き家バンクへの登録の件数でございますが、以前にもお答えをさせていただきましたが、実質1件ということになっております。おっしゃっていただいておりますとおり、十

分な量が確保できているかといいますと、決してそうではないということでございます。

あと、借り上げ住宅というような手法ということも今御質問いただきましたが、やはり借り上げ住宅、町が借り上げる時点で一定の修繕費用であったりといったものもかかってまいります。また、入居者がいないような状況にありましても、その方に対する借り上げ料というものの費用も発生してくるというところで、そちらの部分につきましては、慎重に検討をするという必要はあるかとは思いますが、現時点では取り組んでいないということが実態でございます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町長にも答弁いただきましたかったんですが、先ほど出たように、これは根幹の政策という話も出ていたように、やはり取組としては当然、借家がまず確保されるのが移住定住の出発のまず手始めのことだと思うんです。住むところがなければ、幾ら移住定住を進めたくてもどうしようもないと、当然のことですね。だからこそもっと取組が必要なんじゃないか、そのうちの一つとして今回踏み出されたけれども、さらに前進していくべきじゃないかというふうに思います。先ほど言われたように空き家バンク登録は1件しかないという状況です。これでは移住定住の希望に応えることは十分できないと思うわけです。

先ほどいろんな政策が絡んでということですが、地域協力隊の方、確かに実際定住ということに結びついていないと。それは、やはりなぜかという分析も必要やと思うんですね。先ほど答弁なかったですから、分析できていないんだというもう判断ですから、答弁は求めませんけれども、これもきちっと分析する必要性はあると思うんです。

つまり移住するのにまず入り口として住居を準備する、次に、実際来たい方がいるから、そのマッチングをするけれども、住み続けていただけなかったらね、結局、入ってまたすぐ出ていくのであれば定住になりませんから、目的が達成されていかないと思うんですね。当然、仕事の問題であったり、交通の便であったり、様々な生活上の便ということもあると思うんです。当然、自然の魅力をアピールするとか、そういうこととか、比較的静かな町なかであるとか、そういうこともアピールするというのもあるとは思いますが、そういう総合的な政策が要ると思うんです。今回確かに、確かに一步は進んだと思います。ゼロよりはいいと。それは確実に言えると思うんです。それはなぜかという、私も要望をいろいろ京都府や国に言ってもなかなか進まない。ちょっとしたことだと思って要望したこともなかなか進まないんですよ、実際は。そんな中で少しは進んだと。だから、これを活かすために、

つまりこのままいくと、もうこのまま増えなかったら、せっかくつけたお金が無駄になりますから、それを活かすためにも総合的政策が要ると思うんです。そこで、町長の決意が要ると思うんですね。もうこれで進んだんだと。これを押していくんだと。財政が厳しいから、もうこれがいっぱいやというので止まるのか、やはり財政は厳しいけれども、進んでいくのか。

財政のことを言いますと、この移住して定住する方が増えれば、交付金の計算の基になりますからね、全く出ていくわけではないわけです。その方が入ってくることによって、交付金もつく、場合によっては多少、町内での飲食等も期待はできますし、交通の場合も、車をお持ちであればガソリンの使用もありますし、そういう関係も出てくると思うんですね。だから、これはいけるんじゃないかと。ただお金が出ていく政策じゃないから、踏み出せるんじゃないかとずっと考えてきているわけです。

ですから、町長の決意ですね。これだけで終わるんじゃないくて、そこまで検討して踏み出していくんだというところをどうお考えか、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

まず、移住定住者が増えるとどのようになっていくのかということについて御指摘をいただいたわけですが、例えば保育所の児童が増えていく、小学校の子供たちが増えていくというのは、そのまま笠置にとっては非常によいこと。小学校の複々式化の問題がもしも解消できるなら、教育委員会にお知らせすることになる教職員の人件費が節約できることになる。非常に大きなメリットがございます。交付税算定の基礎に入るということも承知しております。また、住民の数が増えることによって、町内の商工業者に対するお買物でありますとかいうのも増えます。軽自動車税でありますとか、住民税でありますとか、あらゆる点でもメリットが出てくるということで、移住定住政策をさらに強力に進めていく、その中で本年度お示しさせていただきました当初予算の基本方針と重点推進分野というところの中でどういうことをしていかなあかんのか、どういう制度があるのか、それをうまく活用できるのかということ職員の中で議論して、重点推進分野についてという提案をさせていただいたわけでございます。

全ては、まずは空き家の確保から始まり、そこに移住定住者を迎え入れる、そのことによって、町がまた活性化していくということで、移住定住政策というのは非常に重要やという自覚をしておりますので、この一つの柱として一生懸命やっていきたいというふうに考えて

おります。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

これまでも借り上げ住宅についてもなかなか厳しいという答弁はありました。ところが、少し検討して進めたいという前課長の下でしたけれども、前々か、以前の課長のほうから少し答弁があって、前向きに来たかなというふうに思っていたわけです。それで、財政難も確かにあるということをずっと言われていますし、もっといろんな政策をしてはどうかという提案もした中で、厳しいというふうな答えが多々ある中で、実行が難しいんだろうというのは、もうさんざんそういう回答をいただいていますので、分かってはいるわけですがけれども。先ほども言ったように、これは、ただお金出ていくわけじゃないですから、この空き家流動化等や新婚世帯、子育て世代向け等、ほかの児童クラブ第2子の利用料の無料化等も、いろいろ既存の福祉制度もやっておられますけれども、子供のこともアピールも必要ですがけれども、もう一步踏み出していけないと、かなり厳しいんじゃないかなという思いがあるわけです。やはり家財だけやってみてくれたから進めようという話ではないと思うんですね。なので、政策的にもう一步踏み出すところまで検討をいただけないかと。少なくとも考えて、本当に実行できるかできないか、そこまで踏み出してもらいたいと。それはどうするのかという事なんです。

それから、先ほどもいろいろ出ていますけれども、貸手の側のいろんな原因のうち、そういう費用だけの問題なのかね。家財の撤去費用だけじゃなくて、やはりいろんな不安があると思うんですよ。これまで聞いているのは、仏壇があってとかいうこともあって、それは確かになかなか解消できない問題ですがけれども、それ以外のところでどうなのか。

それから、具体的に家主の方に話を持っていけるところまでいけないと難しいんじゃないかと。ポスティングをして相手からの返事待ちと。これはいろいろ個人情報の問題等もあったり、一体どこで連絡先を知ったのかという問題もあって、なかなか踏み出せない部分があるというふうには回答いただいていますけれども、例えば宅建等の資格を取って職員ができないんだろうとか、何か前向きな進む方向での政策の検討等していないのか。また、しているならどんなものなのか。そのあたり答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

空き家の確保について、どの程度、現在の状況でポスティングを続けていって提供者が出

てくるのかというのはまだ未知数でございます。何件か問合せがあるということも事実でございますが、どの程度になってくるのか、それは来年度といいますか、4月以降のことになるかと思えます。

貸手の側のいろんな不安ということですが、仏壇の問題をはじめとして、荷物をどうするのかというようなことも含めて、いろんな形での支援というのができると思うんですが、まずは貸してもいいよということで御連絡いただくというところから始めざるを得ないのかなというふうに感じております。宅建の資格を持っている職員が個々の家について回るというところまでは今のところ考えておりませんが、少なくとも空き家対策でお貸しいただけると、こういうメリットありますよという形での広報活動といいますか、御依頼は今後も継続してやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

私自身の質問通告には、直接この移住定住政策はないですから、回答は不十分なのかも分かりませんが、もう少しきちっと準備をしていただきたいなというふうに思います。

それから、他の議員の質問項目にも入っていたと思うんです。なので、関係をしていますのでお聞きをしてきたわけですが、それで、例えばですけども、宅建のというのは、私が勝手に言っているわけじゃなくて、全国の取組例の進んでいる事例ということで、所轄の省庁のほうのまとめの中の取組の事例の一つとして紹介されているわけですよ。つまり実際に踏み出しているところがあると。だから、そういうものを検討いただけないかなと。今のところは考えていないというのが答弁ですけども、考えていけないのかと、要するに言っているわけですね。だから、どうなのかと言っているわけです。

それから、区長さんとも、また役員の方とも協力しながら少し進めていくという話も、担当職員等ともそういう説明を受けたこともあるわけですが、例えばそれは一体進んでいるのか進んでいないのかね。そういうこともこの取組は大事だと思うんですよ。やはりそこを真剣に検討していただいて、できないのであれば、なぜできないのか。できないのは、なぜしないのか。そのできない場合、しない場合も、明確な理由を述べていただきたいなと思うんです。

この間の答弁ではなかなか厳しそうですから、もうここの答弁は求めませんが、本当に真剣に考えてもらうということです。

それから、高齢者への支援ということで書かせていただいています。この項目には直接書

いていませんが、通告の中には書かせていただいていたと思います。

今回、子育てや新婚世帯向けについては支援をつくられましたけれども、特に高齢者向けの支援ですね。私が議員にさせていただいてからも、JRの補助を減らしてきたことがあったり、老人手当でも削るということもしてきました。笠置町は高齢者の方もたくさんおられる中で、やはりそこにも手当てをしていかないといけないと。財政難ということはすごく指摘をされています。

それで特に、町だけでは確かに厳しいので、聞きたいことはですね、国や府に様々な支援制度をどれぐらい実際に求めておられて、要望活動や懇談や、されてきたのか。そこを確認したいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問、国や府にどうした形での要望をしてきたかということでございますが、これは町村会、東部連合等々を通じての共通の要求の中でお話をさせていただいているわけであって、笠置町独自として、こういうような施策をしたいのでというようなお話まではさせていただいておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

さきの介護保険の関係でも、特に低所得者も含めて引上げを行ってきました。第1段階というのは生活保護を受けている方であったり、本人の公的年金収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下の人なんですね。これかなり低いと思うんですけども、なかなかそれだけでも生活厳しいだろうと。通常なら数字だけでも想定される状態なんですね。それでも引上げを行ったと。実は、後期高齢者というのは、保険料というのは2年に1回変えられるんですが、令和2年度に改定がありまして、これ後期高齢者、京都府のサイトから印刷させていただいている内容なんですが、それまでと比べて、均等割といって1人当たりかかる保険料というのがあるわけです。これは年金収入80万円以下の場合ですが、それが令和2年度に、年間ですが、9,578円から1万5,933円と倍になったんです。全体額としては少ないように見えますけれども、やはりこれだけ低い年金収入のところから負担を求めていると。それは当然、私も、だから何度も言うように、町だけではできないだろうと思っています。難しい問題がある。介護保険料は決められますが、後期高齢者は京都府の連合で決めますし、いろんな標準のものが示されますから。

だけれども、要望はできると思うんです。もちろん東部連合と共同した形の要望はされて

いると思うんですが、やはり独自の取組をしていかないと、これどんどんどんどん、高齢者が多い中で負担増えていくんじゃないかと。だから、その取組を独自にしていないということでしたけれども、どう進めていくのか。そのことをきちっと意思表示も含めて答弁いただきたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

国民健康保険でありますとか介護保険でありますとか、そうした公的負担に関わる御質問で、町としてどのように引上げに対して、引上げの反対の意思を表明していくのか、または、国の補助金、交付金の増額を求めていくのかという御質問になるかと思えます。

当然ながら、給付と負担の公平性ということで、保険料が改定され、値下がることはまれにしかないという中で、低所得者、特に年金生活をされている高齢者にとって、非常に大きな負担増になるということも理解はできますが、一定の引上げをしていかないとやむを得ないという現実もございます。町に対する補助金と言ったって、ほぼ法定の補助金といいますか、それだけしか入ってこないわけございまして、例えばそれを所得税引下げするというようなこともなかなか難しい。そういう情勢の中で、国に対する支援策、これは何も医療制度、保険制度だけにかかわらず、広く全般的に経済弱者という方に対しての援助、補助というものを要求していくということで、御了承いただきたいと思えます。この事業で、この事業で、この事業ということをやりますと、非常に多岐の事業が該当するわけで、高齢者福祉についての、また低所得者についての、年金生活者についての十分な補助という形での要望はさせていただきたいと思えます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

町独自でというのが厳しいというのは、何度も言うように理解していますので、要望活動はもっと力を入れられるんじゃないかというふうに考えているわけです。そこをもっと取り組んでいただきたいと。

それで、重点政策ということで書かせていただいています、先ほども答弁にもありましたけれども、例えば河川のバリアフリー化というのは、本来、自治体というのは必ずしもお金をもうける団体ではありませんけれども、財政難の中での収入を確保していける、少しでもそういうことに資するものになっていくんじゃないかなと、一例ですけれども、可能性としてはあるんじゃないかと、例えば思うわけです。そうした取組も含めて収入を増やすこと、

歳出だけを削るという発想じゃなくて、どうやったら収入を増やせるかというのが、私自身はそれがやはり第一義的に、これとこれがやりたいからというのはもちろんあるんですが、いろんな負担増を求めているというのは財源が不足しているからなんですね。財源があれば、負担をこんなに求めなくて済むわけです。やはり住民としては負担が少ないほうができたらいいわけですね。その上で、当然ゼロでいいと言っているわけではありませんが、所得に応じて、能力に応じて支払える仕組みにもっと改善していく必要があると思っています。そこはきちっと取組をしていただきたいと思っています。

そして、要望の対応、住民の声を聞く取組についてということで上げさせていただいています。先ほども少し要望の関係の質問がありましたけれども、町長の公約として、しっかり住民の声を聞いていくという趣旨のことを上げていたと思うんです。この間、新型コロナのこともあったとは思いますが、なかなか進んでいないのではないかと。具体的にこれからどういう取組をされていくのか。いろいろあると思うんです。アンケートを取るという方法もあるし、ネットでの意見を聞くという形。例えばサイトを見ますと、最初のページには皆さんの御意見箱的なものはないわけです。各課のところには問合せフォーム、要望するフォームということであるんですが、例えば最初の入り口のところにすぐに要望を聞き入れられるような、意見を言えるようなものを特設的につくるとか、そういう取組もあると思いますし、様々な取組が新型コロナの下で直接公聴会等を開くのが難しい中でもできることもあるのではないかと。その点についてどうお考えなのか、どう進める考えをお持ちかお聞きいたします。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えします。

御意見箱の設置ということで、これは要望事項の中に上がっておることでございます。何らかの形でのそうした仕組みというものをつくりたいということで、できるだけ早い段階で設置場所も含めて決めていきたいと思っています。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

町長の公約として掲げられた面もありまして、今できないことは確かにあるけれども、基本的な枠として、どういうことをその公約を上げた時点で考えておられて、今いろいろ検討する中で具体的な方策として、施策として、どういう方法が住民の声をきちっと聞いて、それを町政に反映させられるかという、そのあたりをお聞きしたいなと思っています。その点、

答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） 住民の声を直接聞いていくということについての向出議員の御質問だと思えます。

例年取り組んでいます、いろんな要望を聞くという、また、住民の声を聞くという活動ですが、これは総合計画でありますとか、防災計画でありますとか、いろんなところで地区の人たち、また、団体の代表者の方々等々のお話を持つ場というのが今後も増えていくのかなというふうに感じております。そこで出てきた要望でありますとか住民の声というのをしっかりと行政の中で反映させていくというような、そういう取組というのをさらに進めていかなければいけないというふうに考えております。

去年はコロナということで、区長さんだけに集まってもらって懇談会なんかをやりました。そうした取組も、たくさんの方が集まるのが無理やというときには、そういう形での対応というのも考えられるわけですから、何らかの創意工夫によって、住民の声をできるだけ聞いていくというのは、そういう枠組みと申しますか、そういう機会をたくさんつくりたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

もっと具体的な施策につながるように本当に取り組んでもらいたいと思います。一般論的に聞くということは公約では掲げられているわけですから、これを具体化して、一番効果的な方法であったり、いろんな方法を取って、どれがいいのかということだと思えます。

これ以上答弁いただけないと思いますので、次の問題に入らせていただきます。

職員の時間外勤務について質問いたします。

決算ベースで見ますと、3年間の勤務時間外の賃金の推移を見てみますと、ほとんど変化がなかったという数字として表れが見えています。特に時間外勤務をされている職員の最長どれぐらいされているのか。心疾患等との関係で、月45時間以上はそういう疾患等との関わりがあるというふうにされています。また、月80時間、100時間というのも目安として設けられていますが、それぞれこうした基準を超えている職員がどれぐらいいるのか。最長ではどれぐらい時間外労働をされている職員がいるのかお尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御

質問、お答えさせていただきます。

時間外勤務につきましては、今年度4月から1月末までの実績ということで、10か月ということでちょっと集計させていただいております。本年度につきましては、最長が118時間という職員が1名おりました。これは異動等引継ぎがあったり、事業といたしますか、事務的なこと以外のことであったというものでございます。この月だけが超えているというところでありました。ただ、向出議員のほうもおっしゃっていただきましたように、昨年度にこの上限の設定をさせていただきましたが、そのときに1か月45時間の上限設定、それから大体6か月の平均で80時間を超えるような業務をしないと。45時間を超える勤務が6か月以上超えることがないようにということで、それぞれの職員、また管理職宛てに通知を出しているところでございます。

1か月100時間以上を超えるような場合には、一番大事な職員の体調管理ということもありますので、まずは所管の課長によるヒアリングであったり、総務のほうでの体調どうですかというお声かけをさせていただいたというところでございます。

しっかりとしたマニュアルとしてではありませんが、面接指導が必要とされているというところもありますし、この6か月の平均80時間を超えるような職員については、産業医は今、うちのほうでは必置ではありませんので、置いていないところではございますが、そういうところで面接指導なり、医療機関の受診というところも及んでいけないところではあるかと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

すみません、10か月で118時間ということでよろしいですかね。月118時間超えているという方がいるという意味ではないですね、もちろん。それはそこまでいっていると大変な状態だと思いますので。そういうことと、定められた先ほどの基準で1か月45時間を超えている、もしくは6か月で80時間を超えている方というのは実際おられるのか。おられるとしたら何人ぐらいか。また、時間外を全然していない方もどれぐらいいるのか、最低ラインですね、一番少ない方でどれぐらいかというのもそれと併せてお願いいたします。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。すみません、ちょっと説明のほうが不足しておりまして、申し訳ありません。

80時間を超えて恒常的に業務をしているような職員は今のところおりません。10か月していた中で、他律的業務と申しますか、災害時であったりとか、緊急を要するものであったりとか、そういうときに業務量が一時的に増えるようなところに関しましては、1か月100時間未満というところの通知を出しております。ただ、この分につきましては、1回限りではございますが、そういう難に当たってしまったというところで、100時間を超える部分が1名出たというところがございます。

それ以降につきましては、平均的に45時間を超える月ではありますが、体調等確認した中で、業務等が進んでいると。通常、恒常的にすごい毎月多い時間帯ということではございません。

それから、職員の中には全く時間外勤務の必要のないところもございまして、例えば保育所のような早朝保育であったり、延長保育であったりというところにつきましては、毎月一定の時間外勤務が発生しているというところがございます。

この10か月間の平均、1か月当たり大体職員25名ぐらいで400時間程度の時間外勤務がございます。平均して1人15時間程度というところを出ているというところになります。

業務によってというか、課によって一時的に増えているというところはもちろん出てきますので、そこらは管理職がしっかりと確認しながら勤務を調整するなり、振替休日と申しますか、そういうものを取ってもらうなりというところで、代替をお願いしているところがございます。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

恒常的ではないということでしたけれども、118時間と申しますと、かなりの残業になっていると思います。それで、例えばですけれども、この方の業務をほかに振り分けられなかったのかとか、やはり単純に、素朴にできなかったんだらうかという思いがします。そのあたりの対応ですね。例えば一定期間区切って、残業が増えてきた職員については業務内容を把握をした上で振り分けられる場合は振り分けていくとか、そういう具体的な対策をしていかないと、職員が仕事を抱えたまま自分でやっちゃって、ずっと抱えている、もしそういう状況があれば、こういうことが恒常的に起きてしまうと。恒常的というのは、これが毎月ではないけれども、年を通せばそういう月も出てきてしまうということがあると思うんです。だから、そういう取組をきちっとされているのか。

また、様々な統計、京都府なり国なり、いろんなどころで、こういう時間外勤務に対してはいろんな調査をされていて、具体的にこういう取組をしてうまくいっているとか、まとめているような文書等々もあるんですが、笠置町としては何かそうした、例えば京都府なら京都府からの手引書的なものとか、そういうものとかを活用されているのか。その点も併せて答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

実態の把握といいますか、職員のほう、時間外勤務をしなければならないというのは、課長からの命令ということになりますので、もちろん事前申請で所管課の課長がそれを認めて、事後に確認するということをしております。事前申請が出てきた段階でかなりの時間数になっている者については、課長のほうで命令をしないとかという方法もあるかと思いますが、ただ、業務が多くなっているというところも、その所管課での業務の振り分けであったり、支援体制であったりというところになるのかなと思います。

確かにその課には時間外勤務が多いから異動したくないなんていうことも出てくると困りますし、その課に偏った業務が多いというところも出てくるというのも困るといいますか、業務上不適切であるような感じもありますので、そこらは管理職がそれぞれ意識を持って調整をしないといけないのかなと思っております。

対策ということではないですけれども、休日出勤をした職員については平日振替えて休んでもらうとか、時間外が多い職員については、以前から取り組んでおります超勤代休時間というのもございますので、それで休暇を取ってもらう、休みを取ってもらうとかというのが一番ベストな形だと思っておりますが、なかなか行き着かないというところが実情であるようですので、そこらはもっと徹底して、管理職の管理の下、時間外勤務の命令等、行ってもらいたいというふうに思っております。

事例といいますか、よその自治体、どのようにして時間外勤務を削減しているかというところもあると思いますけれども、うちの小規模な自治体におきまして、業務が多岐にわたったり、深くというよりも広く浅くというところになってしまいますので、それぞれの職員の業務量の調整も課長の采配にかかっているのかなというところもありますので、そこら今後勉強して、それぞれが不公平な勤務にならないような調整をお願いしていきたい、進めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

職員の状況にもよりますけれども、一見元気そうでも、やはり過労死する事例もあつたりするわけです。なので、しっかりその状態の把握、特に健康診断、健康相談等も含めて、また時間の是正も含めて取組を総合的に本当に進めていただきたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので、次の質問、入らせていただきます。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業の補助金の問題についてお尋ねをいたします。

調査報告書ということで書類が提出されて、目を通させていただきましたけれども、特に調査協力者の中には、直接、前町長の名前はありませんでしたし、また、当然、委員のメンバーということですから、恐らく入っていないんでしょうけれども、副町長の位置づけ等ですね、そこら辺がどうなっているのかというのは大変気になったところなんです、特に思いますのは、全て委員になった方自体も当然協力者だとは思いますが、そういう位置づけでいいのかという点と、正直、調査する側とされる側があると思うんですが、する側にもされる側の方がおられたりするということの中で、やはり信頼を回復していくためには、第三者委員会というものをつくって、例えば京都弁護士会の弁護士の方に依頼をして、そういうものをつくったりしてやっていったほうがいいのではないかと。内部調査だけでは、特に調査される側とする側が同じ方がおられますから、それで本当にいいのかという点があると思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

調査する側とされる側、同じ方がいる、第三者のほうの委員会のようなことはどうかということでございますけれども、前町長に関しましては、当事者として実際に28年度決裁権者として関わられたわけで、当然ヒアリングもさせていただき、状況確認もさせていただきましたので、調査する側というのも、実際にどういう状況であったかということをお聞きした側であるというふうに理解を私どもはしております。

それから、私自身に関しましては、明らかに28年度、いなかったわけでございます。という意味では、真っさらな目で見させていただき、どういうんでしょう、比較的公平という言葉は悪いんですけども、第三者的な視点で、しかも専門的な内容も踏まえた取組といえますか、調査ができたのではないかなというふうに私自身は思っております。また、前町長が私に委員会の座長を委ねられたのも、そういう私自身の立場であつたり、経験であつた

りといったようなものを信頼されてのことだろうとっております。

ただ、調査のそういう内容に関しまして、最終的に私どももこれで本当にいいのだろうかというところもございました。時々の状況も顧問弁護士に相談をさせていただきました。途中経過、こういうことになっております。そして、最終報告書が出来上がる中で、いろいろ意見もいただき、また、こういったところは例えば当事者に確認を取って、様々な守秘義務に関する問題点がないか、さらに確認するようといういろいろな法的なアドバイスもいただきました。そういう意味では非常に内部の委員会のようなしつらいになっておるんですけども、取組の視点に関しましては、身内ではなく、外部の客観的な目線でしっかりとやらせていただき、なおかつ顧問弁護士も入っていただく中での調査結果をまとめ上げられたんじゃないかというふうに思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

この報告書、特に委託先、間接補助事業者ということになっていますが、まず1つ目の委託をしたところのこと、さらに再委託、さらに再々委託ということでされているということで、委託先が多々あるわけですが、その問題ですね。なぜ実行ができなかったのか、委託を受けて、なぜ事業ができなかったか。その点についてはほとんど触れられていない状態になっているのではないかというふうに見えます。

特にまちづくり団体から実績報告書がまたされたという経緯の中で、報告書の3ページの下のほうに、平成29年3月31日にまちづくり団体から笠置町へ補助金1,900万円の実績報告ということで、報告を受けたという内容が記載されているんですが、なぜ行っていなかった事業を報告してしまったのかと。そのやはり根本原因ですよ。例えばそれで補助金の報告はよかったと認識していて、認識の問題だったのかどうだったのか、手違いなのか何なのか、全く分からない状態だと思うんです。笠置町としては当然責任がありますからね。内容についてはきちっと、一体どういう事態があって、こんなことが起きたのかと。やはりきちっと明らかにしていく必要があるんじゃないかと。ちょっとあまりにもそこが抜け落ちていると、一体何があってこんなことになってしまったのかというのが非常に分かりにくいと思うんです。その部分についてはやはり不十分さが残っているかなと思うんです。なので、その点はどうぞされていくのか。

また、指導の面ですね。報告書の中でも、本来は、実際にやった事業の内容に適正に指導しなきゃいけないが、怠っていたという旨の表現もあるんですが、なぜその指導もそうなっ

てしまうのか。やはり委託先、再委託先、再々委託先についての状況もきちっとすべきだと思うんです。なので、その点、答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3ページには経過をざっと時系列的に並べさせていただきました。ここには何が問題でどうだということは一切書いておりません。単に証拠書類その他から時系列的にこうなったということでございます。

ただ、この1,900万円の実績報告書がなぜそのまま出てしまったのかというところに關しましては、この報告書の後半のところにもありますように、補助金の仕組みに関する基本的な認識の欠如、これは国の交付金でございますので、補助金の適正化法の適用を受けます。そこに書かれていることを忠実に守り実行していれば、全く問題なかったと思っております。今回、委託先の団体等が実際に事業として行っていなかったにもかかわらず、それを確認せずに行政の担当者が事業計画で出てきた内容をそのまま実績報告に転用したということが一番大きな問題であったと。本来はやれていなかった、あるいは年度を超えて支出したという経費については対象外経費として外し、実績報告から外した上で報告すべきであったでしょう。それが年度の途中で、もし修正が可能であれば変更計画等を出すというのが補助金の仕組みの中で認められているわけですから、それをやらなかったというのは、まさにそういうような仕組みに関する認識の欠如、あるいは業務の怠慢であったと言わざるを得ません。そこは弁解の余地が全くないというのが正直なところでございます。

何が原因でそうなったのか、虚偽のというようなことも言われましたが、意図的に虚偽の申請書を出したということよりも、当たり前のように事業計画で出したものが委託先においてやられているという、当たり前のような感覚で何のチェックもせずに実績報告書を作り、その実績報告書の内容も第三者、つまり担当者以外の者が真剣にチェックするという体制がなかったがゆえに、結果的にこういう大きな問題になったのではないかと、そのように考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

町の第一義的な責任としてはチェックをしなかった。それは問題としてあると思います。だけれどもですよ、仮に、仮にですよ、チェックが漏れていても事業がちゃんと実施されていれば、ある意味、オーケーになった部分があったんじゃないかと。やはり事業をしなかつ

た部分、もちろんオーケーになるとは思いますが、一つの問題だと思うんですよ。実際に実行した、委託先が実行していればよかったけれども、しなかった。これを提出したのは、書いてあるとおりにまちづくり団体から報告書が上がってきて、それをチェックしなかったという責任は町にあると。だけれども、なぜやってもいないことを上げてきたんだらうかと。そこら辺の把握も、やはり町としてしなきゃいけないんじゃないかということをおっしゃっていただいているんです。

その点と、あと、町職員の、関係職員の、また会計責任者等の処分も書いてありますが、例えばどういう責任が問われて、何の責任が問われて処分されているのか、どういうことをしてしまったかと。全般的には今言われたように、チェックできていなかったということだと思うんですが、そこももう少しきちっと書かないとよく分からないなという内容になっていると思うんですよ。もう少しそこら辺も含めて、そして、返還が実際にされるまでは、この補助金で購入したのものというのはまだ公的なものとして、補助の事業に使うものとしてあったと思うんですよ。それもどういうものがお金の流れがあったかということもきちっと把握した上で、それが責任じゃないかなと思うんです。やはりどうなっていたんだらうかと、税金を使った事業の中身でこういうことが起きたのに、そこが抜け落ちてしまっていて、そこはきちっとやるべきじゃないかと思うんです。その点どうでしょうか。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

委託先がなぜそのようなことをしてしまったんだらうということでございます。ここはいろいろと委託先の人に対する、やはりこの事業を実行する上での公金であるという極めて厳しいルールが課せられているということが徹底できていなかったというふうに私は思います。そこに町の職員が絡んでいたり、また京都府の職員が関係していたりというようなことで、その関係していた者の責任というのは、やはり大きいだらうと思っております。委託先が何ていうんでしょう、何の指示や指導もなく勝手に事業をやったりやめたりということではなく、この事業を実施する中において、誰がどういうふうな指導をしてきたのかというのは明確にはなかなかできなかった部分はあるけれども、この程度のこの事業、こうすれば事業として成り立つというような甘い認識の中で委託先も行われた。そして、それが上がってきた内容を町の職員が実際にやられたと、事業計画どおりやられたものとして受け止めて国に提出したというところがあったんだらうと思っております。

そして、その当時の物やお金ということに関しましては、当然、総務省のほうに返還する

まで、これはやはり過疎地域の集落ネットワーク圏形成支援事業交付金によって行われた事業の成果品といたしますか、ものであったわけで、実際にそれを活用するということに関しましては、町の監査のほうの指導もいただきながら、対象者に対して実際に活用してほしいと、そして活用計画を出してほしいということでお話もさせていただき、これをこういうふうに活用したいというお申出もございましたけれども、残念ながら私どもが指導するような内容での活用が図られずに、そのままの状態であったというのが現状でございます。

それを保管をしたままであったというのが正しい言い方なんですけれども、活用しようというようなお考えはあったんですが、その事業計画全体が進まなかった。ある拠点をつくり、その拠点にいろんな方を呼び込み、そこを活用していただく中で、備品類として様々なものをお使いいただき、一定の収益を上げて自立化、自立できる運営体制をつくっていかうという狙いがあったんだろうと思いますけれども、実際のところそこまでのことが体制的にできなかったというふうに聞いております。

処分に関しましては、もう既に処分は終わった内容でございますので、あまり詳しいことを申し上げることはできませんが、懲戒処分に関しましては、町の職員に対しては懲戒処分を課しました。そして、ここに当時の会計管理者の責任と書いてありますが、当時の会計管理者に関しましては、文書訓告ということで、懲戒処分ではございませんけれども、文書によるかなり厳しい指導もさせていただいたということがございます。

以上のようなことでよろしかったでしょうか。

議長（大倉 博君） 向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

もう時間がないので、これで最後にしたいんですが、やはり単純に一番、委託先がね、何で事業をしなかったんだろうかというのは疑問ですし、管理者の責任で状況が把握できていないといけないと思うんです。それもきちっと報告していくというのは要ると思うんですよ。物やお金の流れもね、大体こういう形だということであるべきだと思うんです。当然もう不起訴処分になっていますから、別に犯罪を犯しているとかどうとかじゃなくて、やはり事実として、まず住民の皆さんに示すと。この文章の中にも、風評被害的なデマ等々の問題もあったと書かれているんですね。それはやはり中身をきちっとお伝えしないことにも要因の一つといたしますか、あるのではないかと思うんです。だから、そのことも含めてきちっと書いた上で、最後ですが、住民のこれ向けにどうやって周知していくのか、最後、その点をお聞きして質問を終わりたいと思います。

議長（大倉 博君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、少しちょっと話がずれるかも知りませんが、私がこの笠置町に来るきっかけ、特に来る前に、西村前町長が、これは平成28年の秋から冬ぐらいの頃に、笠置で大変困っていることがあるというふうにおっしゃられて、何なんですかと言え、地方創生の交通整理ができていない、全く何がどう動いているのか分からないんだと、何とかしてもらえないかという非常に懇願されたというのを私は強く印象に残っております。何があるんだろう、笠置においては。そして、実際に笠置に着任をして、地方創生の事業というのは順調に多分、様々な結果として進んでいたというふうに思ったんですが、この事案に接したときに、私の長い行政マンの勘として、とてつもない違和感を感じたということでございます。これは、ぴんと来たという言い方は悪いですけれども、おかしいと。この成果品というか成果物がこういう形で1,900万円の事業としてあるかといえ、そういうことはないだろうと、常識で考えると。

この私の違和感というのは、同時期、やはり警察が動き出してきたのとほぼ同時期だったというふうに思っております。警察が動き出したというのは、町の方々のほうからの様々な情報提供があったんだろうと思っておりますが、その同じような違和感というか勘というか、それが私どもと警察との間での様々な情報交換といったもののきっかけになったということです。

このことに関しましては、私は正直申し上げて、笠置町民、笠置町がなぜ自助能力を発揮しなかったのかというのがとてつもなく疑問点です。自ら様々な問題点を抱えていれば、笠置町の中から、町民の中からでも結構ですし、役場の中からでも結構ですし、議会の中でも結構ですから、これはおかしいんだという大きな声を上げて、やはり解決に向けて一歩でも二歩でも汗をかいてほしかったというのが私の今から思えば少し残念なところでは。

これに取り組むに当たって、私自身も相当な覚悟を持ってこれは取組をさせていただきました。約3年間かかり、昼夜を分かたずという言い方はオーバーですけれども、相当な時間、これの資料の精査、そして、証拠となるようなものの整理、刑事告発に当たっての証明資料の作成、膨大な資料が必要でございましたが、そういったものを全て守秘義務の下にやらなければならなかったというのが現実です。そういった中で、様々なうわさも町の中で流布し、それをどう止めることができるのか、もう一つの大きな悩み事でもございました。

最終的にそれが中途の段階でははっきりしないことが多かったのでできませんでしたが、刑事告発を行い、嫌疑なしというような結果が出たところで、町民の方で風評的な被害を受

けた方に対しては、多分、この場をお借りして、嫌疑がありません、その方の名誉を回復できますということを私は申し上げたと思っております。相当な覚悟を私はやはりこの解決には、自分自身の笠置町における何ていうんでしょう、何とかやり切らなければならないだろうと。笠置を再生するために役場の中を生まれ変わらせ、こういったことが二度と起こらない、町民の方々、外部からいろいろな目で見られないようにするために、ぜひやり遂げなければならないという、そういう使命感といいますか、それがあって、私は職員の協力も得て、いろんな方々のお力もいただきながらやらせていただいたということです。

ようやくまとめを書き上げる中で、ここに書けないこともたくさんあるということは何も御理解いただきたい。細かく書けば書くほど、さらに傷つく方がいらっしゃるという中で、警察とも相談し、弁護士さんとも相談し、ここまでですねということによってようやくお出しできたというのがこれです。どうか御理解ください。どうか御理解ください、申し訳ございませんが。それ以上やれば、私は役場の職員ではなく、警察の捜査官でもありません。役場の職員でなく一市民、一町民であれば、好きなことを書けばいいでしょう。でも、それはできません。役場の職員も守らなければならない、笠置町、組織を守らなければならない。町民から犯罪者を出してはいけない。ましてや役場の職員から逮捕者を出して、役場に警察が段ボール箱を持って退去強制捜査に入るといような事態は絶対に避けなければならないという強い信念で臨みました。結果、警察も捜査2課、分かりますということをおっしゃっていただきました。

ようやくそういうような状況を回避できて、そして嫌疑はありましたけれども、不起訴処分という結果。そして、総務省の関係においても、当事者から原資となるものを返還いただき、無事返すことができ、総務省もこれ以上のおとがめはないということをはっきり言うていただきました。京都府も同様でございます。一切おとがめはありません。西村前町長がこの報告書の原案を持って知事、副知事を廻られたときも、大変でしたねということで労をねぎらわれました。おとがめはありません。私自身は、とがめなければならないのは私自身だろうと。これをもって私が役場改革、町の活性化、どう取り組めるのだろうと、そこを真剣に考えました。3年間これに関わった中で分かったこともたくさんありましたけれども、得たことも多かった。こうすれば役場の職員はもっと頑張れる。こうすれば町の方々ももっと一体的になれるだろうというような、そういう確証も得ました。それが私がこれをまとめさせていただいた中で様々なことを反すうする中で今思い出すことでございます。

どうかこれ以上のことがお示しできない、そのことは御理解ください。警察、検察、そし

て人権擁護の観点から弁護士さんからも止められている、そのことがあるということはどうか御理解いただきながら、これをもって私に課せられた調査の報告書として、可能であれば町民の方にこれをお知らせできるようにさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） これで向出健議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。45分から開始したいと思います。

休 憩 午後 7時34分

再 開 午後 7時44分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長（大倉 博君） 日程第7、諸般の報告を行います。

組合議会議員報告を行います。

相楽郡広域事務組合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、相楽広域事務組合につきましての令和3年第1回の定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は、令和3年2月16日午後2時から大谷処理場会議室におきまして、欠席者1名で行われました。代表理事挨拶並びに近況報告がありました。

し尿処理の状況につきましては、し尿等の搬入量は、下水道の整備が進んでいることから年々減少している。今後もますます減少していくと予想されていると報告がありました。下水道を整備していない笠置町は、今後負担割合が増えていくことになり、負担金が増加することが予想され、財政面で大きな不安となっております。

大谷処理場基幹的設備改良工事は、請負金額8億3,600万円で3月31日に引渡しの予定となっているとの報告がありました。

次に、消費生活センターの状況につきましては、相談件数が令和2年12月末現在で466件、1日2.6件、前年度と比較して54件、10.4%の減となっており、一番多い相談は、不審な荷物、海外郵便物などの商品一般で58件の相談が寄せられ、また、新型コロナウイルス感染症関連の相談も44件寄せられたとのことでした。

消費生活出前講座につきましては、4団体から新型コロナウイルス感染症拡大防止のためキャンセルをされたとのことでした。

次に、休日応援診療所の状況につきましては、受診者数は令和2年12月末現在で215人、1日当たり受診者数は平均4.2人で、前年度と比較をしますと466人、68.4%の大きな減と、新型コロナウイルス感染症の関係で受診控えがあったものと思われるとの報告がありました。

次に、相楽会館の状況につきましては、貸室は大ホールのみで、令和2年12月末現在で54件で993人の利用で、前年度と比較をしますと36件の増はあったものの利用者は763人の大幅な減となり、緊急事態宣言の発令を受けて、1月18日から利用時間を午後5時までとされたとのことでした。

また、山城南医療圏における新型コロナウイルスの医療従事者等への集団接種会場として貸し出す予定と報告がありました。

最後に、ふるさと市町村圏振興事業の状況につきましては、平成30年度を初年度として令和4年度を目標年度とする第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画に事業推進すべく、ホームページによる情報発信やお茶の京都を活用した広域観光事業を実施し、相楽の文化を創るつどいは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止をされたとのことでした。

近況報告の後、審議に入りました。主な案件は、同意案件が1件、議案は補正予算が2件、令和3年度予算が2件提出されました。会議録署名議員の指名は、12番、梅本章一議員、13番、小西啓議員、会期の決定につきましては2月16日、1日間に決定いたしました。

まず、同意第1号でございますが、相楽郡広域事務組合の監査委員につきましては、笠置町飛鳥路にお住いの仲北悦雄さんが令和3年5月25日をもって任期が満了することから、再任をするため、議会の同意を求めるものでございまして、全員賛成で選任されました。

次に、議案第1号、令和2年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,262万8,000円とする補正でございました。歳出の主なものといたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため消費生活フォーラムが中止されたことや、給与改定により減額補正がありましたが、相楽会館の自動扉ガラス修繕やトイレ修繕、それと、し尿収集量増加に伴う委託料の増加によるものです。歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金確定により1,167万7,000円増額補正をしたことにより、分担金を各市町村に返金されるということで、全員賛成にて可決をいたしました。

次に、議案第2号、令和2年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第

1号) につきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ335万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2,345万3,000円とするものでして、歳出の主なものといたしましては、休日応急診療所運営経費のうち、医療材料費、個人防護具で167万6,000円の増や顔認識温度モニター等、感染対策用備品で77万8,000円の増、医師の報酬費が40万7,000円の増、歳入では、診療報酬収入が117万3,000円の減額をいたしました。前年度繰越金確定によりまして276万9,000円増額補正やコロナウイルスの支援交付金やインフルエンザの支援補助金を予算化したことによりまして175万7,000円皆増によるもので、全員賛成で可決をいたしました。

次に、議案第3号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億7,400万円とする予算が提出されました。前年度と比較をいたしまして6億8,800万円の減額となっております。主なものといたしましては、し尿処理施設が令和元年度から2か年で実施した基幹的設備改良工事が完了したことにより、大きな減額となったものであります。質疑の後、討論もなく、全員賛成で可決をいたしました。

次に、議案第4号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2,670万円とする予算が提出されました。前年度と比較をいたしまして660万円の増額となっております。主なものといたしましては、休日応急診療所運営経費で360万3,000円を増額し、ふるさと市町村圏振興事業経費で277万8,000円が増額となったものでありまして、質疑の後、討議もなく、全員賛成にて可決をいたしました。

本事務組合の令和3年度の予算に対する笠置町の分担金の予定額は1,914万3,000円でございます。

以上をもちまして、報告を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、相楽中部消防組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 令和3年第1回相楽中部消防組合議会定例会。

日程第1、会議録署名議員の指名があり、日程第2、会期の決定、令和3年2月22日、1日。

行政報告であります。まず初めに新庁舎建設工事建築等設計業務委託についてでございますが、昨年11月の定例会で設計委託料の予算を可決いただき、12月21日から1月8日にかけて入札参加資格確認申請を受け付けましたところ、1社しか提出がなかったため、

入札を中止しました。そのため仕様、期間を見直し、再入札の準備を進めておりますが、事業が遅れ、年度をまたいでしまうため、この後提案させていただきます令和2年度補正予算（第2号）で事業費の減額を行い、令和2年度から令和4年度にかけて債務負担行為を設定させていただきたいと思っておりますと、あと同意2件と議案4件の説明がありました。

日程第4、同意第1号、相楽中部消防組合公平委員会委員の選任について、笠置町の西窪量氏が令和3年3月15日をもって満了することにつき、引き続き同氏を再任することに同意を求めるものであります。これは賛成全員で原案のとおり同意。

同意第2号、相楽中部消防組合公平委員会委員の選任について、木津川市の横谷富士男氏の任期が令和3年5月28日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を再任いたしたく、同意を求めるものであります。賛成全員で原案のとおり同意いたしました。

日程第6、議案第1号、相楽中部消防組合議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員について、地方自治法第204条第1項の改正に伴い、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費を支給する対象であることが明確化されました。これに伴い、条例第6条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額規定に加え、給料を支給する職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準ずるということでもあります。また、現行法令等に準拠していない部分について、一部改正しようとするものであります。採決は、賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第2号、相楽中部消防組合火災予防条例の一部改正について、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、これは消防長、消防署長の責任所在の明確化、住宅用防災警報機の基準の整備及び重要文化財に係る防火管理の基準を国の現行法令に準拠するために火災予防条例を一部改正するものであります。賛成全員で原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第3号、令和2年度相楽中部消防組合一般会計補正予算（第2号）について、昨年11月の第2回定例会で提案させていただき、令和2年度補正予算（第1号）について、設計委託料2億6,802万1,000円の可決をいただき、12月21日から1月8日にかけて入札参加資格確認申請を受け付けたところ、1社からの提出しかいないため、相楽中部消防組合契約事務規則第15条第2項により、入札を中止いたしました。そのため仕様、期間等を見直し、再入札を進めてまいります。事業が遅れ、年度をまたいでしまうため、事業費2億6,802万1,000円の減額を行い、令和2年度から令和4年度にかけて債

務負担行為に設定変更させていただき、事業を進めていただきますとありますが、これは賛成多数で原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号、令和3年度相楽中部消防組合一般会計予算について、令和3年度当初予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ14億2,180万円で、前年度当初予算と比較しますと6,550万円、4.4%の減額となっております。今年度の主な事業といたしましては、加茂高規格救急車、広報指令車の更新、備品のほうでは高度救急訓練人形、空気式救助マットの更新を予定しており、緊急車両、装備の充実を図ってまいります。また、昨年に引き続き新庁舎建設工事建築等設計業務委託について、令和2年度から令和4年度の債務負担行為により進めてまいります。それらの財源につきましては3,180万円の起債を見込んでおり、有効な交付税措置のある起債を活用し、構成市町村の分担金は13億8,406万3,000円となっております。

人件費では11億465万9,000円、給与改定、退職者新規採用の入れ替わりにより、前年度比2,442万7,000円、2.2%の減額、物件費では1億1,497万2,000円となり、昨年度の新庁舎建設基本構想策定支援業務により、前年度比852万8,000円、6.9%の減額となりました。

また、公債費では1億2,121万3,000円となり、令和元年度借入分の高機能指令台部分改修、山城、東部高規格救急車、資材搬送車分の償還が始まったことにより、前年度比2,594万1,000円、27.2%の増額になりました。

同意案件2件、議案4件、可決承認されました。

議長（大倉 博君） 次に、山城病院組合議会、田中良三議員。

6番（田中良三君） 令和3年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会議録。

日時、令和3年2月5日。

日程第3、諸般の報告、議案の説明があり、河井管理者より、令和2年11月18日の令和2年第2回定例会開催後の病院組合の動きについて報告及び本定例会の提出議案について説明がありました。

日程第4、一般質問で木津川市の福井平和議員からデジタル政府の取組に関して、南山城の齋藤和憲議員から新型コロナウイルスについて、コロナワクチン接種について、院内の労働環境について、木津川市、宮嶋良造議員からコロナ禍での京都山城総合医療センターの現状と役割について質問がありました。

日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、ガラス片により挫創の救

急受診した患者Aに対し、その場でレントゲン撮影をしなかったため、治療に要した期間が長引いたことによる休業補償10万円の決定について専決処分をしたもので、挙手全員で承認。

日程第6、第1号議案、令和2年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入の減額及び支出の増額補正並びに資本的収入及び支出の増額補正。主な内容、新型コロナウイルスの影響により入院患者数の減により、入院収益6億5,350万2,000円減額する等の補正があり、挙手全員で可決されました。

日程第7、第2号議案、令和2年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）について、収益的収入及び支出の増額補正。主な内容は、新型コロナウイルスの感染症緊急包括支援事業助成金として交付された380万円を補助金に計上するための補正を行うものでございます。挙手全員で可決。

日程第8、第3号議案、令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について、常勤医師の増員により収益確保、また、スタッフの増員等に伴う給与費の増加等を反映した。予算規模は事業収益、事業費用とも85億9,022万3,000円を見込んでいる。挙手全員で可決。

日程第9、第4号議案、令和3年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について、さらなる在宅復帰率の向上を務めることを反映した。予算規模は事業収益、事業費用ともに5億8,668万6,000円を見込んでいる。挙手全員で可決。

以上、提案された議案、承認1件、議案4件全て可決承認されました。

議長（大倉 博君） 次に加茂笠置組合議会、向出健議員。

1番（向出 健君） 向出です。

令和3年第1回加茂笠置組合議会定例会の報告を行います。

加茂笠置組合は、木津川市と笠置町の関係地域の財産区の土地などの運営・管理のために共同でつくられている組合です。

令和3年第1回加茂笠置組合議会定例会は、令和3年2月15日午後2時より、木津川市役所5階の全員協議会室で開催され、木津川市の議員7人、笠置町の議員5人の計12人の出席の下、議案2件を審議いたしました。

初めに、議案第1号、令和2年度加茂笠置組合会計補正予算第2号について審議いたしました。歳入歳出をそれぞれ102万8,000円減額し、総額を1,944万1,000円とするものです。補正の主な内容は、歳入では関電鉄塔敷地料と線下補償金の減、歳出では

議会費の減です。

線下補償金は、高圧線の敷地利用の対価として関西電力送配電から支払われるもので、奥吉野線と南京都奈良線の2つのルートがあり、それぞれ5年契約となっています。南京都奈良線について、旧加茂町域分と笠置域分の2つがあり、旧加茂町域分の補償金が関西電力送配電と妥結で減額となり、今回の補正でその補償金が減額となったものです。また同様の理由で関電鉄塔敷地料も減額となりました。ちなみに関西電力送配電との交渉は、線下補償組合に委任をしています。

議会費の減は、議会として研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の広がり状況を踏まえ、研修を中止としたものです。

質疑は、線下補償金の内訳や線下補償金の交渉内容などでした。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号、令和3年度加茂笠置組合会計予算について審議いたしました。歳入歳出をそれぞれ前年度比66万5,000円減、3.2%減の1,972万円とするものです。前年度比減の主な内容は、さきの議案の内容で説明しましたのと同じ理由による南京都奈良線の線下補償金と関電鉄塔敷地料の減によるものです。質疑は、線下補償組合についてなどでした。討論はなく、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上で令和3年第1回加茂笠置組合議会定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、相楽東部広域連合議会、西昭夫議員。

7番（西 昭夫君） 相楽東部広域連合議会の報告。

令和3年2月26日に笠置町議会議場において開催された令和3年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告を行います。

午前9時30分から開会宣言に続き、会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員により一般質問が行われました。

初めに、和束町、高山議員が相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策、相楽東部3町村の今後のごみ処理についてなどについて質問をいたしました。続いて、南山城村、久保議員からは、ごみの減量化と経費の削減、再資源化ごみの処理方法について、笠置町、坂本議員からは、笠置小学校の運営、GIGAスクールの今後についてそれぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、議案第1号、相楽東部広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について、令和3年4月1日から教育委員会において、京都府教育委員会から、割愛職員を採用することか

ら教育委員会の職員の定数を改正することを主な内容とするもので、議案第2号、相楽東部広域連合教育長の退職手当に関する条例等を廃止する条例については、令和3年4月1日から京都府市町村退職手当組合に加入することに伴い、関連する条例を廃止するもので、全員賛成により可決されました。

次に、議案第3号、令和2年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、歳入歳出それぞれ256万7,000円を追加し、歳入歳出総額を9億8,535万円とするもので、府補助金の内示等に係る歳出事業への充当と中学校の教師用指導書の備品購入費に係る補正を行うもので、審議の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第4号、令和3年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出総額を8億3,971万2,000円とするもので、前年度との比較で2,813万7,000円の減となっており、歳入財源のうち7億9,722万4,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっていました。割愛職員を採用する理由やごみの中間処理費等について質疑があり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で令和3年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

議長（大倉 博君） 次に、京都地方税機構議会、松本俊清議員。

2番（松本俊清君） 京都地方税機構議会定例会、令和3年2月3日木曜日開催されました。

その内容について御報告いたします。

定例会当日は、1時30分より全員協議会が開催され、2時より本議会を開催し、開催場所はホテルルビノ京都堀川2階、みやこの間です。

議題につきましては、諸般の報告と第1号議案から第3号議案について検討いたしました。

第1号議案については、令和3年度京都地方税機構一般会計予算、歳入歳出総額はそれぞれ23億761万8,000円と定めるものであります。そのうち笠置町の負担金は319万9,000円。

第2号議案、令和2年度京都地方税機構一般会計予算（第1号）、歳入歳出それぞれ2億2,469万4,000円を追加し、歳入歳出総額を25億9,948万4,000円とするものであります。

第3号議案につきましては、京都地方税機構職員定数条例一部改正の件であります。事務局職員の定数を「229名」から「230名」に改めるものです。施行日は令和3年4月

1日です。

これにつきまして、第1号議案、多数賛成、第2号議案、全員賛成、第3号議案については賛成多数で議決いたしました。

以上で京都地方税機構定例会の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会、由本好史議員。

3番（由本好史君） それでは、京都府後期高齢者医療広域連合につきましての令和3年第1回定例会の報告をさせていただきます。

本定例会は、令和3年2月12日午後1時30分からメルパルク京都におきまして行われました。

初めに議席の指定があり、次いで会議録署名議員の指名では、宇治市、岡本里美議員、宇治田原町、榎木憲法議員が指名され、会期の決定につきましては2月12日、1日間に決定いたしました。

次に、諸般の報告として、定期監査結果報告書及び例月出納検査結果報告書の配付がありました。

議案第1号から承認第1号までの広域連合長提出案件8件について一括提出され、広域連合長から議案の説明がありました。

初めに、議案第1号、京都府後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金条例の制定についてでございます。簡潔で分かりやすい予算を作成する目的により、一般会計に特別調整交付金の保険者インセンティブ分を原資として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業や医療費の適正化等に要する費用に充てるための基金を設置するというもので、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するもので、施行日は令和3年4月1日を予定しているとのことでした。

次に、議案第2号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費等準備基金条例の制定についてでございます。簡潔で分かりやすい予算を作成する目的により、後期高齢者医療特別会計に医療給付費等に要する費用に充てるため基金を設置するもので、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するもので、施行日は令和3年4月1日を予定しているとのことでした。

次に、議案第3号、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）、市町村が実施する健康診査、追加項目等で長寿健康増進事業に対する補助金について、国庫支出金を財源として増額補正をし、財政調整基金積立金について、今年度の決算見

込みに基づき増額補正をするもので、また、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費、特別会計への繰出金について、決算見込みに基づき減額補正し、令和元年度に概算で交付されました国庫支出金、特別調整交付金等の精算に係る返還金について、諸収入、特別対策補助金返還金を財源として増額補正するもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,135万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,205万3,000円に改めるものとのことでした。

次に、議案第4号、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、高額レセプトの増加に伴い、国民健康保険中央会が実施する特別高額医療費共同事業に要する費用の額が増加したため、当広域連合が負担している拠出金についても増額するとともに、令和元年度に概算交付をされました国庫支出金、府支出金及び市町村支出金について精算した結果、返還金が生じることにより増額補正をする。また、保健事業・介護予防等の一体的実施推進事業につきまして、今年度の決算見込みに基づき減額補正をし、以上により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億2,463万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,738億2,685万5,000円と定めるものとのことでした。

次に、議案第5号、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本広域連合の一般会計は、市町村からの分負金を主な財源としております。令和3年度の一般会計予算の総額を10億4,500万円で対前年度比1億8,430万円の増、21.4%の増となっている。歳出の主な増加の要因は、保険者インセンティブの財源を保健事業等に活用するため特別会計に繰り出すこととしており、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施を行う市町村の増加や市町村が実施する人間ドック事業に対する補助の見直しに伴い、特別会計への繰出金が1億300万円余り増加するとともに、マイナンバーカードを活用したオンライン資格確認の制度が創設されたことにより、国の要請に基づき、マイナンバーカードの取得促進のための経費を1億円計上した。歳入の主な増加の要因は、令和3年度の保険者インセンティブ分の額が約2億円見込まれることから、当初予算に計上するとともに、マイナンバーカードの取得促進のための経費が国費で賄われる予定であることから、国庫支出金を約3億円増額しているとのことでした。

次に、議案第6号、令和3年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、令和3年度の特別会計予算の総額を3,762億5,792万6,000円と定めるもので、前年度比70億4,644万3,000円の増、1.91%の増となっている。特別

会計は、後期高齢者医療の特別給付費等の支出及び保険料の収入について、2年間を通して財政の均衡を保つことを見越して設定しており、令和3年度はその2年度目となる。対前年度比の主な増加要因としては、歳出の大半を占める保険給付費において、被保険者数及び1人当たりの医療給付費の増加を見込んでいることによるものでした。

保健事業費のうち健康診査費について、人間ドックへの補助金を見直したことにより減額する一方、保健事業・介護予防等一体的実施推進事業費について、実施市町村の増加を見込んで増額している。今後とも効率的な財政運営に努めてまいるというものでした。

次に、議案第7号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一を改正する条例の制定についてでございます。令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から起算して10日を経過した日である2月13日から施行されることに伴い、本件条例の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金に関連する条項中に引用しております法律の規定が削除されたことにより、所要の規定整備を行うもの。なお、本件改正によりまして、傷病手当金の支給に関し変更が加わるものではなく、施行日は令和3年2月13日とのことでした。

次に、承認第1号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとした平成30年度税制改正を反映した改正地方税法が令和3年1月1日から施行された。これに伴い、所得情報を活用している社会保障制度において、税制改正に影響が生じないよう、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日から施行されたことから、同日付で京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、専決処分をいたしましたので承認をお願いするとのことでした。

以上、広域連合長提出案件8件の説明がありました。

その後、75歳以上の医療費窓口負担について、原則1割負担の継続を求める請願書が提出されました。議案表決に先立ち、1人の議員が一般質問をされました。内容は、新型コロナウイルスの影響から被保険者の命と健康をいかに守るか、広域連合として何ができるのか、できることがあるかないか。あるとすれば、僅かな可能性であっても、その道を追求すべきではないかという観点と立場から質問されました。

その後、議案第1号から承認第1号及び請願第1号の表決が取られ、全て質疑、討論がな

く、議案第1号から議案第4号及び議案第7号、承認第1号は全員賛成で可決をされ、議案第5号及び議案第6号につきましては賛成者多数によりまして可決をされましたが、請願第1号につきましては賛成少数によりまして不採択となりました。

以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後8時32分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 西 昭 夫

署名議員 向 出 健